HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	事務管理法の機能・位置付けの研究 ： 日中裁判例の比較類型的考察
Author(s)	李, 光照
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第15704号
Issue Date	2024-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k15704
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91978
Type	doctoral thesis
File Information	Li_Guangzhao.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

事務管理法の機能・位置付けの研究
——日中裁判例の比較類型的考察

北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻
博士後期課程

李光照
15215004

事務管理法の機能・位置付けの研究
――日中裁判例の比較類型的考察

目次

はじめに
第一章 日本の事務管理法の系譜的考察
　第一節 大陸法系の事務管理の起源・変遷
　第二節 日本の事務管理法の制定の過程
　第三節 裁判例の類型の変遷
　第四節 先行研究（研究の内容の変化）
第二章 日本の具体的な裁判例
　第一節 他人の義務の履行
　第二節 保存行為・改良行為・処分行為
　第三節 共有物の管理
　第四節 救助行為
　第五節 小括
第三章 事務管理と隣接制度との検討
　第一節 事務管理と不当利得
　第二節 事務管理と不法行為
　第三節 事務管理と契約
第四章 中国の事務管理法の沿革・確立
　第一節 中国の伝統的な法文化の継受
　第二節 社会主義法系の「社会主義的財産の救済の結果発生する債務」の継受
　第三節 中華人民共和国での事務管理法の沿革・確立
　第四節 小括
第五章 中国の具体的な裁判例
　第一節 他人の義務の履行
　第二節 保存行為・改良行為
　第三節 マンションの管理行為
　第四節 救助行為
　第五節 まとめ
第六章 日中事務管理法の比較－－とくに救助行為の場合
　第一節 救助行為について
　第二節 本人の公法上の義務の履行について
　第三節 相続財産の管理について

第七章 むすびにかえて――日中事務管理法の相違の系譜的・法理論的考察
　第一節 まとめ（日中事務管理法の類型的比較）
　第二節 法系譜的考察との関係
　第三節 事務管理法の民法理論的考察
おわりに

はじめに

病気などで倒れた人が自分の前にいる場合に、人がどうするであろうか。当然、「私の責任ではなく、警察などの人の仕事なので、自分が何もしない」と思う人があるが、緊急なので、救助行為を行う人もある。救助が成功し、かつ救助者も被救助者も無事であれば、問題が生じないと思われる。もし救助者が財産的損害または身体的損害を被ったら、救助者（あるいはこの遺族）に対し、その損害を填補しうるか、どのように保護は行われるのか。それ以外に、救助が成功とはいえなく、救助者が大きな損害を被ったならば、救助者は不法行為責任を問われるのか。

大陸法系の通説によると、上記の人命救助の事例は事務管理に即し、その民法上の規定が適用されるとされている[1]。一見すると、事務管理の制度趣旨や存在意義が明白なものかもしれない。すなわち、人類扶助などというものである。しかし、社会の発展とともない（とくに、パソコン・携帯電話の出現）、人々の生活に大きな変化が起こった。この状況で、事務管理制度が機能しうるかという疑問が出現している。たとえば、長期不在の隣家が台風などの災害で破損した場合の応急処置や修繕、というものは常に事務管理の教科書設例として出現するが、実は、このような裁判例がほとんど存在しない。その理由は、たぶん携帯電話によって迅速に隣家と連絡しうるというものであり、多くの人がマンションに住んでいるというものであるかもしれない。よって、事務管理制度が機能しうるか、機能しうるなら、現実の機能は何であるか、というものが重要な問題である。その他、修士課程の際に、筆者が中国における救助者の損害の填補について研究していた。中国で救助行為の事案が少なくないが、日本ではほとんどない。ゆえに、筆者が、事務管理についての日中裁判例の相違が何かということおよび相違の理由に興味を持っている。日中裁判例の整理を通じ、上記の問題を研究している。

本稿は、日中裁判例の整理を通じ、上記の問題を少し明らかにすることに努める。第一章において、日本の事務管理法の変遷を簡単に紹介した上で、日本の立法者は立法のときに予想した機能を明晰してみる。その後、予想した機能と現在の実際の機能と対比する。第二章において、日本での判例を調べて研究し、具体的な裁判例の整理によって共通する裁判規範（とくに、異なる類型の要件）を析出したい。第三章において、学説・裁判例に基づき、事務管理と隣接制度とを検討する。さらに、事務管理の機能を捉える。第四章において、中国の事務管理法の立法過程を簡単に紹介した上で、中国事務管理法の特性及び研究方法について若干の指摘を試みる。第五章において、中国での判例を調べて研究し、裁判例の共通する裁判規範により、裁判所の立場を明らかにしようと思う。第六章において、日中裁判例の相違を検討し、少し示唆をもらいたい。第七章において、日中事務管理

[1] 中国は旧ソ連民法の影響で、「見義勇為」という条文がある。かつ2021年の「民法典」の前に、民法条文の中に、「事務管理」という言葉がなかった。ゆえに、人命救助は事務管理に即するか否かについて、議論が少なくない。この問題について、本稿の第四章「中国の事務管理法の沿革・確立」で詳しく紹介して検討する。

法の相違の系譜的・法理論的考察という作業をする。とくに、法理論的には、その方向性に位置付けられ、「好意」「無償・利他原理」の民法的展開を試みる。

第一章　日本の事務管理法の系譜的考察

本章は日本の事務管理法の系譜的考察であるが、日本の事務管理法はフランス・ドイツの学説を継受した上で制定されたといえるから、大陸法系の事務管理の起源・発展などの歴史についての考察が不可欠であると思う。よって、まずはこれについて、簡単に説明する。

第一節　大陸法系の事務管理の起源・変遷[2]

1、法制度になる前

聖書の中には、遺失物の発見者はそのものをよく保管すべきであるという故事がある。日本の大宝律令も中国の律令も類似な規定があり、拾得者に届出の義務を課す。それは、現代の事務管理と同じではないが、ある程度の事務管理についての考え方があるといえる。

2、ローマ法の時期（伴わない信託の機能）

上記のとおり、それは事務管理を法制度とした形式が認められない。事務管理の起源は、ローマ法において認められるものである。最初、他人のことに干渉することが違法であるという法原則があるので、事務管理に対して否定的態度がとられていた。しかしながら、ローマ帝国の拡大とともに、長期に不在の人の数が増えていた。彼らがどうのように自分の財産を管理するか、という問題が出現した。ゆえに、事務管理は契約を伴わない信託の機能を果たしたとする。それ以外に、一般不当利得法が存在しなかったので、ローマの事務管理は、利他的行為だけでなく、不当利得の原状回復にも関連した。この時期、事務管理は主に契約を伴わない信託の機能を果たしたから、本人の利益は管理者の利益より重視されていた。

3、中世の時期（利益調整の機能）

中世以降、利得調整機能がこの制度の第一義となった。なぜなら、ローマ時代と違い、合意の拘束力が徐々に承認され、財産管理について、委任などは事務管理より役に立ったと思われる。他方、利得吐出しが重視された。結果、事務管理がその調整の道具になった。この時期も、本人の利益は管理者の利益より重視されていた。

4、19 世紀以降（人類扶助機能）

---

[2] 詳しくは、鳩山秀夫「事務管理の起源及び本質」『土方教授在職二十五年記念私法論集』（有斐閣書房、1917 年）54 頁以下、平田健治「事務管理法の規範構造を考える―ヤンゼン説とドイツ民法の編纂過程を示唆にー」阪大法学 62 巻 2 号（2012 年）232 頁以下参照。

上記の両時期に、事務管理の機能は財産にとどまり、身体・生命に触れなかった。十九世紀、二十世紀に、ドイツのコーラーが事務管理は基本的に社会連帯・互助精神という観念に支配されている「人類扶助説」を提出した。それはドイツでも日本でも通説として支持された[3]。　ゆえに、人命救助という機能が現れた。その他、救助者に対する損害賠償・報酬という法的効果が生じた。つまり、人命救助は事務管理の一種類と捉えられる。前の考え方を変えた。この時期、本人の利益へ適合すると共に、管理者の利益も重視されていた。

第二節　日本の事務管理法の制定の過程

1、旧民法の制定及び事務管理法の位置付け

1873 年、ボアソナードは、明治政府の招聘を受け、日本に来た[4]。その後、ボアソナードが中心となって旧民法典の起草作業をした。旧民法典の制定については、民法編纂局における作業、1886 年の民法編纂局の閉局と民法典草案の内閣への上申、元老院への下付と返上、委員長を山田顕義とする法律取調委員会の設置と 1887 年の法律取調委員会の移管、1888 年の法律取調委員会の内閣への上申、元老院での審議、枢密院での審議、1890 年の閣議決定と公布と、複雑な経過をたどる[5]。

事務管理について、ボアソナードは、彼の母法から脱却した。すなわち、事務管理と不当利得を上位概念である準契約の中に置くという方針を採用せず、不当利得を準契約と同位概念とし、事務管理は具体的類型の 1 例として不当利得の中に置くという方針を採用した[6]。

旧民法のとき、事務管理法の変遷表は以下とおりである[7]。

民法編纂局	法取委 原案	法取委 再調査案	法取委 上申案(1888)	元老院　議定上奏案	公布
第二節 不当ノ利得即准	第二節 不当ノ利得即准	第二節 不当ノ利得	第二節 不当ノ利得	第二節 不当ノ利得	第二節 不当ノ利得

[3] 星野英一「愛と法律――民法を中心として」『民法論集（第 7 巻）』（有斐閣、1989 年）197 頁以下参照。

[4] 星野通『明治民法編纂史研究』（ダイヤモンド社、1943 年）11 頁。

[5] 大久保輝「民法起草者の考え方の違いについて」中央学院大学法学論叢 26 巻 1・2 号（2013 年）115 頁。

[6] 「ボアソナード氏起稿民法草案修正文」881 条から 889 までは「不当ノ利得即准契約」と表題されているが、「ボアソナード氏起稿再閲民法草案」381 条から 389 条までは「不当ノ利得」のみと表題されている。ここに、日本で準契約概念を承継かどうかという分岐があった。その後、民法草案あるいは民法典の中に、準契約という言葉は存在しない。

[7] 「法律情報基盤- Legal Information Platform」というネットで調べました。https://law-platform.jp/table/123028/0。一連の草案および注釈について、ボアソナード民法典研究会編『ボアソナード氏起稿　注釈民法草案　財産編　第 3 巻（71-99）　ボアソナード民法典資料集成　前期Ⅰ』（雄松堂、1999 年）などの資料がある。

契約	契約				
881 条	381 条	381 条	361 条	360 条	361 条
882 条	382 条	382 条	362 条	361 条	362 条
883 条	383 条	383 条	363 条	362 条	363 条

公布された旧民法の財産編の第二部人権及ヒ義務の第一章義務ノ原因の第二節「不当ノ利得」に、361 条は不当利得となる場合を列挙し、その 1 号に、「他人ノ事務ノ管理」があげられた。362 条は管理者の本人に対する義務を規定し、363 条は本人の管理者に対する義務を定めた[8]。しかし、363 条は管理者の支出した費用の賠償にとどまり、管理者に生じた損害の賠償について、提案も検討もない。

そのような立法理由は以下とおりである。事務管理は不当利得の一類型として規定するについて、諸外国では詳細な立法があるが、日本ではあまり認知されていないから、法律で細目を示す必要がある[9]。事務管理は、無償かつ利他的念慮、あるいは懇篤な情誼に由来するという性質上、代理と類似するところ大である。しかしながら、代理は 2 個の意思の合致に基づく契約で、事務管理は好意という 1 個の意思の結果にすぎない準契約で、したがって当事者の義務の根拠は不当利得である[10]。

上記からみると、旧民法のとき、立法者は事務管理法の利他・人類扶助の個性を見るこ

---

[8] 具体的な条文は以下とおりである。

361 条

何人ニテモ有意ト無意ト又錯誤ト故意トヲ問ハス正当ノ原因ナクシテ他人ノ財産ニ付キ利ヲ得タル者ハ其不当ノ利得ノ取戻ヲ受ク

此規定ハ下ノ区別ニ従ヒ主トシテ左ノ諸件ニ之ヲ適用ス

第一　他人ノ事務ノ管理

第二　負担ナクシテ弁済シタル物及ヒ虚妄若クハ不法ノ原因ノ為メ又ハ成就セス若クハ消滅シタル原因ノ為メニ供与シタル物ノ領受

第三　遺贈其他遺言ノ負担ヲ付シタル相続ノ受諾

第四　他人ノ物ノ添附ヨリ又ハ他人ノ労力ヨリ生スル所有物ノ増加

第五　他人ノ物ノ占有者カ不法ニ収取シタル果実、産出物其他ノ利益及ヒ之ニ反シテ占有者カ其占有物ニ加ヘタル改良但第百九十四条乃至第百九十八条ニ規定シタル区別ニ従フ

362 条

不在者其他ノ人ノ財産ニ患害アリト見ユルトキ合意上、法律上又ハ裁判上ノ委任ナク好意ヲ以テ其事務ヲ管理スル者ハ本主ノ財産ヨリ収メタル利益ヲ返還シ且其管理ノ際自己ノ名ニテ取得シタル権利及ヒ訴権ヲ本主ニ移転スル責アリ

右管理者ハ本主又ハ其相続人カ自ラ管理ヲ為シ得ルニ至ルマテ其管理ヲ継続スル責アリ

又右管理者ハ過失又ハ懈怠ニ因リテ本主ニ加ヘタル損害ノ責ニ任ス但管理者カ其管理ニ任スルニ至レル事情ヲ酌量スルコトヲ要ス

363 条

本主ハ管理者カ管理ノ為メニ出シタル必要又ハ有益ナル諸費用ヲ賠償シ及ヒ管理者カ其管理ノ為メニ自身ニ負担シタル義務ヲ免カレシメ又ハ其担保ヲ為スコトヲ要ス

若シ本主ノ意思ニ反シ管理ヲ為シタルトキハ管理者ハ出訴ノ日ニ於テ存在スル費用又ハ約務ノ有益ノ限度ニ非サレハ賠償ヲ受クルコトヲ得ス

[9] ボアソナード民法典研究会編『民法理由書　第 2 巻　財産編人権部　ボアソナード民法典資料集成 II 前期IV』（雄松堂、2001 年）274 頁。

[10] 前掲注（9）279 頁。

とができるが[11]、ローマ法の原則に拘るから、不当利得法のような利益調整の機能をより重視した。結局、事務管理制度は不当利得制度から独立する作業が不徹底であるといえる[12]。

2、現行民法の制定及び事務管理法の位置付け

旧民法は10年くらいかけて編纂されたが、公布した後、「民法典論争」と呼ばれる旧民法に対する激しい議論がなされるようになった。最も重要な理由は、旧民法が日本の伝統的な文化・倫理に合わない、というものである。さらに、「民法出て忠孝亡ぶ」[13]という有名な言葉がある。

その状況で、現行民法を起草したとき、日本の伝統的な文化・倫理に基づき、事務管理法について、大きく舵を切るといえる。旧民法の事務管理法に対し、現行民法の起草者は、事務管理と不当利得からの決別を宣言した。事務管理法は体系的に独立の章として設けられた。立法過程および理由は以下とおりである。

第113回法典調査会（1895年9月13日）の際に、起草委員の1人である穂積陳重は、事務管理法の個別規定を解説する前に、事務管理法の制度趣旨を説明した。ここで簡単に紹介する。①旧民法が事務管理を不当利得の中に置くという方針を採用する理由は、ローマ法の由来の原則に拘るものおよび18世紀末から19世紀初に個人主義の流行により、他人の事務への干渉を不法とみなすものである。しかしながら、社会上の取引の興隆により、他人の事務の処理が頻繁になされるようになるから、事務管理のような他人の事務への干渉は妥当領域へ拡大する傾向が増加し始める。②好意に基づく利他的な事務処理を不当利得と呼ぶこと自体は無理である。事務管理の本旨は、管理者が十分な処理をなすべき義務を負うものおよび獲得した物を返還すべき義務を負うものである。③事務管理は、直接的な合意も間接的な合意も存在しないから、黙示の委任として契約の中に規定することは許されない。④ドイツなどの諸外国には「委任なき事務処理」という言葉を使えるが、当該表現を超える場合もありうると考えると、より一般的な「事務管理」という言葉を使用することにする[14]。

個別規定について、続く第114回法典調査会（1895年9月16日）に議論されており、いろいろな議論がみられた[15]。とくに、草案711条3項の削除をめぐって議論が激しい[16]。

---

[11] 立法理由について、事務管理の無償かつ利他的念慮、あるいは懇篤な情誼に由来するという性質を述べた。その他、363条は、本人の管理者に対する義務について、必要費・有益費の返還を規定した。

[12] 結局、事務管理は具体的類型の1例として不当利得の節の中に置く。その他、必要費・有益費の返還を規定したが、返還範囲を管理者の費用支出による本人の利得を最大限度とすべしとしている。すなわち、効果面から見ると、「費用」の償還でなく、「利得」の返還といえる。谷口知平・甲斐道太郎編「新版注釈民法(18)」〔高木多喜男〕（有斐閣、1991年）120頁参照。

[13] 穂積八束「民法出デテ忠孝亡ブ」法学新報5号（1891年）8頁以下。

[14] 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会　民法議事速記録五」（商事法務研究会、1984年）107頁から109頁「穂積陳重」。

[15] 前掲注（14）110頁から152頁。

結局、草案 711 条 3 項削除案は否定される。その後、事務管理法については、草案 706 条から 711 条は民法修正案 697 条から 701 条へ[17]と変えた後に、第 9 回帝国衆議院民法修正案委員会第 11 回会議（1896 年 3 月 13 日）に提出されるも特段の議論を経ずして通過、続く貴族院での審議（1896 年 3 月 19 日、21 日、23 日）においても疑義なく承認される[18]。ちなみに、旧民法編纂のときと同様に、管理者に生じた損害の賠償について、提案も検討もない。

上記から見ると、現行民法の事務管理法は、ローマ法の由来の原則に拘わらなく、日本の伝統的な文化・倫理に合い、人類扶助機能を重視し、本人の利益を保護すると共に、管理者の利益を見失わないといえる。その他、ドイツ・フランスと違い、事務管理は、不当利得・不法行為と共に、別個独立の章として設けられていることは、事務管理制度の本質を最もよく把握した立法主義ということがいいえよう[19]。実は、日本の学者だけでなく、中国の学者もこれを大いに称賛している[20]。

第三節　裁判例の類型の変遷

1、違い年代の裁判例の類型の整理・統計

調査の方法は、LEX/DB で「事務管理」という言葉をキーワードとして検索した。今回は、令和 4 年 12 月までの事件を扱う。検出された事件の数は千件以上あり、すべてを統計して列挙すれば、乱雑であり、読みにくいと思う。なので、読みやすいように、1902 年から、10 年ごとに整理して統計する[21]。当然、LEX/DB で掲載しない裁判例もあるかもしれない。なので、この期間に全部の公表された裁判例を網羅しているとはいえない。違い年代の裁判例の類型の整理・統計は以下とおりである。

1902 年には 1 例（共有者の管理、不可分債権の債権者の 1 人の財産の管理）のみがある[22]。

1912 年には 1 例（本人の公法上の義務の履行、租税の立替払い）がある[23]。

1922 年には 1 例（処分行為、質権の設定）がある[24]。

---

[16] 前掲注（14）142 頁から 152 頁。詳しくは、本稿の第三章第一節に紹介する。

[17] 条文番号以外は現行民法と同じなので列挙しない。法典調査会の審議の過程および立法理由については、廣中俊雄『民法修正案(前三編)の理由書」（有斐閣、1987）652 頁以下参照。

[18] 一木孝之『委任契約の研究」（成文堂、2021 年）219 から 220 頁。

[19] 前掲注（12）108 頁。

[20] 葉知年『無因管理及相関債之制度研究』（中国検察出版社、2007 年）27 から 28 頁。中国現行民法は、事務管理が準契約の一種として、不当利得と共に規定している。現在、大陸法系は準契約という概念をほとんど使用しないが、中国現行の事務管理法が上記のようになり、妥当ではないと思われる。

[21] 近時の裁判例は今の日本での事務管理の機能を反応するので、より重要であると思う。ゆえに、2002 年から、5 年ごとに整理して統計する。

[22] 大判明治 35 年 10 月 31 日、民録 8 輯 9 巻 174 頁。

[23] 大判大正 1 年 10 月 4 日、民録 18 輯 785 頁。

[24] 大判大正 11 年 6 月 17 日、民集 1 巻 332 頁。

1932 年には 1 例（権利取得行為、私文書偽造）がある[25]。

1942 年には 3 例がある。他人の金銭の弁済（保険料の立替払い）は 1 例で[26]、共有者（数人の受託者）の管理は 1 例で[27]、保存行為（無権代理人が金銭を受領した）は 1 例である[28]。

1952 年には 5 例がある。処分行為は 2 例で[29]、保存行為は 3 例である[30]。

1962 年には 7 例がある。本人の公法上の義務の履行は 1 例で[31]、他人の金銭の弁済は 3 例で[32]、扶養義務者の義務の履行は 2 例で[33]、会社組合員の稼動は 1 例である[34]。

1972 年には 8 例がある。不法行為加害者の損害賠償義務の履行は 4 例で[35]、保存行為は 2 例で[36]、処分行為は 1 例で[37]、相続財産の管理は 1 例である[38]。

1982 年には 6 例がある。不法行為加害者の損害賠償義務の履行は 1 例で[39]、処分行為は 1 例で[40]、マンションの管理行為は 1 例で[41]、改良行為は 2 例で[42]、相続財産の管理は 1 例である[43]。

1992 年には 1 例（不法行為加害者の損害賠償義務の履行）のみがある[44]。

2002 年には 6 例がある。他人の金銭の弁済は 3 例で[45]、本人の公法上の義務の履行は 1

---

[25] 大判昭和 7 年 11 月 15 日、刑集 11 巻 1625 頁。
[26] 大判昭和 17 年 5 月 20 日、新聞 4782 号 15 頁。
[27] 大判昭和 17 年 7 月 7 日、民集 21 巻 740 頁。
[28] 大判昭和 17 年 8 月 6 日、民集 21 巻 850 頁。
[29] 東京地判昭和 27 年 1 月 22 日、下民集 3 巻 1 号 61 頁。東京高判昭和 27 年 8 月 5 日、高刑集 5 巻 8 号 1371 頁。
[30] 最判昭和 27 年 2 月 19 日、民集 6 巻 2 号 95 頁。函館地判昭和 27 年 6 月 23 日(第一審)、札幌高判昭和 27 年 11 月 5 日(控訴審)、高刑集 5 巻 11 号 1985 頁。福島地判昭和 27 年 8 月 22 日、行集 3 巻 8 号 1700 頁。
[31] 長崎地判昭和 37 年 1 月 31 日(第一審)、下民集 13 巻 1 号 133 頁、福岡高判昭和 37 年 10 月 16 日（控訴審）、下民集 13 巻 10 号 2090 頁、最判昭和 40 年 12 月 17 日（上告審）、集民 81 号 481 頁。
[32] 福岡高判昭和 37 年 3 月 29 日、金融法務事情 305 号 11 頁。大阪高判昭和 37 年 6 月 27 日、下民集 13 巻 6 号 1306 頁。東京高判昭和 37 年 12 月 20 日、東高民時報 13 巻 12 号 201 頁。
[33] 大阪高決昭和 37 年 11 月 17 日、家月 15 巻 2 号 131 頁。仙台高判昭和 37 年 10 月 31 日、下民集 13 巻 10 号 2207 頁。
[34] 横浜地決昭和 37 年 10 月 15 日、労民集 13 巻 5 号 1058 頁。
[35] 東京地判昭和 47 年 1 月 31 日、交民集 5 巻 1 号 114 頁。大阪地判昭和 47 年 3 月 23 日、交民集 5 巻 2 号 457 頁。東京地判昭和 47 年 9 月 18 日、交民集 5 巻 5 号 1319 頁。東京地判昭和 47 年 11 月 7 日、判タ 291 号 333 頁。
[36] 鹿児島地判昭和 47 年 6 月 21 日、交民集 5 巻 3 号 840 頁。大阪地判昭和 47 年 8 月 15 日、交民集 5 巻 4 号 1082 頁。
[37] 東京高判昭和 47 年 8 月 3 日、東高民時報 23 巻 8 号 113 頁
[38] 最判昭和 47 年 9 月 8 日、民集 26 巻 7 号 1348 頁。
[39] 仙台高判昭和 57 年 1 月 27 日、判タ 469 号 241 頁。
[40] 熊本地判昭和 57 年 5 月 20 日、訟月 28 巻 12 号 2315 頁。
[41] 大阪地判昭和 57 年 10 月 22 日、判時 1068 号 85 頁。
[42] 東京高判昭和 57 年 9 月 28 日、判時 1058 号 70 頁。名古屋高判昭和 57 年 12 月 22 日、判時 1073 号 91 頁。
[43] 名古屋高判昭和 57 年 12 月 27 日、判時 1075 号 127 頁。
[44] 大阪地判平成 4 年 8 月 27 日、交民集 25 巻 4 号 978 頁。
[45] 名古屋地判平成 14 年 1 月 17 日、金融・商事判例 1151 号 45 頁。神戸地判平成 14 年 4 月 30 日、LEX/DB28072022。東京地判平成 14 年 7 月 19 日、LEX/DB 28072728。

例で[46]、保存行為は2例である[47]。

2007年には1例（建物の管理）のみがある[48]。

2012年には32例がある。他人の金銭の弁済は6例で[49]、相続財産の管理は9例で[50]、保存行為は2例で[51]、不法行為加害者の損害賠償義務の履行は3例で[52]、改良行為は3例で[53]、建物の管理は4例で[54]、契約関連の管理は4例で[55]、扶養義務者の義務の履行は1例である[56]。

2017年には36例がある。建物の管理は4例で[57]、相続財産の管理は14例で[58]、共有者の管理は2例で[59]、不法行為加害者の損害賠償義務の履行は2例で[60]、他人の金銭の弁済は5例で[61]、本人の公法上の義務の履行は3例で[62]、保存行為は2例で[63]、処分行為は1例で[64]、

---

[46] 名古屋地判平成14年3月13日、判時1823号44頁。

[47] 神戸地判平成14年5月24日、LEX/DB 28072291。東京高判平成14年5月29日、判時1796号95頁。

[48] 東京地判平成19年2月1日、判タ1257号321頁。

[49] 東京地判平成24年1月19日、LEX/DB25491042。東京地判平成24年2月23日、LEX/DB25491761。東京地判平成24年2月27日、LEX/DB25491869。東京地判平成24年2月27日、LEX/DB25491870。東京地判平成24年7月19日、LEX/DB25495557。東京地判平成24年8月7日、LEX/DB25496370。

[50] 東京地判平成24年1月19日、LEX/DB25491597。東京地判平成24年1月23日、LEX/DB25491107。東京地判平成24年3月9日、LEX/DB25493056。東京地判平成24年3月22日、LEX/DB25493113。名古屋高判平成24年3月29日、LEX/DB25444512。東京地判平成24年5月30日、LEX/DB25494119。東京地判平成24年7月18日、LEX/DB25495396。東京地判平成24年9月25日、LEX/DB25497155。東京地判平成24年12月7日、LEX/DB25498738。

[51] 東京地判平成24年1月25日、LEX/DB25491262。東京地判平成24年7月19日、LEX/DB25495531。

[52] 東京地判平成24年2月1日、LEX/DB25492052。大阪地判平成24年3月27日、LEX/DB25548142。横浜地判平成24年12月20日、LEX/DB25502620。

[53] 東京地判平成24年2月24日、LEX/DB25491766。東京地判平成24年3月9日、LEX/DB25493245。東京地判平成24年9月12日、LEX/DB25498298。

[54] 東京地判平成24年4月10日、LEX/DB25493764。東京地判平成24年6月27日、LEX/DB25495229。東京地判平成24年7月26日、LEX/DB25495570。東京地判平成24年9月10日、LEX/DB25496991。

[55] 東京地判平成24年5月9日、LEX/DB25494207。熊本地判平成24年7月18日、LEX/DB25482504。東京地判平成24年7月31日、LEX/DB25495589。東京地判平成24年9月25日、LEX/DB25497155。

[56] 東京地判平成24年9月26日、LEX/DB25496559。

[57] 東京地判平成29年1月20日、LEX/DB25528747。東京高判平成29年4月19日、LEX/DB25561312。東京地判平成29年7月14日、LEX/DB25555723。東京地判平成29年10月30日、LEX/DB25539863。

[58] 東京地判平成29年1月27日、LEX/DB25538936。東京地判平成29年3月2日、LEX/DB25552963。東京地判平成29年3月14日、LEX/DB25552368。東京地判平成29年3月21日、LEX/DB25554080。東京地判平成29年3月29日、LEX/DB25552974。東京地判平成29年4月27日、LEX/DB25554465。東京地判平成29年5月24日、LEX/DB25554742。東京地判平成29年6月7日、LEX/DB25555063。東京地判平成29年6月21日、LEX/DB25555162。東京地判平成29年8月8日、LEX/DB25556093。東京地判平成29年9月28日、LEX/DB25539430。東京地判平成29年10月24日、LEX/DB25539885。東京地判平成29年12月21日、LEX/DB25551475。東京地判平成29年12月21日、LEX/DB25551169。

[59] 東京地判平成29年1月27日、LEX/DB25538651。東京地判平成29年8月31日、LEX/DB25556119。

[60] 東京地判平成29年2月2日、LEX/DB25553612。名古屋地判平成29年6月16日、LEX/DB25549626。

[61] 東京地判平成29年2月28日、LEX/DB25551439。東京地判平成29年3月14日、LEX/DB25552619。東京地判平成29年3月23日、LEX/DB25554196。東京地判平成29年5月19日、LEX/DB25554543。東京地判平成29年9月20日、LEX/DB25539116。

[62] 福岡地判平成29年7月11日、LEX/DB25561959。福井地判平成29年9月27日、LEX/DB25547831。福岡高判平成29年12月20日、LEX/DB25561958。

[63] 東京地判平成29年8月9日、LEX/DB25556125。東京地判平成29年11月21日、LEX/DB25550677。

[64] 東京地判平成29年9月26日、LEX/DB25539299。

契約関連の管理は 3 例である[65]。

2022 には 41 例がある。相続財産の管理は 11 例で[66]、他人の金銭の弁済は 9 例で[67]、改良行為は 1 例で[68]、建物の管理は 9 例で[69]、不法行為加害者の損害賠償義務の履行は 3 例で[70]、本人の公法上の義務の履行は 3 例で[71]、契約関連の管理は 3 例で[72]、扶養義務者の義務の履行は 1 例である[73]。

2、小括

上記により、以下の結論を出すことができる。①昔、事務管理の裁判例が少ないが、2012 年以降、数多くの裁判例は見える。昔より、近時の裁判例を探すことが容易である、という理由があるが、事務管理についての裁判例が増加しているということを否定しえない。②以前から現在まで、金銭の弁済という裁判例の数がずっと少なくない。③1972 年から 1992 年まで、不法行為加害者の損害賠償義務の履行という裁判例の割合が高い。④近時、建物の管理および相続財産の管理という裁判例が多くなりつつある。このような事案は、「自分のために」共有物を管理するという意味がある。

つまり、事務管理法は立法者予想以外の機能を発揮するといえる。19 世紀 70 年代くらい、救済法のような填補の機能を発揮する。近時は、親族扶助の機能および共有物の管理の機能を発揮する。

第四節　先行研究（研究の内容の変化）

---

[65] 東京地判平成 29 年 9 月 7 日、LEX/DB25539113。東京地判平成 29 年 9 月 13 日、LEX/DB25539279。東京地判平成 29 年 10 月 27 日、LEX/DB25539719。

[66] 東京地判令和 4 年 1 月 14 日、LEX/25603116。東京地判令和 4 年 1 月 24 日、LEX/25603113。東京地判令和 4 年 2 月 8 日、LEX/25604524。東京地判令和 4 年 3 月 2 日、LEX/25604876。東京地判令和 4 年 3 月 25 日、LEX/25604227。東京地判令和 4 年 4 月 28 日、LEX/25605382。東京地判令和 4 年 6 月 30 日、LEX/25606014。横浜地判令和 4 年 9 月 13 日、交民集 55 巻 5 号 1162 頁。東京地判令和 4 年 11 月 25 日、LEX/25609540。東京地判令和 4 年 12 月 9 日、LEX/25608371。東京地判令和 4 年 12 月 13 日、LEX/25608041。

[67] 東京地判令和 4 年 2 月 2 日、LEX/25604516。東京地判令和 4 年 4 月 14 日、LEX/25605432。東京地判令和 4 年 4 月 14 日、LEX/25605516。札幌高判令和 4 年 5 月 19 日、消費者法ニュース 133 号 162 頁。大阪地判令和 4 年 4 月 14 日、LEX/25592752。東京地判令和 4 年 5 月 30 日、LEX/25605614。東京地判令和 4 年 9 月 5 日、LEX/25607335。神戸地判令和 4 年 10 月 11 日、金法 2223 号 69 頁。東京地判令和 4 年 11 月 18 日、LEX/25609446。

[68] 東京地判令和 4 年 2 月 3 日、LEX/25603519。

[69] 東京地判令和 4 年 2 月 17 日、LEX/25603923。東京地判令和 4 年 3 月 16 日、LEX/25604933。東京地判令和 4 年 3 月 17 日、LEX/25604450。東京地判令和 4 年 3 月 30 日、LEX/25604974。東京地判令和 4 年 4 月 22 日、LEX/25605329。東京地判令和 4 年 4 月 28 日、LEX/25605414。東京地判令和 4 年 6 月 9 日、LEX/25606003。東京地判令和 4 年 8 月 9 日、LEX/25606655。東京地判令和 4 年 9 月 30 日、LEX/25607534。

[70] 東京地判令和 4 年 3 月 8 日、LEX/25604727。東京地判令和 4 年 5 月 13 日、LEX/25605849。高松高判令和 4 年 6 月 16 日、自保ジャーナル 2133 号 155 頁。

[71] 東京高判令和 4 年 4 月 13 日、判時 2565 号 42 頁。東京地判令和 4 年 6 月 28 日、LEX/25606075。名古屋高判令和 4 年 12 月 7 日、LEX/25593981。

[72] 東京地判令和 4 年 7 月 15 日、LEX/25606885。東京地判令和 4 年 7 月 22 日、LEX/25606947。東京地判令和 4 年 9 月 30 日、LEX/25607534。

[73] 東京地判令和 4 年 12 月 23 日、LEX/25608288。

現行民法の公表から戦後まで、事務管理の性質・要件などの概念が明らかとはいえない。それで、民法学者はまず債権各論の教科書の中に事務管理を全面的に検討した。たとえば、末弘嚴太郎『債權各論』（有斐閣、1918 年）、鳩山秀夫『日本債権法各論（下巻）』（岩波書店、1924 年）、小池隆一「準契約及事務管理の研究」（清水書店、1935 年）、我妻栄『事務管理・不當利得・不法行爲』（日本評論社、1939 年）などの教科書がある。数十年前のものであるが、事務管理を勉強・研究するときに、これらを逸することはできないと思われる。

事務管理の性質を検討するため、史的考察もある。たとえば、鳩山秀夫「事務管理の起源及び本質」『土方教授在職二十五年記念私法論集』（有斐閣書房、1917 年）、磯村哲「不当利得・事務管理・転用物訴権の関係と分化（一）（二・完）」論叢 50 巻 4 号・論叢 50 巻 5・6 号（1944 年）[74]がある。そのとき、常に事務管理と不当利得との関係を検討したが、事務管理と他の隣接制度との関係についての検討が少なかった。

戦後、事務管理法が活躍し、拡大される傾向がうかがわれる。ゆえに、事務管理の類型・機能および隣接制度との関係について、検討が多くなった。まず、1961 年の裁判例[75]により、事務管理と代理との関係を検討し、一連の論文が作成された[76]。つぎに、19 世紀 70 年代、交通被害の事案中、事務管理法が役に立つから、不法行為の事案に事務管理法を援用しうるかについて、一連の論文が作成された[77]。数多くの事務管理の紛争は費用償還をめぐって検討するが、本稿第一章第二節「日本の事務管理法の制定の過程」から見ると、管理者に生じた損害の賠償について、立法中に提案も検討もない。この点について、学者の検討も少ない。広中俊雄教授の見解は、本人に過大な責任を負わせないために、事務管理における人身的損害は費用と認めることはできず、もっぱら公的補償によるべきであるとする、というものである[78]。その後、管理者に生じた損害の賠償について、検討がほとんどない[79]。

---

[74] 訂正・加筆した後、磯村哲『不当利得論考』（新青出版、2006 年）という本を作成した。

[75] 第三章の【51】事案、最判昭和 36 年 11 月 30 日、民集 15 巻 10 号 2629 頁。

[76] 板橋郁夫「事務管理者が本人の名で第三者となした法律行為の効果」愛知學院大學論叢.法學研究 4 巻 2 号（1962 年）97 から 102 頁、山本進一「事務管理者が本人の名で第三者となした法律行為の効果は当然には本人に及ばない」判例時報 289 号別冊（1962 年）14 から 16 頁、谷口知平「事務管理者が本人の名でした法律行為の効果」民商法雑誌 46 巻 5 号（1962 年）158 から 165 頁、星野英一「事務管理者が本人の名で第三者とした法律行為の効果は当然には本人に及ばず,本人に効果が及ぶためには代理その他別個の法律関係が伴うことを要する」法学協会雑誌 80 巻 4 号（1963 年）などがある。

[77] 倉田卓次「交通事故と企業の損害」『松田判事在職四十年記念　会社と訴訟上』（有斐閣、1968 年）。好美清光「間接被害者の損害賠償請求--最近の二つの判決を機縁として」判タ 282 号（1972 年）22 から 33 頁。平田春二「不法行為責任における事務管理法理の適用」『近代法と現代法 : 山中康雄教授還暦記念』（法律文化社、1973 年）。

[78] 広中俊雄「人命救助と救助者の損害」『民法論集』（有斐閣、1971 年）181 頁。

[79] 筆者の調べた限りで、 芦野訓和「他人の生命の救護及び健康を維持する行為と事務管理（一）（二）（三）」明治大学法学研究論集 1（1994 年）・2（1994 年）・3（1995 年）および 一木孝之「事務管理者に生じた経済的不利益等の填補をめぐる史的素描 ： 「事務処理法としての不利益填補責任」考察のため

19 世紀 80 年代、事務管理と不当利得との類似から、不当利得の類型論に基づき、四宮和夫教授は事務管理の類型化の作業をした。具体的な類型は、①財産管理型、さらに、義務履行型、保存型、改良型、処分型、取得型および義務負担型に細分できる②無効取消型③救助型、というものである[80]。そのとき、日本での事務管理の裁判例は少ないが、ドイツでの事務管理の裁判例は多いから、副田隆重教授[81]も平田健治教授[82]もドイツの裁判例の分析を通じて事務管理法の機能を明らかにしようとする。

近時、裁判例[83]により、学者は主に親族扶助・共有物の管理・行政の補助という三つの面をめぐって検討し、論文を作成する[84]。上記の事案は純粋的な利他的管理といえなく、「自分のため」にする意味もある。この状況で、ある学者は「他人のためにする」という要件を重視して検討する。たとえば、角田光隆教授は、欧州民事法典研究グループ案および日本の裁判例により、事務管理法の要件を検討する[85]。平田健治教授は、第三者弁済の場合に債務者の意思の調査義務を課せられるはずであると述べる[86]。塩原真理子准教授は、ドイツの学説および日本の裁判例により、「他人のため」という要件の意義を検討する[87]。

第二章　日本の具体的な裁判例

まず、LEX/DB で「事務管理」という言葉をキーワードとして検索した。今回は、令和 4 年 12 月までの事件を扱う。検出された事件の数は千件以上あり、紙幅のため、全部を列挙することができないので、一部の裁判例を選ぶ。主に最高裁の裁判例、より重要な裁判例および近時の裁判例を選ぶ。つぎに、先行研究を参考にし、裁判例を分類する[88]。すなわち、①他人の義務の履行（さらに、他人の金銭債務の弁済・扶養義務者の義務の履行・

の基礎的作業として」早稲田法學 84 巻 3 号（2009 年）のみがある。

[80] 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為　上巻』（青林書院、1981 年）10 頁。

[81] 副田隆重「事務管理法の機能とその適用範囲--最近のドイツの動きを中心として（上）（下）」判タ 514 号（1984 年）・判 522 号（1984 年）。

[82] 平田健治「事務管理法の構造・機能の再検討--とりわけ事務管理意思にそくして（1）（2）（3）」民商法雑誌 89 巻 5 号・6 号（1984 年）・90 巻 1 号（1984 年）。

[83] 本稿第一章第三節「裁判例の類型の変遷」。

[84] 一木孝之「判例紹介 共有不動産賃料収入に係る税納付と事務管理の成否[最高裁第三小法廷平成 22.1.19 判決]」民商法雑誌 142 巻 4・5 号（2010 年）、吉永一行「最新判例演習室 民法 所得税の過大申告と事務管理の成否[最三小判平成 22.1.19]」法学セミナー 55 巻 9 号（2010 年）、藤原正則「裁判例研究 意思無能力者に代わって相続税を申告・納付した者の事務管理に基づく費用償還請求権の成否 : 最高裁平成 18 年 7 月 14 日判決」実践成年後見 49（2014 年）、野田崇「行政活動の費用負担の一断面 : 行政による事務管理の可能性」法と政治 69 巻 2 号上（2018 年）などの」論文がある。

[85] 角田光隆「欧州事務管理法の原則と我国の事務管理法 ―事務管理の要件」信州大学法学論集 9（2007 年）。

[86] 平田健治『事務管理の構造・機能を考える』（大阪大学出版会、2017 年）322 頁。

[87] 塩原真理子「事務管理における「他人のためにする意思」要件の意義(1)（2）（3）」東海法学 56 巻（2019 年）・57 巻（2019 年）・60 巻（2021 年）。

[88] 前掲注（12）147 から 186 頁。前掲注（80）10 頁。前掲注（87）57 巻 38 頁。

不法行為加害者の損害賠償義務の履行・本人の公法上の義務の履行に細分する）②保存行為・改良行為・処分行為③共有物の管理（さらに、相続財産の管理・建物の管理に細分する）、というものである。最後に、裁判例に基づき、事務管理法の要件・機能などを検討する。

第一節 他人の義務の履行

1、他人の金銭債務の弁済

1.1 裁判例の紹介

【1】大判大正 5 年 3 月 17 日、民録 22 輯 476 頁

「事実」書画骨董商 X 及び Y は商品の購入のため、訴外 A より金銭を借り受けた。X Y 両者が連帯債務を負担した。X は、全部の債務を弁済したとして、自分の債務を超える部分について、Y に償還を求めた。

「判旨」裁判所は、連帯債務について、負担部分を超える弁済を事務管理とするが、本件の弁済行為は自分の営業のためにしたものと推定し、X が Y に対して有する求償権は商行為によって生じた債権と判断した。

【2】大判昭和 17 年 5 月 20 日、新聞 4782 号 15 頁

「事実」Y は保険会社事務員 A の勧誘によって生命保険に加入の申込をした。X は Y の委託を受けず、保険料金の立替支払いをした。X は、その立替金について、Y に対し、償還を求めた。

「判旨」保険契約の申込をした者は特別の事情なき限り、保険契約の成立を期待するものと認めることは当然にする。なので、立替支払いによって事務管理が成立した。事務管理に基づく費用償還請求には理由がある。

【3】大阪地判昭和 28 年 2 月 19 日、下民集 4 巻 2 号 232 頁

「事実」X は Y より事業資金の融通を頼まれた。当時 X には手元資金がなかったので、知人である訴外 A に依頼し、A より Y に金〇〇円を貸付けたが、Y は返済期日に返済ができなかったので，X は仲介した責任上 Y の了解のもとに、Y に代わって同日右金員全額を代払した。なので、X は Y に償還を求めた。

「判旨」X の支払は事前に Y の了解を得たものでなく、その委託に基づかないでこれをなしたものであり、従って事務管理としてなしたものといわなければならない。元本の代払は反証なき限り債務者に有益にしてかつその意思に反しなかつたものと認めるべきである。債務者はこれが出捐を返還すべき義務あること勿論であるが、利息制限法に超過する部分は債務者において任意弁済を拒否することができるので、超過部分の利息の代払は債務者にとり有益費とはなし難く、従って Y に対しこれが償還を請求することはできないものといわなければならない。

【4】福岡高判昭和 36 年 11 月 29 日、下民集 12 巻 11 号 2891 頁
[事実] ＹはＡ会社のＢ会社らに対する債務を代位弁済した。Ｘが貸金債権の回収のため、ＡのＹに対する債権を差押えた。上記のことにより、ＹはＡに対する事務管理による費用償還請求権をもって相殺すると主張した。
[判旨]確かに、ＹはＢら得意先を確保したい動機があったと認められる。しかしながら、Ａの代表者とＹの代表者は親子の関係であり、ＹはＡの債務が減ずることになる動機もある。結局Ｙの代位弁済はＡの利益を図る意思と同時にＹ自身の利益を図る意思の下になされたものということができる。他人の事務を処理するに当り他人の利益を図る意思と自己の利益を図る意思とが併存しても事務管理の成立には妨げとはならない。Ｙの事務管理が成立した。

【5】最判昭和 38 年 7 月 25 日、集民 67 号 127 頁
「事実」Ｙらは保護協力会の運営資金とする目的で、Ｘの斡旋によって訴外Ａから金〇〇円を借用したが，弁済期を過ぎてもその弁済をする見込がなかった。Ｘは前記右債務の立替払をしようと考え、Ｘが勤務していたＢ事業所の金〇〇円を国庫に納入することなく、Ｙらの前記借用金の一部弁済として、該金員が国庫に所属するものであることを知らないＡに支払った。ＸはＹらに事務管理に基づき費用償還請求をした。
「判旨」事務管理者は、有益費の支出を他人から横領した金銭をもってなした場合でも、本人に対する償還請求権を取得できる。ＸはＹらに対し義務なくしてＹらのために金〇〇円を弁済し、その弁済がＹらの意思に反するものでない以上、有益費の償還をＹらに対し請求できる。

【6】東京地判平成 5 年 12 月 20 日、判時 1506 号 123 頁
「事実」建物の賃貸人であるＸが、賃借人であるＹの有する電話加入権につき譲渡命令を得たが、電話料金を支払わない限り譲渡命令には応じられない旨Ａ会社より告げられたことから同料金を支払った。なので、ＸはＹに償還を求めた。
「判旨」本件譲渡命令について、Ｙがこれを不服として直ちに執行抗告をしたのであるから、Ｘによる本件支払は、Ｙの意思に反していたと認めるのが相当である。そうすると，Ｘによる本件支払につき事務管理が成立するとしても、本人であるＹの意思に反していたので、その費用償還請求は、本人であるＹが現に利益を受ける限度に限られる。本件支払は弁済としての効力を生じず、Ｙは、依然としてＡに対して電話料金支払債務を負っていたことになる。したがって、Ｙには現に受けた利益が存しないから、Ｘは、Ｙに対して、事務管理に要した費用を求償することはできない。

【7】大阪地判平成 16 年 3 月 11 日、LEX/DB28090984
「事実」弁理士であるＸが、米国特許権を有するＹ会社から、米国の特許弁護士との連絡調整等を委任された。本件Ａ米国弁護士事務所からの報酬及び経費の請求に応じてＸが立

替払いした。Xが、金員の一部について、委任契約に基づく費用償還請求権を主張し、その残部（追加立替払い）については、事務管理に基づく費用償還請求権を主張し、上記の金員の支払いをYに請求した。
「判旨」AがYに「現在未払いとなっている請求書および将来の請求書について全額を支払わなければならない」というものを送付した。Yの返答は、何らの異論も条件も留保も付されなかったから、Aからの提案に同意するというものであったことが認められる。なので、本件追加立替払いは、YがAに支払義務があることを認めていた報酬等をYに代わって支払ったものであり、Yのために有益な費用である。Yは、それを償還する義務を負うべきである。

【8】東京地判平成24年 2月27日、LEX/DB 25491870
［事実］Yと訴外Aとの間に請負契約を締結した。Xは、本件請負契約に基づくYの報酬債務又は商法512条に基づくYの債務を立替払いしたとして、Yに事務管理に基づき費用償還請求をした。
［判旨］XがYの請負契約上の債務を立替払いしたので、Yに対し、事務管理に基づき費用償還を請求することはできる。

【9】東京地判平成27年2月17日、LEX/DB 25523836
［事実］XとYとは元夫婦である。結婚した後、XがYの一部の債務を立て替え払いした。よって、Yに対し、事務管理に基づく費用償還請求をした。
[判旨］債務を支払った日は2人で婚姻届を提出した2日後のことであり、後に返してもらうことまで予定していなかった可能性を否定できない。すなわち、贈与の即時履行として行われた可能性を否定できず、「義務なくして他人のために事務の管理を始めた」に当たると認められないから、事務管理の成立は認められない。

【10】東京地判平成29年2月28日、LEX/DB 25551439
［事実］Xが、亡Aと内縁関係にあった間にA名義の保険の保険料等を立替払するなどして費用を負担したと主張して、Aの相続人であるYに対し、Aとの合意又は事務管理の費用償還請求権に基づき、その支払を求めた。
[判旨］内縁の夫婦であっても、婚姻費用の分担義務がある。Xが支出したと主張するAの保険料は，夫婦生活を維持するために必要な費用ということができる。Xが賃借している建物をAに使用させたことは婚姻費用の分担である。自動車を使用させ，駐車場代を負担していたとしても、夫婦間の協力・扶助義務の範囲というべきであるといえる。したがって、事務管理の成立は認められない。

【11】東京地判平成31年1月16日、LEX/DB25558666
[事実]Y（D整理機構の代理人と称して）は、国有地等をA病院、B会社及びCに売却し

た。A が締結した売買契約については A 自身が、B 社及び C が締結した売買契約についてはXが、それぞれYに対して売買代金の手付金を支払ったが、YはDから代理権を授与されていないから、上記売買契約はいずれも無権代理によって無効である。Xが、Yに対し、支払った手付金及び遅延損害金の支払を求めるとともに、Xにおいて、A が支払った上記手付金に係るYの A に対する不当利得返還債務について A に第三者弁済をした旨主張し、事務管理による求償権に基づき、代位弁済金及び利息ないし遅延損害金の支払を求めた。
[判旨] Xは、Yの委任を受けずに第三者弁済をしたもので、この第三者弁済については事務管理が成立するから、Xは、Yに対し、費用償還請求権に基づき○○円の求償金の支払を請求できる。民法 701 条は、委任に関する同法 645 条から 647 条までの規定を準用するものの、費用の支出の日以後の利息請求を認めた同法 650 条 1 項を準用しておらず、事務管理により支出した費用について利息請求を認める旨の規定は存在しないから、上記求償金について利息を請求することはできない。

【12】札幌地判令和 3 年 5 月 13 日、LEX/DB25571662
[事実] A から奨学金を借り受けた元奨学生の保証人であったXらが、A の承継団体であるYの請求により、自己の保証債務額を超える金額の支払を余儀なくされたと主張し、Yに対し、不当利得の返還等を求めた。Yは，保証人が分別の利益を知らずに負担部分を超えて支払った場合であっても，事務管理が成立するから，かかる弁済は有効であると主張する。
[判旨] 保証人Xらが分別の利益を知らないから、他人の事務を自己の事務と誤信した場合には他人のためにしたとはいえず、事務管理は成立しないところ、Xらが自己の負担を超える部分を自己の保証債務と誤信して弁済した場合についても、他人の事務を自己の事務と誤信したといえるから、事務管理は成立しない。

【13】札幌高判令和 4 年 5 月 19 日、LEX/DB25572204　【12】の控訴審
[判旨]保証債務の履行は、自己の債務の履行であるとともに、他人のための事務でもあるから、事務管理が成立することがあり得るとしても、保証債務が存在しないのにこれが存在すると誤信して弁済した場合は、他人のためにしたとはいえず、非債弁済として不当利得となると解すべきであるから、事務管理は成立しないというべきである。

1.2 裁判例の分析

①まず、成立要件から裁判例を分析する。本稿は、通説を代表するものとして我妻説を取り上げる。我妻説は事務管理の要件を 3 個に分けている。すなわち、「他人のために事務の管理を始める」こと、「義務なくして（権限なくして）」管理すること、「本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかで」ないことである[89]。

[89] 我妻栄『債権各論 下巻一（民法講義Ⅴ 4 ）』（岩波書店、1972 年）、900 から 911 頁。成立要件を 4 個に分けている見解がある。根本尚徳・林誠司・若林三奈『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論

四宮和夫教授は、さらに、「他人のために事務の管理を始める」ことを「他人の事務」・「他人の事務の処理（処理は事務の目的を実現することであり、管理という客観的要素と他人のためという主観的要素に分かれる）」・「事務の管理を始めること」に細分し、「義務」を「私法上義務」・「公法上義務」に細分する[90]。

他人の金銭債務の弁済の場合、債務者が弁済によって常に免責され、利益を受ける。なので、事務管理の成立が通常であると思われる。判例の態度がほぼ同じである。たとえば、事務管理の肯定事案に、【2】事案の「特別の事情なき限リ」という言葉および【3】事案の「反証なき限り」という言葉は上記の点を証明しうる[91]。【4】事案は、他人の利益を図る意思と自己の利益を図る意思とが併存しても事務管理の成立には妨げとはならない、ということを示す。その点について、学説の立場と判例の立場とは同じである[92]。【5】事案は「横領した金銭を使って弁済する場合でも、事務管理が成立する」と述べた。【7】事案は、契約で定められた範囲を超えた行為をした場合に、事務管理が成立しうる、ということを示す。学説もこの見解を支持する[93]。

上記から見ると、他人の金銭債務の弁済の場合、事務管理の成立が通常である。ゆえに、事務管理の否定事案の分析がより重要であると思う。【1】【11】事案は類似である。両者も連帯債務について、負担部分を超える弁済を事務管理とする、ということを指摘する。しかし、弁済は自分のためにするものから（【11】で他人の事務であるが、自分の事務と誤信する）、他人のためという主観的要素がなく、「他人のために事務の管理を始める」という要件に満たさない。なので、事務管理が成立しない。【6】事案で、債務者が明らかに反対するから、「本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでない」という要件に満たさなく、事務管理が成立しない。【9】【10】は、内縁を含む夫婦間の間での立替払い事件である。【9】事案は贈与の即時履行として、【10】事案は扶養・協力義務の範囲内として「義務なくして」という要件を否定し、事務管理が成立しないと判断する。

筆者は検出した事案（1千以上）により、金銭債務の立替払いの事案の中に、近親者の立替払いの事案も「本人の意思に明らかに反する」によって事務管理の否定の事案も少なくないが、他人のためという主観的要素のないによって事務管理の否定の事案が少ない。なぜかというと、他人のためにする意思と自己のためにする意思とが併存しても事務管理の成立には妨げとはならない。ゆえに、誤信管理のような弁済を除き、全部の本類型は他人のためという主観的要素があるといえる。しかも、誤信管理を証明することが困難であ

社、2021年）219から220頁。成立要件を5個に分けている見解もある。潮見佳男『基本講義　債権各論Ⅰ　契約法・事務管理・不当利得（第4版）』（新世社、2022年）316頁。実は、大差はないと思われる。

[90] 前掲注（80）13から21頁。

[91] 大判昭和9年9月29日新聞3756号7頁も、反証なき限り、債務者の意思に反しないと認定することが相当とする。

[92] 前掲注（80）17頁。前掲注（89）我妻902頁。

[93] 前掲注（12）117頁。

る。例えば、【11】事案では、弁済した保証人はいつ他の保証人が存在するか（弁済前か弁済後か）ということについて、他の保証人は証明しにくいと思う。本件弁済者は、連帯債務者のための事務管理でなく、不当利得に基づいて債権者に求償したいから、弁済者自分自身が誤信管理を証明する。その他、本件のような誤信管理も民法 442 条に基づき、返還請求しうる。かつ、事務管理の費用と請求できる金額とは通常同じである。上記から見ると、本類型のなかに、特別に誤信管理を選び出すということの意義がほとんどない。なので、本類型では、「他人のためという主観的要素」は厳格には捉えられていないはずであると思う。

つまり、他人の金銭債務の立替払いの事案で、「義務なくして」、「本人の意思・利益に明らかに反しない」はより重要な要件である。両者が具備すれば（当然、各類型いずれも他人の事務が必要である）、事務管理が成立する。

②つぎに、他人の金銭債務の立替払いの事案で、事務管理と隣接制度とを検討する。本類型では、債務者が弁済によって常に免責され、利益を受ける。ゆえに、この介入が妥当であるか、違法性阻却の効果を生じるか、という不法行為上の問題を検討することがほとんどない。費用の償還請求が問題の中心である。償還の範囲の差異があるので、事務管理か不当利得かという問題を検討すべきである。しかし、本類型では、事務管理の費用と不当利得の利益は通常同じであるから、アメリカ学者 Dawson は、本類型では「他人のため」という要件があまり厳格には捉えられていないことを指摘している[94]。高木多喜男教授は、事務管理者が優遇される場合があるから、かような場合には、事務管理成立のための要件を厳しく要求しなければならない、と述べた[95]。平田健治教授は、第三者弁済の条文（474 条）および 702 条の史的考察をして制度相互の関係を解釈し、弁済者は介入前の調査義務を課せられるはずであると述べた[96]。

私見は以下とおりである。①で述べたように、全部の本類型は「他人のためという主観的要素」があるといえる。本人の意思に明らかに反しない場合、事務管理が成立し、事務管理の費用と不当利得の利益は通常イコールになりから、事務管理と不当利得とを区別する意義が大きくない。本人の意思に明らかに反する場合、状況が違う。例えば、第三者が債権者の借金を弁済することは通常事務管理とする。もしこの借金が 2 日後時効で消滅しうるなら、第三者がこのことを知らずに、債権者に弁済する場合に、どうであるか。本人の意思に明らかに反するといえ、事務管理が成立しなく、債務者に費用償還を請求しえない。474 条に基づき、弁済の効力を生じなく、債務者が利益を獲得しないから、債務者に対し、不当利得の関係も成立しなく、利得求償もできない。弁済者と債権者との間に、不当利得の関係が成立する。つまり、本類型では「本人の意思に明らかに反しない」が事務管理と不当利得を分離要素として役に立つ。

---

[94] 前掲注（12）166 頁。

[95] 前掲注（12）166 から 169 頁。

[96] 前掲注（86）322 頁。

2、扶養義務者の義務の履行[97]

2.1 裁判例の紹介

【14】大判大正 5 年 2 月 29 日、民録 22 輯 172 頁

[事実]ＸとＹとは元夫婦である。後順位者である母Ｘが子を養育したので、先順位者である父Ｙに対し、費用償還を請求した。

[判旨] Ｘは、子に対する愛情よりこれを養育しすぎないので、Ｙのためにする意思を持つとはいえなく、Ｙに対し、養育費の償還を請求する権利を有しない。

【15】富山地判昭和 40 年 2 月 19 日、民集 21 巻 1 号 136 頁

[事実] ＸとＹとは元夫婦である。離婚した後、Ｘが両者の子を監護した。子の父であるＹは扶養料を支出しなかった。Ｘの父Ａは養育費用を支出した。Ｘが、Ｙに対し、Ｙのところに残してきた物品の引渡しを求めるとともに、過去の養育費の返還を求めた。

[判旨] 一部の扶養義務者のみが、養育料を支出した場合、その客観的に相当とする自己の負担分を超えて支出した部分については、扶養義務を履行しなかった他の共同扶養義務者に対し、立替金請求または事務管理ないしは不当利得として求償できると解すべきである。しかし、Ａは養育費用を支出したから、Ｘとしては、養育料につき何等の債務を負担していないので損害もなく、訴外ＡからＹに対し償還を求めるのであれば格別、ＸよりＹに対し、養育料を立替えてきたことを前提とするＸの本件養育料償還請求は、理由がないものといわなければならない。

【16】名古屋高判昭和 41 年 4 月 22 日、民集 21 巻 1 号 147 頁　【15】の控訴審

[判旨] 子の扶養につき、扶養すべき者の順序、扶養の程度又は方法につき家庭裁判所の審判を経ていないが、子の扶養義務は、Ｙにおいてその３分の２、Ｘにおいてその３分の１を負うべきものと解すべきである。ＸはＡに対し同人の立替支出した生活費用を支払う義務を負担しており、かつＸの養育の程度は相当であるから、ＹはＸに対し、その３分の２を償還すべき義務がある。

【17】最判昭和 42 年 2 月 17 日、民集 21 巻 1 号 133 頁　【15】の上告審

[判旨] 扶養義務者が複数である場合に各人の扶養義務の分担の割合は、協議が整わないかぎり、家庭裁判所が審判によって定めるべきである。扶養義務者の一人のみが扶養権利者を扶養してきた場合に、過去の扶養料を他の扶養義務者に請求する場合においても同様であって、各自の分担額は、協議が整わないかぎり、家庭裁判所が、各自の資力その他一切

---

[97] 家族法の部分は、1947 年、日本国憲法制定に伴い、1898 年に制定された民法を改正する形で制定されたものである。大きな変化が起こった。たとえば、前は、扶養義務の後順位者が事務管理に基づき、先順位者に対して求償した、という事案（例えば、【14】事案および最判昭和 26 年 2 月 13 日、民集 5 巻 3 号 47 頁の事案）があるが、法改正なので、このような事案はなくなる。ゆえに、扶養義務者の義務の履行の事案について、本稿は主に 1947 年後の事案を選ぶ。

の事情を考慮して審判で決定すべきであって、通常裁判所が判決手続で判定すべきではないと解するのが相当である。

【18】神戸地判昭和 56 年 4 月 28 日、家月 34 巻 9 号 93 頁
[事実] XはYの妹と婚姻届を了した夫婦である。結婚した後、XはYの両親Aらを引取扶養し、Aらがそれぞれ死亡するまで扶養料一切を負担した。よつて、XはYに対し、扶養料の求償を求めた。
[判旨] XはAらの姻族であるから扶養義務者でないことは明らかである。扶養義務者でない者が要扶養者を事実上扶養し、扶養料を支払った場合においては、立替扶養料を不当利得あるいは事務管理として扶養義務者の全員又は任意の一人に対して全額請求することができ、扶養義務者は連帯してその全額の支払義務を負担するものである。YはAらの扶養義務者であり、Xに対し〇〇円を不当利得として返還すべき義務がある。

【19】東京地判平成 6 年 1 月 17 日、判タ 870 号 248 頁
[事実]亡Aの扶養義務者であるXがYらに対し、Aの養子であるYらは、Aに対し、法律上 1 親等の親子として第 1 順位の扶養義務を負い、かつ、Xが扶養についての協議を申し入れたにもかかわらず、扶養義務を全く履行しなかったとして、医療費、扶養料、葬儀費用を不当利得の返還又は事務管理の有益費用の償還として請求した。
[判旨] 扶養義務者相互間において各人の具体的な扶養義務の内容について協議又は審判がなされていない場合、扶養義務者の 1 人が負担した過去の扶養料については、要扶養者が死亡している場合であっても、他の扶養義務者に対し、通常の民事訴訟手続によって求償することはできない。葬儀費用について、喪主であるXは負担すべきである。

【20】東京地判平成 24 年 9 月 26 日、LEX/DB 25496559
[事実] AはX及びYの母で、B会社の代表取締役である。Xは、母Aの医療介護、国民健康保険の費用、病院費用等を負担したから、A又はAの治療費を支払うこととなっていたB（Bは、C保険会社との間で、Aを被保険者として、保険契約を締結していた）に対し、事務管理に基づき有益費償還請求権を有すると主張した。YらがBに振り込まれた保険金を無断で引き出したとして、有益費償還請求権の侵害による不法行為に基づき損害賠償を請求した。
[判旨] XがAの介護をし、入院費用等を負担したのは、高齢で自立困難な親に対し子が自然の情愛に基づき自発的に行った扶養に基づくものというべきであり、従前YがAの面倒を見ていたことと比較しても、Xの特別な負担ということはできない。これが「義務なく他人のために」行ったものとはいえないから、事務管理に基づく費用償還請求権が発生するものということはできない。

【21】東京地判平成 26 年 8 月 27 日、LEX/DB 25521192

[事実] 亡母Aの成年後見人であったXが、Aの共同相続人であるYらに対し、 Xが支出したAの療養介護費用及びその費用の捻出のために借り入れた金員の利息等は、A又はYらにとって、有益な費用又は利益であるとして、事務管理による有益費用償還請求権又は不当利得返還請求権に基づき、Xが支出した金員のYらの法定相続分に相当する金員等の支払を請求した。
[判旨] Xは、介護費用等を成年後見人の資格に基づき、Aとして支出したというよりは、介護費用負担の合意に基づき、または、Aに対する扶養義務に基づき、介護費用等を支出したというべきであるから、Aとの関係では、「義務なく」Aの事務の管理をしたとは認められない。当事者間で調った協議の結果に反して、扶養義務者がその義務を履行しない場合は、扶養義務者に代わって扶養料を負担した者は当該扶養義務者に対し、当該扶養義務者が負担すべき額について、不当利得返還請求できると解すべきである。Yらは介護費用負担の合意に基づく介護費等を支払わなくなったことが認められる。Xは、YらがXの損失において利益を受けたものとして、不当利得返還請求権に基づき、返還を求めることができる（同額の事務管理の成否については判断するまでもない）。

2.2 裁判例の分析

上記の事案の中に、返還請求を支持する判決が【18】と【21】だけである。なぜ多くの事案は返還請求が否定される、という疑問がある。ここで、返還請求の否定の事案から、否定の理由を分析し、本類型の成立要件を検討する。

【14】は、子供への愛情から養育したことを強調し、他人のためにする意思を持つとは言えないとして事務管理の成立を否定する。確かに、社会通念から見ると、子を扶養している母は、父のために扶養する意思を持つとはいえない。しかしながら、本節 **1.2** で述べたように、他人のためにする意思と自己のためにする意思とが併存しても事務管理の成立には妨げとはならないから、共同扶養義務者の 1 人が要扶養者を扶養した場合に、「他人のためにする意思」は存在する可能性がある。ゆえに、直接に事務管理の成立を否定することが妥当でないと思われる。学説は、本類型では事務管理ないし不当利得によって求償しうる、ということを支持する[98]。解釈論の他、価値論から見ると、本類型は事務管理の成立を肯定すれば、少なくとも、弱者である要扶養者の扶養・保護において、役に立つと思われる。

【15】【16】【17】は同じ事案の一審・控訴審・上告審である。三つの判決の結果が大きな差別がある。【15】では、原告の父が扶養料を支出するから、原告自身の事務管理が成立しないと判断する。【16】では、事務管理の成立を肯定し、3 分の 2 の返還請求を支持する。【17】では、協議が整わないかぎり、家庭裁判所が審判によって定めるべきである、と判断する。最高裁の判断は妥当であると思われる。協議が整わない場合、扶養義務者が負うべき義務を判断することが困難である。この状況で、普通の裁判所より、専門的

[98] 谷口知平『不当利得の研究」（有斐閣、1949 年）491 頁。前掲注（89）我妻 1043 頁。

な家庭裁判所が役に立つ。正直、外国人として、家庭裁判所の存在は非常によいことであると思う。筆者はうらやましい。中国でこのような裁判所がない。その他、実は、最高裁の立場は、事務管理の成立というもの自体を否定するとはいえない。ただ返還請求を否定する。協議が整った後、自分の扶養義務を超える部分について、事務管理に基づき、他の扶養義務者に対して返還請求しうるかもしれないと思われる。【21】事案はさらにこの点を証明しうる。事務管理の成否を検討しないが、不当利得に基づき、返還請求を支持する。効果面から見ると、本類型に事務管理と不当利得とはほぼ同じである。不当利得の成立を肯定しうるなら、事務管理の成立も可能であると思う。【19】事案も協議が整わないから、返還請求を否定する。要扶養者が死亡しても協議が必要であると指摘する。【20】は【14】に似ている。自然の情愛に基づき自発的に行った扶養から、事務管理の成立を否定する。注意すべき点は、裁判所が「Xの特別な負担ということはできない」ということを強調する。これから見ると、扶養義務があっても、特別な負担といえる（自分の扶養義務を超える）なら、事務管理が成立しうると推測できる。

【18】事案は、第三者（姻族）が要扶養者を扶養したから、立替扶養料を不当利得あるいは事務管理として扶養義務者の全員又は任意の一人に対して全額請求することができる、と判断する。第三者扶養の場合、事務管理の成立が当たり前であると思われる。しかし、このような事案が少ない[99]。

「本人の意思に反することが明らかでない」という要件から考えると、扶養義務が公益に関する強行的義務であるから、本人の意思を無視しても問題がないと思われる。すなわち、扶養義務者の意思に反しても、事務管理の成立ができる。学説も判例もこの見解を支持する[100]。しかし、具体的な条文がない。これに対し、ドイツも中国も、このことを規定している[101]。

つまり、扶養義務者の義務の履行の事案では、共同扶養義務者の 1 人が要扶養者を扶養した場合に、「他人のためにする意思」は存在する可能性がある。協議が整わない場合に、返還請求は否定されるが、事務管理の成立が可能である。協議が整った後、自分の扶養義務を超える部分について、事務管理が成立すると思う。扶養義務者の意思に反しても、事

---

[99] 筆者の調べた限りで、第三者が要扶養者を扶養するという事案は 2 例のみがある。他の事案は、大判昭和 3 年 1 月 30 日民集 7 巻 12 頁。

[100] 前掲注（89）我妻 911 頁。松坂佐一『事務管理・不当利得』（有斐閣、1973 年）32 頁。田中輝明『事務管理・不当利得・不法行為（第 3 版）』（成文堂、2016 年）12 頁。大判大正 8 年 4 月 18 日、民録 25 輯 574 頁。本人の意思に明らかに反しても、公序良俗に合致していれば、事務管理の成立を肯定した最初の判例である。

[101] ドイツ民法第 679 条は、「事務主体の対立する意思を考慮しないこと　事務管理に対立する事務主体の意思は、その事務管理を行わなければ、それを履行することが公益に適っている事務主体の義務又は事務主体の法律上の扶養義務が適時に履行されないこととなるときは、考慮しない。」と規定している。
中国民法第 979 条後段は、「管理事務が受益者の真実の意思に合致しない場合は、管理者は前項の規定する権利を有しない。但し、受益者の真実の意思が法律に違反し、又は公序良俗に反する場合を除く。」と定めている。

務管理が成立しうる。

3、不法行為加害者の損害賠償義務の履行

3.1 裁判例の紹介

【22】大判昭和 12 年 2 月 12 日、民集 16 巻 46 頁

[事実]母ＡはＹの不法行為によって負傷した。Ａの子であるＸがＡの治療費を支払ったため、Ｙに返還を求めた。

[判旨] Ｘは直接の被害者として治療費の賠償を請求しうる。

【23】東京地判昭和 38 年 3 月 29 日、下民集 14 巻 3 号 488 頁

[事実] 東京都Ｘ所有の都電とＹが修理を済ませて保管していた自動車が衝突した。無過失のＸの側が被害者である乗客に示談金を支払った。よって、ＸがＹに対し、事務管理に基づき、示談金の償還を請求した。

[判旨] 本件示談契約は、Ｙの依頼に基づいたものでないこと明白であるが、その名義の如何にかかわらず、Ｘは義務なくしてＹのなすべき損害賠償を管理したものと認める。Ｘは、最初、被害者に対する賠償について、Ｙからの依頼を受けたが、Ｙは示談を拒絶した。Ｘはその後に示談したのであるから、そのＹの意思に反すること明かであるけれども、Ｙは示談金の支払によってその限度において利益をうけているものというべきである。Ｘが被害者に対して支払った示談金の償還請求に応じなければならない筋合であること明かである。

【24】東京高判昭和 42 年 11 月 15 日、判時 512 号 49 頁

[事実] Ａ（同僚と飲酒した）運転の加害車とＸ運転の被害車が衝突した。ＡはＹ会社の社員ではないが、Ｙのために運転した。ＸはＢから被害車を借り受けたから、Ｂは修理費相当額の損害を蒙った。ＸがＹの代わりに被害車の修理費を支払った。よって、ＸがＹに対し、自賠法 3 条にもとづき、加害車の運行によりその身体を害されて蒙った損害を請求したとともに、事務管理にもとづき、修理費の返還を求めた。

[判旨]使用貸借により自動車を借り受けた使用借主Ｘが、Ｘには交通事故の過失がなかったのに、事故による損傷を受けた自動車について修理費を支出して修理を完了させた上で使用貸主Ｂに返還することは、法律上の根拠がなく事務管理に当たるから、事故の加害者Ｙに対して、民法 715 条の損害賠償ではなく、民法 702 条の有益なる費用としてその償還を請求できる。

【25】最判昭和 43 年 7 月 9 日、集民 91 号 683 頁　【24】の上告審

[判旨] 第三者が他人のためにその不法行為上の損害賠償義務を免れさせるに足りる費用を支出したことにもとづき、第三者が、民法 702 条により、他人に対して取得する費用の償還請求権は、不法行為とは別個の法律要件である事務管理を原因として新たに発生する権

利であるから、その消滅時効も、不法行為上の損害賠償請求権とは別個に、その権利を行使することのできる時、すなわち、その権利の発生した時から、新たに進行を開始するものと解するのが相当である。

【26】大阪高判昭和 45 年 1 月 29 日、判時 591 号 69 頁
[事実]交差点において、対向車のみの過失のため衝突のやむなきに至ったタクシーのＸ保有会社が、受傷したタクシー乗客Ａらに対し支払った治療費その他の金員の一部をもって、対向車の運転手の使用者Ｙに対し、事務管理による費用償還請求権に基づき支払いを求めた。
[判旨]一部の金員（治療費・慰謝料など）は、本件事故による損害としてＹにその賠償義務があるので、Ｘが事務管理としてＹのために支出した有益な費用というべきであるが、一部の金員（旅館代など）は、ＸがＹのために事務管理として支出した有益なる費用とは認められない。

【27】東京地判昭和 47 年 1 月 31 日、判タ 276 号 330 頁
[事実]Ｙ会社を退職した後もたびたびＹに出入し、またしばしばＹに頼まれてＹの運転業務に従事していた元従業員Ａが、無断で加害車を持ち出し運転中に事故を起こした。被害者Ｘ2 がＸ1 の社長である。Ｘ2 は、本件受傷により入通院して休業した期間中もＸ1 から給与の支払を受けていたことが認められる。Ｘ2 がＹに対し、事務管理に基づき、給料立替金を請求した。
[判旨]Ｘ1 が、Ｘ2 に休業中の給与を支払っていなければ、給与分をもってＸ2 に相当する経験者を雇入れ、本件のごとき損害を発生しない可能性も考えられ、その場合にはＸ2 の損害を認めれば十分であり、本件のごとき、事務管理の構成によるもこの理は同じだからである。給与の支払が加害者Ｙのためにする事務管理であると認められる。

【28】大阪地判平成 9 年 11 月 10 日、LEX/DB 28040361
[事実] 交通事故の被害者ＡがＸ会社の代表取締役である。Ａの休業期間中もＸが給料を支払った。よって、加害者Ｂの遺族Ｙらに対し、事務管理による費用償還請求権に基づき、給料の支払いを請求した。
[判旨] ＸからＡに対する従前の支払のうち月額については、Ａの現実の労働の提供に対する対価としての性格を有するものであるから、そのうちＢの過失割合に対応する部分は、Ａが就労不能になった後、Ｘは支払うべき義務がないにもかかわらず、いわば加害者の損害賠償債務を立替払する形でこれをＡに支払ったものと評価できる。したがって、Ｘは、Ａに支払った〇〇円を事務管理に基づく費用償還請求権として請求できる。

【29】東京地判平成 30 年 2 月 7 日、LEX/DB25551973
[事実] ＸらとＹは、いずれもＡ会の信者であった。Ａは、結婚相談所を開設した。Ｘは、

Ｙと共謀してダイヤモンドの売買契約について勧誘するものであることを告げずに営業所等以外の場所に呼び出し、公衆の出入りする場所以外の場所において上記売買契約の締結を勧誘したことなどといった特商法違反被疑事件により、逮捕勾留された。Ｘ及びＹは，本件刑事事件に係る被害者との間で、示談金を支払うことを内容とする示談契約を締結した。Ｘは、Ｙに対し、事務管理に基づき、求償した。
[判旨] 本件刑事事件は、被害者との関係では、共同不法行為であり、Ｘは、被害者に対し、全額の賠償責任を負う以上、示談契約の締結とその示談金の支払については、Ｘ自身の事務といえ、共同不法行為者であるＹとの関係でも事務管理は成立しない。ただ、Ｘが、共同不法行為に基づいて負担する賠償金支払義務を履行している点について、共同不法行為者間においては、その負担部分のみを負担し、これを超える部分を弁済した以上、他の共同不法行為者に求償できる。

【30】東京地判令和 3 年 2 月 25 日、LEX/DB25588295
[事実] Ｙの妻Ａは、Ｘに対し、Ｙと不貞行為を行ったことにより精神的損害を被ったと主張し、不法行為に基づく損害賠償請求権として、慰謝料の支払を求める訴えを提起した。ＡとＸは、和解を成立させた。Ｘは、Ａに対し、和解金を支払った。よって、Ｘが、Ｙに対し、和解金のうちＹの負担部分につき、Ｙのために有益な費用を支出したと主張し、事務管理に基づく費用償還請求権として、支払を求めた。
[判旨] 共同不法行為者が共同の不法行為により他人に損害を加えた場合において、共同不法行為者のうちの一人が他の共同不法行為者との責任割合に従って定められるべき自己の負担部分を超えて被害者に損害を賠償したときは、同損害を賠償した者は、他の共同不法行為者の負担部分について求償することができる。和解金のうち〇〇円については、Ｘによる負担部分を超える支出といえるから、Ｘは、〇〇円を、Ｙのために有益な費用として支出したと認められる。

3.2 裁判例の分析

上記から見ると、本類型について、ほとんど全部の事案では、求償請求を支持する。しかしながら、求償請求は否定されないが、事務管理が成立するとはいえない。【22】および【23】は、事務管理の成否については言及しない。【29】は、事務管理が成立しないと明言する。ゆえに、成立要件を検討することが必要であると思う。

【22】は、扶養義務者が被害者である要扶養者の治療費を支払ったという事案である。裁判所は、扶養義務者は直接の被害者として治療費の賠償を請求しうると判断する。これは昭和 12 年の事案であり、やや古い。現在の視点から見ると、本件はいわゆる間接被害者[102]の損害賠償請求の事案である。これについて、議論が少なくない。とくに、企業が支出する場合をめぐって一連の論文が作成された。両者が類似なので、【22】のような事案を

[102] 前掲注（77）。

検討するときに、これらの論文を参照することがよいと思う。学説によると、企業は支出義務がない場合、事務管理に基づき、加害者に対して求償請求できる[103]。しかしながら、企業は支出義務がある場合、事務管理の成立を否定すべきである[104]。これを参照すると、扶養義務者は支出義務があるから、事務管理は成立しないはずである。これに対し、平田春二教授の見解は、被害者が加害者より賠償を受けうる限度内に、扶養義務者と被害者との間に事務管理が成立する、というものである[105]。高木多喜男教授の見解は、同一損害について被害者と扶養義務者の双方に損害賠償請求権が成立という解釈[106]より、民法 422 条の類推適用により代位しうる、という解釈が、法律関係を簡明ならしめるであろう、というものである[107]。

私見は、扶養義務者の義務を超える部分について、事務管理が成立するはずである。確かに、義務があるから、他人のためにするという意思は薄いであろう[108]。しかしながら、本節 **2.2** で述べたように、義務があるが、他人のためにするという意思を直接に否定しえない。両者が必ずしも矛盾するものではない。本節 **2** により、扶養義務があるが、扶養義務者と要扶養者との間に、事務管理の関係の存在を肯定する以上、加害者のある場合、扶養義務者と加害者との間に、事務管理も成立すべきであると思う。同一損害について二つの損害賠償請求の成立を防ぐため、扶養義務者の支出の範囲で加害者は免責されたほうがよいと思われる。この点について、【25】事案は加害者の損害賠償義務を免れさせるに足る費用を支出したことにより事務管理が成立すると明言する。

【23】は償還請求を支持するが、事務管理の成否については言及しない。加害者は示談を拒絶する以上、この弁済が明らかに加害者の意思に反することにほかならない。ゆえに、事務管理は成立しないはずである。事務管理に基づき、費用償還請求ができない。しかしながら、不当利得法理に基づき、受けた利益限度内の求償請求ができる。裁判官は事務管理の成立などの言葉を使用しないことから見ると、間接的にこの点を証明すると思う。

【24】【25】は事務管理の成立を肯定するが、上記述べたように、この前提は、加害者の損害賠償義務を免れさせるに足る費用を支出した、というものである。【26】では、タクシー保有会社が被害者である乗客に対して賠償義務がないから、保有会社と加害者との間に、事務管理が成立する。【27】【28】は類似である。両者も会社が被害者である社員に給料を支出したという事案である。裁判所は事務管理の成立を肯定する。しかしながら、筆者は異議がある。会社は義務があるのに、直接に事務管理の成立を認めることが妥当でないと思われる。本節 **2.2** で述べたように、義務範囲を超える部分がある限り、事務管理の成立ができるはずである。労基法の義務を超えて支出する場合、事務管理の成立を肯定

---

[103] 前掲注（77）好美 25 頁。前掲注（69）倉田 515 頁。

[104] 前掲注（77）倉田 539 から 542 頁。民法 422 条の類推適用により代位しうる。

[105] 前掲注（77）平田 249 頁。

[106] 最判昭和 32 年 6 月 20 日、民集 11 巻 6 号 1093 頁。

[107] 前掲注（12）174 頁。

[108] 前掲注（77）好美 26 頁。

する事案がある[109]。【29】【30】では、共同不法行為者の一人が自己の負担部分を超えて被害者に賠償したという事案である。しかし、両者の判断は異なる。【29】は、共同不法行為者の一人が、被害者に対し、全額の賠償責任を負う以上、自身の事務といえ、事務管理は成立しない、と判断する。しかし、【25】は最高裁判として、不真正連帯債務についても、事務管理の成立を肯定する[110]。共同不法行為者の債務は不真正連帯債務に属するから、共同不法行為者の一人が自己の負担部分を超えて被害者に賠償すれば、事務管理は成立するはずである。

つまり、不法行為加害者の損害賠償義務の履行の事案では、「義務なくして（義務範囲を超えて）」「本人の意思に明らかに反しない」はより重要な要件である。両者が具備すれば（当然、各類型いずれも他人の事務が必要である）、事務管理が成立する。

4、本人の公法上の義務の履行

4.1 裁判例の紹介

【31】大判明治 36 年 10 月 22 日、民録 9 輯 1117 頁

[事実] Y村の収入役であるXが、村長より支出の命令があったが、村税の未納のため公金がなかったから、立替払いした。村長または助役が立替払いの申込みをなしたので、XとYとの間に契約関係が成立した。しかし、当時に、そのような契約について、村会の議決が不可欠で、契約無効となった。よって、Xが、Yに対し、事務管理に基づき、立替払いを求めた。

[判旨] Xが収入役であるが、個人の資格において、義務なくして民法上事務管理することができる。

【32】東京地判昭和 31 年 3 月 17 日、下民集 7 巻 3 号 668 頁

[事実] 第二次世界大戦日本の敗戦によって朝鮮は日本の統治を離れ、朝鮮在留邦人は内地に引き揚げなければならなくなった。朝鮮総督府の機能が停止しまい、各地の世話会は事実上総督府の代行機関として在留邦人の引揚援護の事務に当った。Xは世話会Aらに対して在留邦人の引揚援護資金として〇〇円を、いずれも貸主の内地帰還後遅滞なく日本政府をして同額で返済させる約束の下に無利息で貸与した。帰国後、Xが、国Yに対し、委任契約あるいは事務管理に基づき、貸付金の返還を請求した。

[判旨] 引揚援護事務を委任されていたことを云々する根拠とすることができない。国民が国家の敗戦のため自己の責に帰すべき事由によらずしてその生存をおびやかされるに至つたときは、国家はこれを救済するのが当然と考えられるからである。在外邦人の引揚援護事務について考えてみるとこの事務は国民に対して服従を要求しこれに応じなければ強制することを要するような事務ではなく、単に被告の後見的機能の発動によるものであって、

---

[109] 大阪地判昭和 45 年 2 月 19 日、判タ 276 号 330 頁。

[110] 【25】【30】の他、これを認める事案もある。例えば、大阪地判昭和 43 年 12 月 19 日、判タ 232 号 202 頁。しかし、通説はそうではない。詳しくは、前掲注（89）我妻 909 頁。

被告以外の者が行っても目的を達し得る性質のものであり、しかもこれを行うことが被告の意思に反しないことはさきに認定したとおりである。なので、事務管理が成立する。

【33】東京高判昭和 44 年 12 月 25 日、訟月 16 巻 1 号 47 頁　【32】の控訴審
[判旨] 国は国民の生命、身体及財産を保護し、その生活の安全を保障する責任があり、国家存立の目的も窮極においてはここに在るとも謂うことができるのであるが、その責任は政治上の責任であって、国は一般的にはその行う立法、司法及行政の作用を通じて責任を果しているのである。民法中事務管理の規定に則して言うならば国民がその生命、身体及財産を護ることは国民自らが管理すべき自己の事務である。終戦時における朝鮮等在留の日本国民についても同様であって、自己の生命、身体及財産の安全を護って帰国に至るまでの自己の生活を維持し、引揚の実現に努力をすることは自らが処理すべき自己の事務であると謂わなければならない。よって、事務管理が成立しない。

【34】福岡高決平成 17 年 8 月 22 日、判時 1933 号 91 頁
[事実]普通地方公共団体であるXが、福岡県知事の許可を得てYが福岡県に設置した産業廃棄物最終処分場内に違法に埋め立てた産業廃棄物を撤去しないときは、Yがその作業を行う必要があるとして、Yに対し、将来これを行った場合に生ずる事務管理に基づく費用償還請求権を被保全権利として、Y所有の自動車の仮差押えを求めた。
[判旨]Xが被保全権利として想定する事務管理に基づく費用償還請求権は、義務なく他人のために事務の管理を始め、本人のために有益な費用を支出することによって発生する権利であるから、本件において，上記のような一般的な事情が存するのみでは、その請求権の基礎をなす事実関係及び法律関係が既に存在するとは到底いえない。

【35】名古屋地判平成 20 年 1 月 17 日、判時 1996 号 60 頁
[事実]A会社が大量の産業廃棄物を過剰保管したことから、豊田市XがA及び実質的オーナーであるとされるYに対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の撤去等を命ずる措置命令をしたものの、Yが措置命令を遵守しなかったことから、Xが処理等を行い、支出した調査費用について、Yに対し、事務管理に基づく費用償還を求めて提訴した。
[判旨] Yが生活環境保全上の支障の除去等を行うためには、本件過剰保管廃棄物による影響を調査し、その結果を踏まえて実際の方策について検討することが不可欠であることから、本件調査は客観的にYが行うべき事務である。Yは本件措置命令後、処分場に本件過剰保管廃棄物を移設する具体的計画を立てたが、事実によって、Yの計画には実現可能性がない。上記の状況からすれば、周囲の環境保全のためにXにおいて速やかに適正処理を行う必要が高かったということができる。かかる公共の利益が存する以上、Yの意思又は利益に反したとしても事務管理の成立は妨げられない。

【36】名古屋高判平成 20 年 6 月 4 日、判時 2011 号 120 頁　【35】の控訴審

[判旨] 本件過剰保管廃棄物について、周囲の生活環境の保全等のためには、もはやXにおいて速やかに廃棄物の適正処理を確保する必要性が極めて高く、一刻の猶予もならない状況にあったものというべきであり、そのために本来Yが行うべきであった本件調査をXが行ったということができる。そして、本件調査を始めとするXによる廃棄物の適正処理を確保する行為は、処分場周辺の生活環境保全等のために高度に有益な行為で、正に社会公共の利益に適合するものであったといえるのである。したがって、このような事情のもとでXが行った本件調査が、本件措置命令まで受けているYの意思又は利益に反するものとは直ちには認めがたいものがあり、また、仮にYの意思又は利益に反するものであったとしても、上記説示のとおり本件においてはこれを考慮すべきではなく、事務管理の成立は妨げられないというべきである。

【37】福井地判令和3年3月29日、判時2514号62頁[111]
[事実] 福井県敦賀市Xに設置された廃棄物の処分場に多量の廃棄物が処分され、その周辺の河川に汚染水が流入するなどの生活環境保全上の支障が生じたことから、同処分場をその区域内に有するXが、廃棄物処理業者への委託により一般廃棄物を同処分場に処分したAを承継したYらに代わって上記支障を除去するための工事等を行い、そのための費用の支出を余儀なくされたと主張して、Yらに対し、事務管理に基づく有益費償還請求、不当利得返還請求等を行った。
[判旨]市町村（XもYも）は産業廃棄物の処理について、生活環境保全上の支障の除去等のために必要な一切の措置を講じるべき法的義務を負っていたものと解するのが相当である。事務管理において、他人の事務と自己の事務とが併存する場合については、自己の事務を超える部分については他人の事務となり、連帯して給付を行う義務を負う複数の者のうち一部の者が自己の負担部分を超えて義務を履行した場合には、その超える部分については他人の事務を管理したものと解される。Xが本件抜本対策措置を講じるべき義務の履行としてこれに要した費用を県に対して支払った場合、当該既払金のうち、Xの負担部分に相当する金額を超える部分の支払は、Xが他人の事務の管理として行ったものということができ、その中にはYらの負担部分について支払われたものも含まれるといえるから、その部分については、Xが、他人であるYらのためにする意思をもって事務管理として支払ったものと認めるのが相当である。

【38】名古屋高判令和4年12月7日、LEX/DB25593981　【37】の控訴審
[判旨] 排出自治体が、その区域外において一般廃棄物の不適切な処分が行われて、生活環境の保全上支障又はそのおそれが生じた場合に、支障除去又は防止のために必要な措置を講ずる義務を負うものとは解されない。本件措置は、Xにより、本件各措置命令に係る廃棄物処理法19条の8及び19条の7所定の措置として実施されたものであるから、これ

[111] 1例だけでなく、福井地判平成29年9月27日、判タ1452号192頁という裁判例がある。両者の事実及び判旨がほぼ同じである。

がXの義務に属するかどうかは置くとしても、Xの事務として行われたものであると認められる。よって、その余の点について判断するまでもなく、本件措置について、X及び一審Yらの間で事務管理は成立しない。

【39】東京地判令和4年6月28日、訟月69巻1号1頁
[事実]X所有の土地に旧日本軍が使用していた砲弾があった。よって、主位的に、国Yの職員には砲弾を探査して撤去等の措置を講ずるべき職務上の義務があったにもかかわらずこれを怠った旨主張して、国家賠償法1条1項に基づき、上記義務違反により発生した損害を求めた。予備的に、砲弾探査等の義務の履行はYの事務というべきところ、Xにおいて砲弾探査等のために生じた費用を負担しており、当該費用はYの上記事務を管理するために有益な費用に該当する旨主張して、事務管理における費用償還請求権に基づき、砲弾探査等に係る費用及び工事計画の変更に伴う工事代金の増額分を求めた。
[判旨]本件各砲弾が旧日本軍において使用されていた事実からYがこれらの砲弾を所有していたとか、砲弾を本件土地に投下したなどと推認することはできないというべきである。なので、Yが民事上の作為義務を負うとか、本件土地の砲弾探査等を行う義務の履行がYの事務であると認めることもできない。Xの事務管理に基づく費用償還請求は理由がない。

4.2 裁判例の分析

本類型の事案は、さらに①私人が私人の事務を管理する②私人が国または自治体の事務を管理する③国または自治体が私人の事務を管理する④自治体が自治体の事務を管理する、というものに細分できる。

①の事案の数が多い。後記の【55】【56】【59】【60】などの事案がこれに関連する。多くの場合は、管理者は本人が納付すべき税金を立替払った。強行的義務なので、本人の意思に反しても、一般的に、事務管理の成立を認める。異論もほとんどない。

【31】【32】【33】【39】は②の事案である。【31】はやや古い事案であるが、「私人と国ないし自治体との間に民法上の事務管理の規定が適用されること」および「公務員は個人の資格において、民法上事務管理することができる」を明言したから、意義がある。【32】【33】は同じ事案の一審・二審である。一審は事務管理の成立を認めるが、二審は否定する。本人（国家）の事務か、というものをめぐって検討する。【33】は、国民がその生命、身体及財産を護ることは国民自らが管理すべき自己の事務であり、国の義務は社会保障制度などの制度ないし施設を設けるというものにすぎない。確かに、通常国は国民に対して直接的な法的義務を負わない。しかしながら、本件は戦後の特別な状況において、海外滞在中の危険性が高いから、国が保護する義務を負うべきであると思われる。その他、災害などの状況で、人を救助すれば、警察の義務を履行とみなすから、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」により、国から支出した費用・受けた損害の賠償をもらえる。本件と災害の状況とは似ているから、本件行為も国の義務を履行したと判断できるはずであると思う。【39】では、旧日本軍が使用していた砲弾であるが、この砲

弾が国に属することを証明しえないから（私人にとってこれを証明することが非常に困難である。立証責任の転換がよいと思う）、国の義務を履行するとはいえなく、事務管理の成立を否定する。ゆえに、このような事案について、事務管理の成立を否定する傾向が見られる。

【34】【35】【36】は③の事案である。いずれも自治体は、措置命令の内容となった産業廃棄物の撤去及び適正な処理について私人の代わりに執行する場合、事務管理法理の適用の成否か、という事案である。これらは、本人の事務かというものを中心に検討する。廃棄物処理法上の義務を実施するために不可欠の調査であるか否かである。つまり、他人の事務か否かは廃棄物処理法の趣旨から導かれている。【34】は将来の費用を請求したから、当然否定される。【36】では、「廃棄物の適正処理を確保する必要性が極めて高く、一刻の猶予もならない状況にあった」に基づき、事務管理の成立を認める。しかしながら、これは、充分とはいえない。平田健治教授は、管理が必要であるという判断は廃棄物処理法の手続きが着実に進められてきたことによって認定されるべきであると述べた。行政活動への事務管理法の適用に慎重な姿勢を示している[112]。

【37】【38】は④の事案である。実は、日本で多くの場合、行政法上の明文の規定があるので、直接にこれに基づき、問題を解決する[113]。行政法上の明文の規定がない場合のみ、民法の適用が可能である。ゆえに、本件一審は、特に、Ｙらは本件措置命令の対象とならないから、代執行費用を強制徴収しえない、というものを強調した。償還請求を私法上の手続きで行うことが許されない理由はないから、民法上の事務管理の成否を検討する。実は、このような事案も本人の事務かというものをめぐって検討する。一審は、Ｙらが義務を負い、かつＸが自分の負担部分を超えて履行するから、事務管理の成立を認めた。二審は、Ｙらの義務でなく、Ｘの義務なので、事務管理の成立を否定した。

つまり、事案から見ると、本人の公法上の義務の履行の事案では、最も重要な要件は「他人の事務」である。「他人の事務」と認定すれば、常に事務管理が成立する（上記のごとき、学者の見解はそうではない）。

第二節　保存行為・改良行為・処分行為

1、保存行為

1.1 裁判例の紹介

【40】大判明治 37 年 5 月 12 日、民録 10 輯 666 頁

[事実]事務管理者Ａが自分の名でＹと寄託契約を締結した。ＹがＸの金員〇〇円を保存した。Ｘが、Ｙに対し、事務管理（民法 701 条、委託の準用）に基づき、預金返還を求めた。

[判旨]事務管理者が自己の名で相手方となした法律行為の直接の効力は常に両者間に止まり、相手方と本人との間に及ばない。

---

[112] 前掲注（86）340 頁。

[113] 例えば、災害救助法 20 条（都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる）など。

【41】大分地判昭和 30 年 5 月 19 日、下民集 6 巻 5 号 998 頁
［事実］挽馬の買主Ｘが、馬が病気であったとして瑕疵担保を理由に契約を解除し、売主Ｙに対し、事務管理に基づき、馬を返還するまでの飼育費を求めた。
[判旨]まず、瑕疵があったことを認めるに足りる証拠がないので、瑕疵担保を理由として売買が解除された理由がない。かりに瑕疵があったとして、契約から解除までの期間Ｘが飼育しても、主観的な意図において他人の馬を飼育するという意図を欠くので、事務管理が成立しない。解除後の飼育について、ＸはＹに馬を返還するまでの間僅かに辛うじて生存するに足りるだけの飼糧を与え全く不充分な飼育の方法を講じたに過ぎないことが認められ、本人の利益に適すべき方法とはいえないので、事務管理が成立しない。

【42】新潟地判昭和 33 年 3 月 17 日、下民集 9 巻 3 号 415 頁
[事実]ＸとＹは、漁業を営むものである。Ｘ所有の漁船が大羽鰯漁撈のため、新潟県粟島沖に出漁し、鰯流し刺網三十束を施設したが、豊漁なので全部を収容することができなかった。流失防止のため、漁網の末端部分に樽を取りつけ、樽にＸの船名を染め抜いた赤旗を附置する等の措置を講じたうえ、これを海底に沈下させて残置しておいた。ところが、Ｙの使用する乗組員等は、前記漁網が漂流中のものであると思い、これを引き揚げようとした。結局、本件漁網流失の結果を招いた。Ｘが、Ｙに対し、損害賠償を請求した。
[判旨］本件漁網には船名を明記した標識が附置され、所有者たるＸにおいて再度引揚げに来る意思が表示されていたのであるから、Ｙの乗組員等がこれを引き揚げようとしたことは、Ｘの意思に反するものである。また、本件漁網は漂流中のものではなかったのであるから、民法 698 条の本人の財産に対する急迫の危害も存在していなかった。しかしながら、Ｘの船以外にも漁網を残置してきた漁船があり、その前日は時化で残置した漁網の中には流失したものもあって、これを収容すべき旨の依頼が各漁業協同組合宛てに出されていたこと等を、Ｙの乗組員等において熟知していたという事実に思いを致すとき、Ｙの乗組員等の錯誤は、いずれも善良な管理者の注意義務に違反するかどうかは格別、悪意または重大な過失に基づいたものとは認められない。従って、Ｙの乗組員等の行為は、緊急事務管理に該当する、と解するのを相当とする。Ｙに違法性なしとした。

【43】東京地判平成 13 年 10 月 19 日、判時 1796 号 97 頁
[事実]Ｘが、Ｙが経営するガソリンスタンドに立ち寄り、給油を注文して、近くの女友達の家を訪問する間、自動車を同スタンドに駐車していたところ、これが盗難にあったことを理由にＹに寄託契約上の債務不履行責任、事務管理上の責任、不法行為上の責任、場屋営業者の責任があるとして、Ｙに対して損害賠償を求めた。
[判旨]Ｙが事実上の好意として本件車を置いておくことを許容していたにすぎないので、寄託契約が成立しなかった。Ｙの従業員が本件車を移動したのは、Ｘが給油リールの下付近に駐車したため、別の顧客が来店した際、移動する必要が生じたことによるものであり、

Yの営業のため移動したものと解するのが相当である。したがって、Yの従業員が、本件車に給油後、本件車に乗って、エンジンをかけ、Xの燃料を使用して、本件車を給油した場所から歩道にかけての場所に移動した事実をもって、Xのために事務管理を開始したことに該当するということはできない。

【44】東京高判平成 14 年 5 月 29 日、判時 1796 号 95 頁　【43】の控訴審
[判旨] 原判決理由説示を支持した。

【45】神戸地判平成 14 年 5 月 24 日、LEX/DB 28072291
[事実] Xは、闘犬の試合に出場させる事の出来る土佐犬の購入を目的としてY方を訪れ、闘犬の試合に出場できる経験豊かな闘犬であるとの説明を受けて、犬 A を買い受けたが、本件契約当時 A はフィラリアに罹患しており、買いうけ後 1 ヶ月もしないうちに死亡したとして、本件契約は錯誤により無効であるとし、代金として振り出した小切手債務の不存在確認を求めた。その他、事務管理に基づき、Y に対し、A の医療費を求償した。
[判旨] 本件売買契約は要素の錯誤により無効であると認められるから、A は本件売買契約後もYの所有に属し、その結果、Xは、Yのために、事務管理として、Y所有のXに上記治療を受けさせたと認めることができる。

【46】東京地判令和 2 年 8 月 17 日、LEX/DB25585872
[事実]Xが、YらがXの所有するマンションの居室に侵入した上でXの所有動産を無断で持ち出し、その一部を紛失させたと主張して、Yらに対し、不法行為に基づく損害賠償として○○円の支払いを求めた。Yらは、中国においてXの夫が詐欺罪により逮捕されたこと及びXと連絡が取れなくなったことをきっかけとして、財産的価値の高い物が差し押さえられることを防止するため、動産を持ち出したと主張した。
[判旨]本邦内で保管されているX所有の動産に関し、中国が直ちに差押えをすることができる法的根拠が存するのか明らかでなく、仮に、そのような法的根拠がないのであれば、Yらが差押えを危惧するような具体的危険性は存在しなかったものというほかなく、Xの動産を持ち出すことがXのための事務に当たるとはいい難い。仮に、中国が差押えをなし得る法的根拠があるとすれば、そのような手続は適法であるというほかないのであって、適法な差押手続を免れる目的でその対象物を隠匿することは違法である。違法な行為を内容とする事務管理及び緊急事務管理の成立は認められない。

1.2 裁判例の分析

実は、現在、保存行為の事案が少ない。上記から見ると、一般的には、占有者が物を保存するという事案である。純粋的な利他的管理行為がほとんどない。すなわち、管理者は自分のためにする意思がある。保存行為は、一般的に、物の価値を維持し、本人の利益に合うから、無断管理の違法性を阻却するはずである。しかしながら、不当な管理により、

物の価値を下回る場合もある。この状況で、本類型は不当利得だけでなく、不法行為にも関連する。

【41】【45】（占有者）では、契約の解除および契約の無効の場合、契約によって買い物の保存についての問題である。両者から見ると、契約から解除まであるいは契約の無効を了解するまでの期間、他人の物を飼育するという意図を欠くので、事務管理が成立しない。その後、支出した費用は一般的に事務管理費用と認定される。当然、例外がある。【41】では、悪い管理行為をしたから、事務管理の成立を否定する。【45】事案の治療費は必要費用とし、その返還請求を支持する。

【42】は日本で唯一の緊急事務管理の成立を認める事案である。本件では、客観的に急迫な危害は存在しなく、本人の意思に反し、かつ本人に大きな損害を与えるが、緊急事務管理の成立を認める。筆者は、この判断を支持する。緊急状況で時間が少ないから、妥当な方法を採用することが困難である。その他、違法性阻却の効果を与えないなら、人々は他人を救助すれば悪い結果をもたらすおそれがあるから、他人を救助しない。この点から見ると、【42】事案は価値がある。【46】（占有者）も、違法性阻却について検討するが、違法な行為を内容とする事務管理及び緊急事務管理の成立は認められない。

【43】【44】（占有者）は同じ事案の一審・二審である。給油後、ガソリンスタンドで駐車することは、好意として許されるから、事務管理の成立を否定する。この事案により、法理論的考察の面から見ると、有意義であると思う[114]。

つまり、保存行為の事案で、常に違法性阻却について検討するから、「他人のためにする」という要件がより重要である。「他人のためという主観的要素」も「他人の利益に合うという客観的要素」も重視されるはずである。

２、改良行為

2.1 裁判例の紹介

【47】大阪高判昭和 35 年 9 月 30 日、高民集 13 巻 7 号 657 頁

[事実]Ｘが、Ｙら対し、本件宅地上に存在する建物の収去及び宅地の明渡しを求めた。Ｙらは、本件宅地は戦時中爆撃を受け、何人の所有であるのか不明であり、訴外Ａは宅地を自己の所有物のようにふるまい、義務なくしてこれを管理していたのであり、Ｙらは、本件宅地の事務管理人（少くとも準事務管理人）のＡから賃借したと主張した。

[判旨] Ａは、食糧を確保するため、Ｘの承諾を受けることなく戦災跡の荒地であつた本件宅地を耕し、家庭菜園として利用しこれを占有していた。Ｙは、〇〇円を支払って本件宅地の占有の移転を受け、本件地蔵堂を建立した。しかし、Ｘはこれを承諾したことはなかった。そうすると、Ａは、Ｘに対抗できる権原なく本件宅地を占有していた不法行為者というべきであって、事務管理人又は準事務管理人であるということはできないから、ＹがＡから本件宅地の占有の移転を受けても、その占有を以てＸに対抗することができないこ

[114] 詳しくは、第七章に検討する。

とは明らかである。

【48】大阪地判昭和 55 年 7 月 11 日、判タ 424 号 147 頁
[事実]（反訴のみについて）Xが競売により、本件土地を取得した。法定地上権を有する人Yが土地の擁壁等の改修をしたので、Xに対し、事務管理に基づき、工事代金を求償した。
[判旨]Xには、擁壁等の改修工事をすべき義務もなければ、その必要もなかったのであるし、また、Xは当時工事をすることに反対の意思を表明しており、工事をすることはXの意思に反することが明らかであった。したがって、Yが改修工事をしたことをもって、それがXのためにする事務管理とは到底認め難いから、Yが改修工事をしたことを理由に、民法 702 条により、Yの支払った工事代金の償還請求をすることはできず、ただ、Yは、前述の通り、民法 608 条 2 項の規定により、将来Yが本件土地をXに返還する場合において、その償還を請求し得ることがあるに過ぎないのである。

【49】東京地判平成 26 年 5 月 7 日、LEX/DB 25519855
[事実] Yは所有する土地上の建物をA会社に賃貸した。その後XはAから転借した。Xはが、Yに対し、土地上にある樹木の伐採費用等及び土地内にある石積みの補修費用等をXが支出したことについて、Yとの立替払合意による求償権又は事務管理による費用償還請求権に基づき、立替金相当額の金員等の支払を求めた。
[判旨] 本件樹木伐採の費用についてYとAとの間でAが負担するとの合意があったと言うべきである。少なくとも樹木伐採の費用負担の関係ではXとAとの実質的同一性があるというべきであるから、樹木伐採は、Xがその義務に基づき行ったものとして、Xが「義務なく他人のために」事務を行ったものということはできない。本件石積補修は、その性質上、本件土地の改良行為にほかならないから、YとAとの間にその費用負担の合意はなく、XはYのため、本件土地上にあり、土地所有者以外の者に危害を及ぼす危険のある石積等について、石積補修を行ったものと認められ、費用償還請求を行うことができる。

【50】東京地判令和 4 年 8 月 9 日、LEX/DB25606655
[事実]（反訴のみについて）Xは建物の賃貸人で、Yは賃借人である。賃貸借契約においては、契約終了時の原状回復として、コンクリート打放しの状態に復帰させる旨約定されていた。Yは、Xから、約定の範囲外の原状回復工事を行うよう要求され、当該工事が終了するまで明渡しを認めない旨主張される可能性があることに備え、Yが原状回復義務として工事を行う義務を負っていなかったにもかかわらず、Xの希望に応じて工事を行った。よって、YはXに対し、事務管理による有益費の償還あるいは不当利得の返還を請求した。
[判旨] Yが賃貸借契約終了時に行った工事のうち、本件建物の煙感シャッターの設置工事及び本件建物 2 の防火扉の設置工事は、いずれも原状回復義務の範囲に含まれるものではないから、Yは、Xに対し、事務管理による費用償還請求として、これらの工事に要した

費用の償還を求めることができる。

2.2 裁判例の分析

保存行為・処分行為と違い、改良行為は常に本人に利益を与える。ゆえに、本類型では、違法性阻却についてほとんど検討しなく、常に不当利得に関連する。【47】では、無権占有者の占有が自主占有であるから（管理意思がない）、当然事務管理が成立しない。【48】では、所有者が工事に対して明らかに反対するから、事務管理の成立を否定する。【49】では、契約があるという状況で、一部の改良行為は契約によって合意があるから、事務管理が成立しないが、一部の改良行為は契約の内容を超えてするものであるから、事務管理の成立を認める。とくに、所有者以外の者に危害を及ぼす危険があるので、公益に関連する強行的義務のため、所有者は明らかに反しても事務管理の成立には妨げとはならない。【50】は賃借人が改良を行う事案である。賃借人は原状回復義務があるが、義務の内容を超える部分は事務管理の成立には妨げとはならない。

上記の事案から見ると、【47】の無権占有・自主占有の事案を除き、全部の事案では、保存行為の事案と同様に、管理者は占有権がある（地上権・賃借権などによる）。すなわち、管理者は自分のためにする意思がある。本類型では、純粋的な利他的管理行為がほとんどない（例えば、隣人の部屋を修繕すること）。この状況で、「他人のためにする」要件があるかどうかにより、事務管理の成否を判断する。とくに、効果面から見ると、本類型の事案で、多くの場合、管理者の投下した費用と本人の利得とは常に同額ではない。事務管理法を適用するか不当利得法を適用するか、というものが重要な問題である。ゆえに、「他人のためにする」は非常に重要であると思われる。

3、処分行為

3.1 裁判例の紹介

【51】最判昭和 36 年 11 月 30 日、民集 15 巻 10 号 2629 頁

[事実] Xは、亡Aの事務管理者である訴外Bから本件建物の贈与を受けたと主張し、本件建物の登記名義人である亡Aの相続人であるYらに対して、本件建物について贈与を原因とする所有権移転登記手続を求めた。

[判旨]事務管理は、事務管理者と本人との間の法律関係のことなので、管理者が第三者となした法律行為の効果が本人に及ぶ関係は事務管理関係の問題ではない。従って、事務管理者が本人の名で第三者との間に法律行為をしても、その行為の効果は、当然には本人に及ぶ筋合のものではなく、そのような効果の発生するためには、代理その他別個の法律関係が伴うことを必要とするものである。

【52】最判昭和 38 年 12 月 26 日、集民 70 号 599 頁

[事実]訴外Aが事務管理としてXのため本件土地、家屋をYらに賃貸した。Xはその管理行為を承認したことを認めるに足る証拠がない。その後、Xが、Yらに対し、家屋及び土

地明渡し等を請求した。
[判旨]事務管理者の行為は元来無権限の行為であるから、本人の追認がない以上無効と解すべきである。

【53】東京高判昭 47 年 8 月 3 日、判時 680 号 44 頁
[事実] Yが、Xよりアークラインの寄託を受けていた。長期間に放置すれば値下りをする状態にあり、かつXは倒産の危険があったこともあるので、Yが勝手にかつて販売した瑕疵あるアークラインと交換処分した。Xが、返還債務不履行を理由として、Yに対し、損害賠償請求をした。Yは緊急事務管理の成立を主張した。
[判旨]Yがその処分の当時これをXに謀ることなく自からの判断で行うことを余儀なくされる程事態が切迫し「財産に対する急迫の危害を免れしめる為」という緊急事務管理の要件が具備されていたものとは認め難く、結局Y主張の黙示の承諾ないし緊急事務管理の抗弁も理由がない。

3.2 裁判例の分析

他の類型と違い、処分行為は本人に不利益を与える可能が高いから、処分行為が事務管理となるかという疑問がある。通説は、処分行為が事務管理となりうるとする[115]。判例もこれを明言する[116]。不利益を与えるなら、事務管理として違法性を阻却するかという問題が出現する。【51】では、無断に他人の不動産を贈与する事案である。やや古いが、意義がある。この事案後、管理者が第三者となした法律行為の効果が本人に及ぶかという問題をめぐって一連の論文が作成された。現在、この点について異論がない。【52】では、無断に他人の不動産を賃貸する事案である。【51】と同様に、本人についてその効力を生じない。【53】は違法性阻却について検討する事案である。緊急事務管理を主張したが、否定された。理由は、「財産に対する急迫の危害を免れしめる為」という緊急事務管理の要件が具備されていない、というものである。処分者が自分の判断（値下りをする）に基づき、処分行為をした。確かに、緊急事務管理の承認の【42】事案より、本件の急迫の危害のあることを証明しにくい（値上げの可能性もある）。

つまり、処分行為の事案では、「他人のためにする」という要件が非常に重要である。具備されないなら、不法行為となろう。

第三節　共有物の管理

１、相続財産の管理行為

1.1 裁判例の紹介

【54】最判昭和 47 年 9 月 8 日、民集 26 巻 7 号 1348 頁

---

[115] 前掲注（89）我妻 901 頁。前掲注（100）松坂 15 頁。
[116] 大判大正 7 年 7 月 10 日、民録 24 輯 1432 頁。

[事実] Aの死亡によって、遺産相続が開始され、Xの父BとYらが本件不動産を共同相続したが、Bが単独で本件不動産全部の占有を始め、その後、BからXに本件不動産が譲渡され、引渡しをうけてその占有を承継したという状況で、Xが、時効によって本件不動産の単独所有権を取得したと主張し、Yらに対し、所有権移転登記手続を求めた。
[判旨] 共同相続人の一人が相続財産を単独で占有管理し、その収益を収め、自己の名において公租公課を納付している場合でも、通常の場合は他の共同相続人のために事務管理とするであって、これにより直ちに他の共同相続人の相続分につき自主占有をするものとは認めがたいであろう。しかし、共同相続人の一人が相続財産の使用収益を独断専行してその効果を他の共同相続人に帰せしめず、自己の名において公租公課を納付しながら、他の共同相続人に対してその償還を求めないような場合は、むしろ相続財産を単独相続したものとしてその自主占有を始めたもの、またはその外観上他の共同相続人に対し黙示的に自主占有の意思を表示したものと解する。

【55】最判平成 18 年 7 月 14 日、判時 1946 号 45 頁
[事実]亡A及びBの子であるCが、意思無能力であったBに代わってBの相続税の申告をして相続税を納付し、その後Bが死亡したことにつき、Cの死亡により本件納付に係る債権を相続したXが、AとBとの間の子であるYらに対し、主位的に委任契約に基づく費用償還請求を、予備的に事務管理に基づく費用償還請求をした。
[判旨]意思無能力者であっても、納付すべき相続税額がある以上、法定代理人又は後見人の有無にかかわらず、申告書の提出義務は発生しているというべきであって、法定代理人又は後見人がないときは、その期限が到来しないというにすぎない。申告書の提出期限とかかわりなく、被相続人が死亡した日の翌日から 6 か月を経過すれば税務署長は相続税額の決定をすることができる旨を定めたものと解すべきであり、同号は、意思無能力者に対しても適用されるというべきである。そうすると、本件申告に基づく本件納付がBの利益にかなうものではなかったということはできず、Xの事務管理に基づく費用償還請求を直ちに否定することはできない。

【56】東京地判平成 25 年 5 月 30 日、LEX/DB25513083
[事実] Xが、Xの姉Y1 及びXの弟Y2 に対し、X及びYらの母Aが元所有し、A死亡によりX及びYらが相続した各土地に関して、Xが納付した固定資産税・都市計画税相当額について、不当利得又は事務管理に基づき、法定相続分に従った各 3 分の 1 の返還等を求めた。
[判旨] Xは、本件土地の使用貸借契約に基づいて、通常の必要費として固定資産税等を負担すべき義務を負っているから、Xによる本件土地の固定資産税等の支払は、義務なく他人のために事務を管理したことによって有益費を支払ったものとは認められない。

【57】東京地判平成 26 年 5 月 27 日、LEX/DB25519797

[事実]　亡Ａの相続人であるＸが、Ａの共同相続人であるＹらに対し、Ａ又はＹらのために立替金（後見費用、墓所管理費用、植木剪定費用など）を支出したとして、事務管理による費用償還請求権に基づき、又は準委任契約による事務費用償還請求権に基づき、各自の法定相続分に相当する金員の支払を求めた。
[判旨]　植木剪定費用は、相続財産であった調布不動産の管理に要した費用といえ、遺産分割は終了していることから、民法の共有の規定に従い、各共有者がその持分に応じて負担すべき費用として（民法 253 条 1 項）、Ｙらに対し、その共有持分に応じた費用の償還を求めることができる。後見開始申立て、祭祀承継申立ては、Ｘの意思及び判断によるもので、Ｙらにおいて申立て義務を負うものではない上、各審判当時、審判の手続費用は特に負担者を定めた場合を除き、申立人の負担と定められており、前記の申立て費用は、「義務なく他人のために」負担した費用と認めることはできない。

【58】東京地判平成 27 年 8 月 14 日、LEX/DB 25534162
[事実] Ｘが、孫であるＹに対し、交通事故で死亡したＹの父である亡Ａの治療費を始めとする各種相続債務の立替払をし、Ｘ及びＹが共有するに至ったマンションの管理費、内装工事費等を負担し、Ａ及びＹに対する貸金が返済されていないとして、不当利得返還請求権に基づき、治療費・保育費などの立替金の支払を、民法 253 条 1 項、不当利得又は事務管理に基づき、マンション管理費・光熱水費・通信費、改装費用及び残置物処分費用の支払を、それぞれ求めた。
[判旨]　本件マンションの相続債務及び管理の費用などについて、Ｙは 2 分の 1 の支払い義務を負う。改装費用について、Ｘは本件マンションの売却のために改装したと主張したが、本件マンションは、当時、新築から 3 年も経過しておらず、Ｘが供述する本件建物の損傷、変色が売却に支障を来す程度であったことを認めるに足りる証拠はないから、これが管理の費用に当たるとはいえない。仮に、改装工事により本件建物の売買代金が増額されたとしても、改装工事がされなかった場合の売買代金との差額を特定することは困難であり、Ｙに利得が生じたとは認めるに足りず、Ｙのための事務の管理に当たるともいえない。

【59】東京地判平成 27 年 10 月 2 日、LEX/DB 25531644
[事実] 亡Ａの相続人であるＸが、Ａの遺産に係る相続税を同遺産中の土地の物納によって納税した際、物納に要する土地の測量工事費用等を自ら支出したとして、同じＡの相続人であるＹに対し、主位的に、上記測量工事費用等を折半して負担する旨の合意に基づき、予備的に、事務管理の費用償還請求権に基づき、上記支出額の半額の支払を請求した。
[判旨]「他人のための他人の事務」については、自己のための意思及び事務が併存しても、事務管理の成立を妨げないと解されている。Ｘは、Ｙからの委任を受けないまま、Ｘ及びＹの双方の事務として、本件物納申請の許可を得るため税務署から指示された本件測量工事等を実施したものであるから、法律上の義務によらずに、他人であるＹのために同人の

事務を行ったものと評価できる。

【60】東京地判平成 29 年 3 月 2 日、LEX/DB 25552963
[事実]　亡Ａの相続人Ｘが同じＡの相続人であるＹに対し、Ａに対する債務の弁済を求めた。Ｙは、Ａ死亡に関して支出された各費用については、相続人ら全員で負担する旨の黙示の合意があったと主張した。契約がなければ、喪主ではないＹが義務ないから、上記各費用の支払いは事務管理とする。よって、Ｙは委任契約又は事務管理に基づき、求償しうるから、相殺を主張した。
[判旨]　葬儀・埋葬費用については、相続人などその近親者においてその負担に関する特段の合意がないときは、葬儀を主催した喪主が負担すべきであると解するのが相当である。Ｘが祭祀承継者であると認めるに足りる証拠もない。そうすると、喪主であるＹの費用の支出行為は同人にとって「他人の事務」ということができないから、事務管理の成立要件を欠くこととなる。医療費・市県民税・ＮＴＴ料金はＡの債務であって法定相続分の割合で分割債務として相続すべきものであるから、その限度で、Ｙの支出行為は事務管理に当たるということができる。

【61】東京地判令和 3 年 5 月 28 日、LEX/DB 25589870
[事実]　被相続人Ａの子であるＸらが、Ａの妹であるＹ1 及びＡの子であるＹ2 に対し、被ＹらがＡの生前及び死亡後にＡの預金を無断で引き出したから、ＡがＹらに対して有する不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を２分の１ずつ相続し、Ａ死亡後の引出しについては自らが上記請求権を有すると主張して、金銭の支払を求めた。ＹらはＡの承諾又は事務管理に基づいて引出行為をしたと主張した。
[判旨]　Ａは、金銭の管理についての判断能力がなかったといえるから、Ａが本件各口座からの払戻し及び支出を真意から承諾したということはできない。Ｙらによる本件引出行為等のうちＡの日常生活に必要な払戻しや支払については、Ａのためにする意思をもって義務なくしてＡの事務の管理をしたことになるから事務管理が成立するというべきであり、これを違法ということはできないし、不当利得にもならないと解される。しかし、共済金等の受給手続を代行したお礼としての 100 万円はあまりにも高額にすぎるものであるし、また、受領した車両の購入費用 160 万円については多額の贈与に当たる。これらの金員の受領は事務管理意思を欠くといえ、又は本人の利益に反することが明らかでないとはいえないから、事務管理は成立しないというべきである。

【62】東京地判令和 4 年 6 月 30 日、LEX/DB 25606014
[事実]　亡Ａの配偶者であるＸが、Ａの母であるＹに対し、ＹはＡの生前、同人に無断でＡ名義の銀行口座から預貯金を払い戻して領得しており、ＡはＹに対して、不法行為に基づく損害賠償請求権を有していたところ、Ａの死亡により、その２分の１をＸが相続したとして、生前の払戻額の２分の１及び遅延損害金の支払を求めた。Ｙは、Ａの介護費用・

医療費などを立て替えて支払ったから、Aに対して、主位的には委任事務処理費用の償還請求権に基づく、予備的には事務管理に基づく各費用償還請求権を有しているとして、Aの相続人であるXに対し、上記合計金員の2分の1に相当する金員及び利息の支払を求めた。

[判旨] Yは介護費用・医療費などを立替払ったが、Aからすでに十分な費用をもらった。葬儀関連費用については、相続人全員の同意がない限り、相続財産からこれを支出することはできず、基本的に喪主が負担すべきであると解するのが相当である。しかるに、XがAの死亡を知ったのは、葬儀が終わった後であることからすれば、本件葬儀費用に係る葬儀は、喪主であるYが自ら執り行ったものであり、Xのために執り行ったものであったと認めることはできない。Aの介護に関して平日は介護ヘルパーを利用していたこと、YとAとの身分関係を踏まえると、Yによる療養看護行為は、なお身分関係に基づいて通常期待される範囲の行為と評価するのが相当である。YがAの生前に家賃を請求していたことは窺われないことからすれば、Yは病身の娘であるAを無償でY宅に居住させることに同意していたものと推認され、法律上の原因なくして、Aが利得を得ていたということはできないし、Yに本件家賃相当額の損失が生じていると認めることもできない。

1.2 裁判例の分析

実は、相続財産の管理は事務処理の内容として、本章第一節及び第二節と重複する。なぜこれを独立して列挙するのか。近時、本類型の事案が最も多いから、独立して列挙することが必要であると思う。実は、本類型の事案は、親族の扶助および共有物の管理にすぎないと思う。【54】【56】【58】【59】では、共同相続した建物を管理する事案である。一般的に、共有者として、通常は適切な管理方法を採用するといえる。かつ「自分のためにする」と「他人のためにする」と併存しても、事務管理が成立しうる。ゆえに、共有者の管理が、事務管理となりうる。しかし、【54】【56】【58】いずれも、事務管理の成立を否定する。【54】は、管理者自分自身が建物の全部を自主占有するということを述べ、「他人のためにする」意思がない。【56】は契約上の義務を履行することにすぎない。【58】は建物の改装が必要ではなく、有益もとはいえない。これから見ると、本類型は上記の各類型に緊密につながる。日常生活の支出した費用・建物の保存のために支出した費用について、特別な事情がない限り、事務管理が成立する。建物の改良・処分行為について、「他人のためにする」要件を厳格には捉えられるはずである。実は、共有者の一人が共有物について改良行為をなす場合は、通常は、自己のためになしたと見るべき場合が多いと思われる[117]。

【55】【57】【60】では、被相続人の生前死後の費用を立替払った事案である。これは「扶養義務者の義務の履行」の事案に関連する。生前の費用について、立替払ったから、事務管理が成立しうるが、扶養義務者の義務の履行の事案と同様に、協議が整う前（遺産

[117] 前掲注（12）158頁。

の分割前）に返還請求しえない。死後の費用もこれを参照すべきである。しかし、葬儀費用の支払いは特別である。これは一般的に喪主の義務とされていることから、事務管理を主張する者が喪主である場合、自己の義務とされ事務管理は成立しない。

【61】【62】[118]では、被相続人の口座から引出行為が不法行為か事務管理かということをめぐって検討する。筆者は、被相続人の口座から引出をしないと、相続財産になりうる点から、このような事案も本類型におく。この点について、ある学者が検討する[119]。上記の事案から見ると、「本人の意思に反することが明らかでない」という要件に基づいて判断する。このような事案では、通常は、事務管理が成立する。被相続人に対し、有益費用と認定されると、事務管理の成立を認める。有益費用とはいえない部分（奢侈費用など）が不法行為法上の損害と認定されるから、事務処理者が損害賠償責任を負うべきである。ゆえに、事務管理が成立するとともに、不法行為も成立する。

つまり、成立要件について、本類型の事案は事務処理の内容として、本章第一節及び第二節と重複するから、上記の両節に従い。例えば、相続した建物を改良した場合、改良行為の事案の成立要件を参照する。相続した建物の税金を立替払った場合、本人の公法上の義務の履行の事案を参照する。

2、建物の管理行為

2.1 裁判例の紹介

【63】横浜地判平成 21 年 4 月 15 日、LEX/DB 25463507

[事実] Ｙの組合員であるＸらにおいて、ＸらがＹの事務管理者として、Ｙの理事長及び監事の地位にある者の職務施行の停止と職務代行者を選任する旨の仮処分決定を得、同決定により選任された職務代行者に対する報酬を負担したと主張して、Ｙに対し、職務代行者に対して支払った報酬額の支払を求めた。

[判旨] Ｘらは、区分所有法上、自己の権利として認められた理事等の解任請求権を保全するために本件仮処分の申立てをしたもので、民法 697 条 1 項所定の「他人のために事務の管理を始めた者」に該当するとは認められない。Ｙが、本件職務代行者に対して委任及び準委任契約に基づく報酬支払義務を負担しないから、Ｘらが実質的に本件職務代行者の報酬を負担した事実が認められたとしても、これをもって同条項所定の「義務なく他人の事務」を処理したものともいえない。ゆえに、Ｘらが、Ｙの事務管理者として、Ｙのために有益な費用を支出したものとはいえない。

【64】最判平成 22 年 1 月 19 日、判時 2070 号 51 頁

[事実] ＸとＹとの共有に係る不動産から生ずる賃料を、Ｙが単独で取得したとして、Ｘが

---

[118] 実は、現在、このような事案が最も多い。紙幅のため、ここで 2 例だけ列挙する。第三章第二節にこれを検討する。

[119] 中村昌美「裁判例研究 普通預金口座は誰のものか? 預金債権の帰属 : 事務管理を認めたケース : 青森地裁平成 16 年 8 月 10 日判」実践成年後見 52 号（2014 年）。

Ｙに不当利得返還請求をしたのに対し、Ｙが、Ｘに帰属する部分を含め所得税の確定申告をした結果、所得税等を過大に支払ったことが事務管理に当たるなどとして、事務管理に基づく費用償還請求権との相殺を主張した。
「判旨」共有者の１人が共有不動産から生ずる賃料を全額自己の収入として不動産所得の金額を計算し、納付すべき所得税の額を過大に申告してこれを納付したとしても、過大に納付した分を含め、所得税の申告納付は自己の事務であるから、他人のために事務を管理したということはできず、事務管理は成立しないとした。

【65】東京地判平成 28 年 10 月 13 日、判タ 1439 号 192 頁
[事実] マンションの区分所有者Ｘが、区分所有法25条2項に基づく管理者解任請求訴訟を提起し、これに勝訴したと主張し、他の区分所有者であるＹらに対し、事務管理に基づく有益費の償還として、上記訴訟で支出した弁護士報酬の分担を求めた。
[判旨] 管理者解任請求訴訟の遂行には、自己のためにする意思も存在するはずであるが、不正な行為等のある管理者が解任され、管理組合に利益がもたらされることになるから、管理者解任請求訴訟を提起して勝訴することは、管理組合のための事務管理としての側面があると解される。管理組合が単なる区分所有者の団体にとどまらず、いわゆる権利能力なき社団の成立要件を満たし、権利義務の帰属主体となり得る場合には、管理者解任請求訴訟の遂行は管理組合のための事務の管理に当たり、管理組合を本人とする事務管理が成立し得ると解される。不正な行為等のある管理者を解任することは管理組合の合理的意思及び利益に合致するため、管理者解任請求訴訟が管理者に対する嫌がらせの目的で提起された不当訴訟であるなどの特段の事情のない限り、その遂行が本人である管理組合の意思又は利益に反することが明らかであるとはいえないと解される。以上のとおり、Ｘらが別件訴訟を提起して勝訴したことにより、本件管理組合を本人として事務管理が成立する。管理組合は有益費償還債務を負い、個々の区分所有者であるＹらも、各人の共有部分の持分割合に応じ、管理組合と共に補充的な弁済責任を負うものといえるが、管理組合の財産をもってＸらに対する有益費償還債務を完済することができないと認めるに足りる証拠はないから、Ｘらの請求を認めることはできない。

【66】東京高判平成 29 年 4 月 19 日、判タ 1451 号 93 頁　【65】の控訴審
[判旨] Ｘらは、本件解任訴訟の提起の当時、組合員の中には、訴訟提起に賛成の者もいれば反対の者もいること、反対の者の数が決して少なくないことが確実であることを認識していたものというべきである。そして、Ｙらは本件解任訴訟の提起に反対の者に属するから、本件訴訟提起はＹらの意思に反することが明らかであり、ＸらはＹらに対して本件解任訴訟の提起に関する事務管理に基づく有益費償還請求権を有しないものというべきである。本件管理組合の組合員の数は多数に及ぶため、Ｘらは、本件解任訴訟の提起の当時、どの組合員が本件解任訴訟の提起に賛成で、どの組合員が本件解任訴訟の提起に反対かを、個別に認識することはできなかったものと推認される。しかしながら、仮に事務管理が成

立するとしたときの本人に該当する者の数が 69 前後に及ぶと推定される本件のような場合において、「意思相反者」の数が相当数あることが確実であるときには、事務の管理の開始時において管理者が意思相反者を個別に特定して認識していなくても、意思相反者との関係においては事務管理が成立しないものというべきである。Xらは、本件管理組合を本人とする事務管理が成立するとも主張する。しかしながら、区分所有法 25 条 2 項の管理者解任請求は、各区分所有者固有の権利であって、管理組合の権利ではないから、本件解任訴訟について、本件管理組合を本人とする事務管理が成立する余地はないものというべきである。

【67】東京地判令和 4 年 3 月 16 日、LEX/DB25604933
[事実]住居部、店舗部等で構成される複合用途型マンションの店舗部等の区分所有者を構成員とする管理組合であるXが、上記マンションの住居部の区分所有者を構成員とする管理組合法人であるYに対し、Xが上記マンションの全体共用部分等に発生した漏水等の改修工事に係る費用を負担したと主張し、事務管理に基づく費用償還請求として、Yが負担すべき工事費用相当分の金員及び遅延損害金の支払を求めた。
[判旨] 各補修工事の箇所は、全体共用部分である。全体共用部分については、X及びYがいずれもこれを管理する義務を負うものであるから、その一方が補修等のために自己の負担部分を超えて必要かつ相当な費用を支出した場合には、事務管理に基づく費用償還請求として当該費用の支払を求めることができると解される。

【68】東京地判令和 4 年 3 月 30 日、LEX/DB25604974
[事実] Xが、Yとともに区分所有する建物につき、その維持管理に要した費用が、共有物の「管理の費用」に該当し、また、共用部分に係る費用が「共用部分の負担」に該当すると主張し、Y に対し、民法 253 条 1 項若しくは建物の区分所有等に関する法律 19 条に基づく求償権、事務管理に基づく費用償還請求権又は不当利得返還請求権に基づき、金員の支払などを求めた
[判旨] X は、管理費等として支払った費用のうち、Y の持分割合に相当する部分について、民法 253 条 1 項又は建物の区分所有等に関する法律 19 条に基づき、被告に求償することができる。

2.2 裁判例の分析

【63】【65】【66】は類似な事案である（マンション管理の独特色）が、結論が異なる。【63】は区分所有者が管理組合理事の解任請求権保全の仮処分によって選任された職務代行者に支払った報酬を管理組合に請求した。【64】は管理者解任請求訴訟に要した弁護士費用を他の区分所有者に請求した。【63】は解任請求権が各区分所有者の権利であり、権利を行使するか否かは各自の判断に委ねられるはずであるから、事務管理の成立を否定する。【65】の着眼点は、解任請求訴訟が誰の事務かではなく、管理組合がこの行為による

利益になる、というものである。「他人のためにする意思」を認め、事務管理の成立を認める。これから見ると、「他人のためにする意思」が厳格に捉えられるとはいえない。費用の償還請求の成否は利益の獲得によって判断する。しかし、【65】の控訴審である【66】事案は、本件請求に構造が近い会社法 854 条の株式会社の役員の解任の訴えをみても、反対株主を本人とする事務管理が成立する余地がないことなどから、解任に反対する区分所有者に対する勝訴株主への費用償還を命じることには無理があるとして、本件控訴をいずれも棄却した、と判断する。すなわち、結局、このような事案では、他の区分所有者（とくに、本件事案で解任に支持しない区分所有者が数十人くらい）の意見を無視することができなく、「他人のためにする意思」が厳格に捉えられる。

最高裁【64】判決は、共有不動産からの賃料収入に基づく所得税及び市県民税の納付について事務管理を否定する。確かに、管理者が賃料収入を自己の収入として申告しても、本人に納税義務が発生しない。本人は自分が申告するときに、納税義務が発生する。ゆえに、本人の事務とはいえなく、事務管理が成立しない。もし本人は自分が申告した後、管理者がその税金を立替払った場合、本人の公法上の義務の履行の事案を参照し、事務管理の成立を認めるべきである。【67】【68】は同種の事案である。両者も返還請求を支持するが、根拠が異なる。これは請求権競合の問題にすぎない。民法 253 条 1 項又は建物の区分所有等に関する法律 19 条は事務管理法理に基づいて取り扱うと思う。

つまり、【63】のようなマンション管理の独特色のある事案では、「他人のためにする意思」が厳格に捉えられるべきである。他の事案は本節 **1.2** と同様に、本章第一節及び第二節に従い。

第四節　救助行為

救助行為は常に教科書の中におく（例えば、溺れる人を救助すること）が、日本で事案がほとんど見えない。なぜかというと、詳しくは、第五章で、中国と比較し、この理由を検討する。

救助行為について、重要な問題は救助者損害の填補というものである。しかし、本稿第一章から見ると、旧民法および現行民法の立法のとき、管理者に生じる損害の填補について、提案も検討もない。明文の規定がないから、解釈論から見ると、救助者の損害は民法第 702 条の「有益費用」に属するかどうか、というものが重要な問題である。救助行為による財産的損害は、「費用」として考えることができ、その賠償を請求しうるという見解は通説である。例えば、溺れる人を救助し、自分の服が濡れて損害を受けた場合に、この服の損害を費用と解釈する[120]。緊急事務管理による人身的損害はそうではない。人身的損害は「費用」の中に含めることが無理であるという見解がある[121]。通説は、「当然予期される損害」は管理者がこれを覚悟して管理に当たったものとして「費用」に含ませる[122]。

---

[120] 鳩山秀夫『日本債権法各論（下巻）』（岩波書店、1924 年）776 頁。前掲注（89）我妻 922 頁。

[121] 広中俊雄『債権各論講義』（有斐閣、1994 年）383 頁。

[122] 前掲注（89）我妻 922 頁。

四宮教授は、若干の類型に分けて検討した。同教授は四つの類型を述べる。すなわち、①事務処理のために企図された財産的犠牲とみることのできる損害②企図された犠牲ではないが、委任の必然的結果として予見可能な財産的犠牲③偶然の損害ではあるが、当該事務処理に類型的に付着するものであり、そして、処理者が事務本人のために自らの意思に基づいてさらされた危険から生じたもの④危険類型的でない偶然の損害、というものである。①②③は事務管理者の損害賠償請求ができるが[123]。

また、人命救助について、日本では公的補償がある。例えば、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」（昭和 27 年法律 245 号）などの特別法である。したがって、本人に過大な責任を負わせないために、救助行為における人身的損害は費用と認めることはできず、もっぱら公的補償によるべきだとする見解もある[124]。その後、数十年間、この問題を議論する民法学者は少ない。公的補償でこの問題を解決したほうが良いと考えられている。しかし、公的補償のみで十分だという見解に反対している学者もいる。例えば、加藤雅信教授は、「管理者は、一定の確率でこの種の危険を負うことを前提として事務管理を行っているので、これらの損害を本人が負担しないと衡平とは言えない。裁判所が当該事案の状況から必要であったと認める限度で、有益費の償還を認めるべきだ」と述べた[125]。

第五節　小括[126]

1、成立要件からの分類[127]

①「他人のためにする意思」が厳格に捉えられる事案

保存行為・改良行為・処分行為・マンションの管理独特色のある事案は本類型に属する。すなわち、上記の事案では、「他人のためにする意思」および「本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでないこと」という要件が具備する場合、事務管理が成立する。

②「他人のためにする意思」が厳格に捉えられない事案

他人の金銭債務の弁済・不法行為加害者の損害賠償義務の履行の事案は本類型に属する。すなわち、「本人の意思に反することが明らかでない」という要件が具備すれば、通常は、事務管理の成立を認める。

---

123 四宮和夫「委任と事務管理」『谷口知平教授還暦記念不当利得事務管理の研究 2』（有斐閣、1971 年）315 頁。

124 前掲注（78）181 頁。

125 加藤雅信『事務管理・不当利益・不法行為』（有斐閣、2002 年）21 頁。

126 本章前四節の事案および分析により、分類の作業を試みる。その他、便宜のため、本章第三節の類型は事務処理の内容として、第一節および第二節と重複すれば、直ちに前両節の類型に従いから、ここで記入しない。

127 便宜のため、三類型も「義務なくして（義務範囲を超えて）」および「他人の事務」という要件を具備することを前提とする。

③本人の意思を無視できる事案

扶養義務者の義務の履行・本人の公法上の義務の履行・救助行為の事案は本類型に属する。すなわち、本人の意思に明らかに反しても（公益に関する強行的義務・公序良俗など）、事務管理の成立ができる。

2、性質上からの分類

①利益調整型

他人の金銭債務の弁済・扶養義務者の義務の履行・不法行為加害者の損害賠償義務の履行・本人の公法上の義務の履行は本類型に属する。すなわち、現実の事案から見ると、このような事案において、「他人のためにする」という意思的要素は薄いであろう。主に「自分のためにする」といえる。人類扶助機能・利他的意思がほとんど見えない。法史から見ると、中世のような利益調整の道具にすぎない。法教義学的には、不当利得と大差ないといえる。

②救済行為型

救助行為のみは本類型に属する。本類型は人類扶助機能を発揮する。利他的意思が濃い。日本の裁判例を調べて研究する前に、地震多発の国家として、日本で救助行為の事案が多いはずであると思っていた。しかし、実は、日本で救助行為の事案はほとんどない。なぜ救助行為の事案がないか。これについて、興味をもっている。

③中間型

保存行為・改良行為・処分行為は本類型に属する。本類型は利益調整だけではない。一部の事案は、利他的意思が濃い。人類扶助機能を発揮する。しかしながら、本人に不利益を与える可能があるから、一部の事案は不法行為になろう。

第三章　事務管理と隣接制度との検討

第一節　事務管理と不当利得

事務管理と不当利得とは緊密につながるといえる。すでに第一章で日本での事務管理は不当利得から独立することを簡単に紹介した。立法者は、好意に基づく利他的な事務処理を不当利得と呼ぶこと自体は無理である、と述べた[128]。ゆえに、現行民法の公布後、両者が分化する。しかしながら、現在、事務管理の事案が主に費用償還請求をめぐって検討する。費用償還請求と利得の返還とは似ている。利益調整の制度として、両者が競合する場合も少なくない。とくに、第二章から見ると、純粋的な利他的管理がほとんどない。この状況で、事務管理法が機能しうるか、という疑問が出現する。まず、成立要件から両者の区別を検討する。つぎに、効果面から検討する。最後に、702 条 3 項から、事務管理法の機能・位置付けを検討する。

---

[128] 前掲注（14）。詳しくは、第一章参照。

1、成立要件から検討する

成立要件から見ると、事務管理と不当利得との最も著しい相違は「他人のためにする」というものである。すなわち、管理意思である。管理意思がなければ、当然事務管理が成立しない。例えば、【41】事案では、契約解除までは、買主は自分の馬としてしたから、管理意思がなく、事務管理の成立を否定する。【54】事案では、管理者が共同相続した建物を自主占有するから、管理意思がなく、事務管理の成立を認めない。

管理意思について、学説上は、主観説・客観説に分ける。主観説については、管理者は他人の事務を管理する意思がある上で、他人の利益を図る意思も包含する、というものである[129]。客観説は、社会通念に従い、本人に利益を与えると認められる客観的事実に着眼する、という考え方である[130]。確かに、客観説は、「判断しやすい」などの利点があるが、客観説により、事務管理と不当利得との区別が不鮮明になる。事務管理の独立性から見ると、主観説が妥当であると思われる。

2、効果面から検討する

効果面から見ると、両者の区別は、事務管理では、事務管理者の支出した費用を基礎として算定されるのに対し、不当利得では、受益者の利得を基礎として算定される、というものである。

通常は、管理者の管理行為により、本人は利得を取得することができる。しかし、管理者が費用を支出しても、本人になんらの利得が生じない場合もある。この状況（いわゆる管理の不成功）で、事務管理が成立すると、本人に費用償還請求をなしうる。これに対し、不当利得法理に基づき、現存利益がないから、求償請求ができない。管理が成功する場合、管理者が全部の支出した費用の返還を求償しうるのに対し、不当利得法理に基づき、損失者（管理者）の損害を限度とするから、費用の償還請求の方が有利である。事務管理者が優遇されるといえる。管理者が費用の支出後の利息を請求しうるかについて、判例は明文の規定がない（民法 650 条 1 項を準用していない）ところから、否定的に解されている[131]。通説はそうではない。利息の請求を認めるべきであると考える[132]。当然、否定説もある[133]。

以上のように、事務管理の「費用」と不当利得の「利得」と比較し、両者間の区別がみられる。しかしながら、第二章から見ると、現実の事案において、多くの場合に費用と利得との差がほとんどない。

---

[129] 前掲注（100）松坂 23 頁。末弘嚴太郎『債權各論』（有斐閣、1918 年）896 頁。

[130] 小池隆一「準契約及事務管理の研究」（慶応義塾大学法学研究会、1962 年）203 頁。金山正信「事務管理の要件」『谷口知平教授還暦記念不当利得事務管理の研究 2』（有斐閣、1971 年）273 頁。

[131] 大判明治 41 年 6 月 1 日、民録 14 輯 723 頁。【11】事案等。

[132] 前掲注（12）「三宅」294 頁。前掲注（100）我妻 919 頁。前掲注（130）小池 241 頁。

[133] 梅謙次郎『民法要義　巻之 3　債権編』（有斐閣、1912）860 頁。加藤雅信『新民法大系Ⅴ事務管理・不当利得・不法行為（第 2 版）』（有斐閣、2005 年）18 頁。

3、702 条 3 項から検討する

上記から見ると、事務管理と不当利得との相違は、主に要件面の「他人のため」および効果面の「費用」、というものである。しかしながら、702 条 3 項が、管理者が本人の意思に反する場合に、本人の現存利益の範囲内で費用償還請求をなしえるとしている。換言すれば、要件面の「他人のため」がないとき、効果面の「費用」でなく、「現存利得」の返還請求ができる。これと不当利得との区別がほとんどないから、本条文の性質をめぐっていろいろな議論がある。

①立法の際に、穂積委員によると、本条文が事務管理の規定ではなく、不当利得の規定である。事務管理とは、義務なくして他人の事務を管理するものであり、本人の意思に反するものであってはならない。この場合、迷惑に感じる本人が利益を得るが、返還の額が現存利得（費用でなく）に限定されているから、性質上は不当利得の規定である[134]。これに対し、土方委員は、本人の意思に反する事務処理を不当利得となることが妥当でなく、不当利得の成立範囲が広くなりすぎ、これは贈与とみてよい、と述べる。ゆえに、本条文の削除を提案している[135]。重岡委員は、本人の意思に反する事務処理が法的に推奨されているという誤解があることを心配し、土方委員の意見を支持する[136]。これに対し、穂積委員の応答は、本人の意思に反しない場合の費用償還の規定と反する場合の償還の規定を並列することにより、填補の違いが明確になる[137]。梅委員は、穂積委員の意見を支持する上で、これに補足説明をする。すなわち、本人の意思に反しても、事務処理の人は事務管理者の通知義務・継続義務を負うべきである[138]。

②ある考え方は、本条文が不当利得の規定でなく、事務管理に関する規定である、というものである。これは通説上の事務管理の成立要件から検討する。通説は、本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでないことを事務管理の要件としている[139]。したがって、他人の事務処理が本人の意思に反しても、このことが明らかでない限り、事務管理が成立する。ゆえに、本条文の規定は本人の意思に反するが、このことが明らかでない限り、事務管理に属する[140]。そうすると、本人の意思に反する事務処理者が本人に対し、義務を負う。本人にとって有利であると思われる。これに対し、平田春二教授は、上記穂積委員の意見・文理解釈およびドイツの規定を論拠として、本条文が不当利得の規定であると説明する[141]。

---

[134] 前掲注（14）142 から 143 頁「穂積陳重」。

[135] 前掲注（14）143 から 144 頁「土方寧」。

[136] 前掲注（14）144 頁「重岡薫五郎」。

[137] 前掲注（14）144 から 145 頁「穂積陳重」。

[138] 前掲注（14）145 から 149 頁「梅謙次郎」。これから見ろと、梅委員は 702 条 3 項の規定が事務管理の規定であるという傾向がみられる。

[139] 前掲注（89）我妻 911 頁。事務管理の継続義務に関する民法 700 条の但書きに基づき、この要件を導入している。

[140] 前掲注（12）134 頁「高木」。

[141] 平田春二「事務管理の成立と不法干渉との限界」『谷口知平教授還暦記念不当利得事務管理の研究 2』

③私見。本条文の規定を不当利得の規定と解されるべきである。まず、単に文理解釈から検討する。本条文の「本人の意思に反する」の意味は何であるか。事実上の「本人の意思に反する」かあるいは社会通念などによって推測の「本人の意思に反する」か。事実上「本人の意思に反する」の場合、社会通念などによって「本人の意思に反しない」と判断すると、事務管理が成立しうるから、民法 702 条 1 項に基づき、費用償還請求をなしうる。逆に、推測の「本人の意思に反する」場合、本条文を適用すべきである。社会通念などによって推測の「本人の意思に反する」（本条文の「本人の意思に反する」）＝「本人の意思に反することが明らかでない」と思う。すなわち、本条文の規定が不当利得の規定である。つぎに、上記の穂積委員および平田春二教授の見解により、証明しうる。

実は、筆者から見れば、性質論より、なぜ本条文を事務管理条文の中におくということが重要である。確かに、上記のような填補の違いが明確になるということが有力であると思われる。しかしながら、価値論から見ると、これも有意義であると思う。例として、隣人の債務を弁済したが、普段から仲が悪く、隣人が「あなたの恩は受けたくない」と明言したから、隣人の意思に明らかに反するといえる。当然事務管理が成立しない。しかしながら、事務処理者が好意で事務処理をするから、これは不当利得と呼ばれることが無理であると思う。単に文字から見ると、不当利得・不法行為はマイナス評価であり、事務管理は肯定的評価であるといえる。誰も良い評価を望んでいる。なので、事務管理の名で不当利得の法理に基づき、このような事案を解決することが妥当であると思う。不当利得の規定なのに、主観的な管理意思（人類扶助機能）があるから、事務管理の条文の中におく。

つまり、事務管理は人類扶助機能があるから、不当利得と区別しうる。

第二節　事務管理と不法行為

契約関係などに基づき、他人の支配領域への介入の権限があるから、不法行為とはならない。上記の権限がなく、他人の支配領域への介入は、通常不法行為となる。しかし、事務管理の成立が認められる場合、権限がなくても、違法性が阻却されるはずである。この違法性阻却の根拠が、人類扶助という事務管理法の理念・機能というものである。ゆえに、事務管理と不法行為とは緊密につながる。第二章から見ると、不法行為に関連する事案は主に以下の二点をめぐって検討する。

1、違法性阻却

実際に、多くの事務管理の事案は本人に利益を与えるから、主に費用償還請求をめぐって検討する。違法性阻却についての紛争が少ない。保存行為・処分行為・相続財産の管理

（有斐閣、1971 年）244 から 247 頁。ドイツ BGB684 条前段（日本民法 702 条 3 項に対応する条文）は「第六八三条ノ要件ガ存セザルトキハ、本人ハ事務ノ管理ニ因リテ取得シタル総テノモノヲ不当利得ノ返還ニ関スル規定に従ヒテ管理者ニ返還スル義務ヲ負フ」と明言している。文理解釈については、民法 462 条 2 項・474 条 2 項・514 条・607 条などにおいて「意思に反する」という表現を利用し、本条文の「本人の意思に反する」を解釈する。

の事案のみにおいて不法行為になるかどうかということを検討する。その他、民法 698 条は特別に緊急事務管理の違法性阻却を規定している。しかし、緊急事務管理に関連する判例は少なく，筆者の調べた限りで、5 件のみが検出される[142]。緊急事務管理の成立を認める事案が【42】1 例のみである。急迫な危害の存在について、悪意または重過失かない場合、管理者の主観的な信頼で足りるとする。これにより、事務管理法の人類扶助の理念・機能が見られる。

日本での現実の裁判例から見ると、保存行為・処分行為の事案は少ない。これに対し、近時、相続財産の管理の事案は多い。不法行為に関連する事案は、主に事務処理者が被相続人名義の預貯金口座から無断で金銭を引き出したというものである。このような事案では、事務管理の成立が通常である。被相続人に対し、有益費用と認定されると、事務管理の成立を認める。有益費用とはいえない部分（奢侈費用など）が不法行為法上の損害と認定されるから、事務処理者が損害賠償責任を負うべきである。例えば、【61】事案では、被相続人の日常生活に必要な払戻しや支払については、事務管理が成立する。しかし、手続を代行したお礼としての 100 万円はあまりにも高額にすぎるものであり、これらの金員は本人の利益に反することが明らかでないとはいえないから、事務管理は成立しない。不法行為になると解される。近時、このような事件が多くなる理由は、被相続人の扶助に役に立つというものであると思う。一般的に、このような事案では、事務処理者が被相続人の扶養義務者である。第二章の事案から見ると、扶養義務者が立替払いをすれば、本人あるいは本人の相続人から支出した費用を取り戻すことが簡単とはいえない[143]。この状況で、事務処理をしたくない可能性が高い。被相続人の口座から金銭を引き出して医療費などを支払うなら、事務処理者が求償などのことを心配する必要がない。事務処理の意欲がより高い。そうすると、被相続人の事務がより迅速に処理することができる。これは被相続人にとっても有利であると思う。よって、このような事案は不法行為に関連するが、実は、親族扶助機能を発揮するといえる。

2、填補機能

不法行為加害者の義務の履行の事案では、事務管理法は填補機能を発揮する。第一章第三節から見ると、1960 から 1980 年、この類型の事案は多いが、近時、この類型の事案は多いとはいえない。なぜかというと、社会の発展が原因であると思う。①高度経済成長期（1955 から 1973 年）とともに、日本の自動車の保有台数が急に増加していた。保有台数は 1955 年度末の 92 万 4000 台から、1965 年度末の 724 万 8000 台、1980 年度末の 3797 万 2000 台へと急増した[144]。ゆえに、交通被害の事案も急に増加していた。しかし、当時、

---

[142] 【42】【45】【53】事案。東京地判昭和 49 年 4 月 2 日判タ 311 号 166 頁。大阪高判昭和 61 年 3 月 27 日判時 1220 号 80 頁。

[143] 贈与と認定されることがあるから、費用償還請求を支持しない。あるいは、協議が整わないから、長期間に支出した費用を取り戻すことができない。

[144] 山本弘文『交通・運輸の発達と技術革新：歴史的考察』（国際連合大学、1986 年）232 頁。

交通被害に関連する法律・学説が少ない。自動車損害賠償保障法さえ1955年8月に部分施行され、1956年2月までに全文施行された。単に不法行為法に基づいて交通被害の問題を解決することが困難であるから、事務管理法に基づいて填補することが役に立つと思われる。ゆえに、この時期、本類型の事案が多い。その後、学説の発展および事件の累積により、特にいわゆる間接被害者[145]などの理論があるから、現在は常に不法行為によってこの問題を解決する。事務管理法は機能しうる余地が少なくある。②戦後、日本は、アメリカの指導のもとに民主化されて復興に向けたとともに、「帝国主義国家から福祉国家へ変更する」といえる。戦後、労働に関する福利厚生制度が整備され始めるから、労働者被害の事案について、ある場合、会社自身が支出義務を負うかどうかということを了解しない。支出義務がない場合、事務管理に基づき、費用償還請求をなしうる。かつ、一般的に、普通の加害者より、会社は財力があるから、被害者にとって有利である。ゆえに、事務管理法が役に立つ。しかし、上記交通被害と同様に、現在は常に不法行為法あるいは労働法によってこの問題を解決するから、事務管理法は機能しうる余地が少なくある。③現在、本類型の数が少ないが、社会の発展とともに、将来、新しい問題は出現する可能性があるから、そのとき、事務管理法は上記のように填補機能を発揮する可能性があると思う。

その他、日本で管理者に生じた損害の賠償について、法律条文も裁判例もない。これを検討することもほとんどない。日本と違い、ドイツの判例は、「費用」を拡張解釈し、委任と同じ「費用」という用語を用いる事務管理においても、身体的損害を費用と認め、事務管理法理に基づき損害賠償請求ができるとした。通説も判例と同様に、委任の類推適用によってこの問題を解決している。つまり、利益実現のための全ての行為が含まれるようになると共に、事務に伴う危険をあらわす損害は費用と同一視されるべきであるようになったとし、救助者が生命の危険を認識してなすような救助行為の場合には、生命の損害について被救助者に損害賠償請求をなしうるものとする[146]。中国では、直接に2021年の「民法典」の中に管理者に生じた損害の賠償ということを規定している[147]。ゆえに、事務管理法が填補機能を発揮しうる。例えば、犯罪を阻止するという救助行為をすることによって管理者が負傷した場合、加害者がいるから、不法行為により、加害者が賠償責任を負うことは当たり前である。加害者の賠償が第一順位である。加害者がいない、または資力不足の場合、被救助者（本人）は適切な補償責任を負うはずである。管理者損害の填補のため、管理者に本人に対する損害賠償請求権を付与する。反面、加害者が十分な額を賠償できるなら、本人は賠償する必要がないはずである。ドイツでも中国でも管理者は本人に対して損害賠償請求を提出しうるから、上記の設例で、事務管理法が填補機能を発揮しうる。

つまり、不法行為に関連する事案から見ると、事務管理法は人類扶助機能・親族扶助機

---

[145] 前掲注（77）。

[146] 芦野訓和「他人の生命の救護及び健康を維持する行為と事務管理 -その三・完-」明治大学大学院法学研究論集3巻（1995年8月）25から26頁参照。

[147] 具体的な条文は民法121・183・979条である。詳しくは、本稿の第四章「中国の事務管理法の沿革・確立」で紹介する。

能・填補機能がある。

第三節　事務管理と契約

昔から、事務管理と契約とは緊密につながる。ローマ法の時期、務管理は契約を伴わない信託の機能を果たしたとする[148]。現在においても、準契約の一種とする立法例（フランス）や委任なき事務処理という表題を持つ立法例（ドイツ）がある[149]。中国では準契約の下に事務管理を規定している。日本では不当利得・不法行為と同じく、契約によらない債権関係として独立の章に定めている。しかし、事務管理は委任契約に似ているということを閑却しえない。四宮和夫教授は、両制度を詳しく検討する上で、共通点・差異点を示す。さらに、事務処理一般法の樹立を遠い目標とする[150]。筆者が日本の具体的な裁判例により、以下の状況で、事務管理の成否を検討する。

1、契約の不成立

①契約が最初から不成立・不存在の場合。

この場合、事務管理が成立すると思われる。判例の立場が同じである。例えば、【55】【59】【62】事案において、管理者が本人に対し、主位的に委任契約に基づく費用償還請求を、予備的に事務管理に基づく費用償還請求をした。【55】【59】では、契約の存在を否定するが、事務管理の成立を認める。【62】では、葬儀および親子関係の特殊性により、事務管理の成立を否定する。要件から、この問題も解釈しうる。契約が存在しないから、当然「義務なくして」要件に満たす。問題点は管理意思の存否というものである。「他人のためにする」ではなく、自分の契約上の義務を履行することにすぎない、とい考え方がある。実は、この場合、契約と事務管理とを混合するといえる。例えば、【55】【59】事案において、管理者は契約が成立しない可能性があることを知っている。契約が成立しないなら、事務管理に基づいて問題を解決する用意がある。ゆえに、管理意思があるといえる。事務管理が成立する。谷口知平教授の見解は、委任契約の存在を認めえないとき、ある場合、事務管理法理の適用が妥当であろう[151]。

②契約終了の場合。

本人の意思に明らかに反しない限り、事務管理が成立しうる。上記の場合と同様に、管理者は契約が成立しない可能性があることを知っている。事務管理に基づいて問題を解決する用意がある。ゆえに、管理意思があるといえる。

2、契約の無効・取り消し・解除

---

[148] 前掲注（2）平田 232 頁以下参照。

[149] 窪田充見編「新版注釈民法(15)」〔平田健治〕（有斐閣、2017 年）15 頁。

[150] 前掲注（123）299 から 300 頁。

[151] 谷口知平「契約責任と事務管理・不当利得の関係」『契約法大系Ⅰ契約総論』（有斐閣、1962 年）175 頁参照。

①売買契約の場合。

【41】【45】では、契約の解除および契約の無効の場合、契約によって買い物の保存についての問題である。上記の裁判例から見ると、契約から解除まであるいは契約の無効を了解するまでの期間、他人の物を飼育するという意図を欠く（管理意思がない）ので、事務管理が成立しない。解除後あるいは無効を了解した後、要件に合致すると、事務管理が成立する。

②委任契約の場合

委任契約の解除は未来に向かって効力を発揮するものであり、「遡及効」がない（民法652条）。ゆえに、解除前は委任契約に基づき、問題を解決する。解除後、管理行為をすると、事務管理が成立しうる。契約の無効を了解した後、管理行為をすると、事務管理が成立しうる。問題は、契約の無効を了解する前に、事務管理の法理を適用しうるか、というものである。【31】はやや古い裁判例であるが、委任契約の無効の場合、事務管理の成立を認める。谷口知平教授は、ドイツの裁判例を紹介する上で、この場合、事務管理法理の適用を肯定する[152]。

3、契約義務範囲を超える

この場合、通常は、事務管理が成立すると思われる。【7】【50】事案は、契約上の義務を負うが、義務範囲を超える部分は事務管理と認定される。ちなみに、委任契約と違い、請負契約（仕事を完成することを約する）の場合、追加工事は事務管理とみなすことがほとんどない。

4、契約がある

①第三者との契約がある場合

第三者との契約があるから、「本人のためにする」および「義務なくして」に満たさない。事務管理が成立しないと思われる。

②賃貸借契約がある場合

要件から見ると、賃借人が不動産を改良する場合、賃借人が自分のためにするという意思が見られる。しかし、これと賃貸人のためにするという意思と併存することができる。そうすると、事務管理の成立が可能である。しかも、これについて、明文の規定がある（608条2項および196条2項）。条文の内容から見ると、実は、その条文は事務管理の法理を適用するといえる。

5、小括

上記から見ると、事務管理と委任の共通性（とくに、権能の取得と同時に発生する当事者の権利義務）により、契約がない場合、事務管理の法理を適用してよい結果をもらえるから、ある場合、事務管理が授権補完機能を発揮する。

---

[152] 前掲注（151）175から176頁。

第四章　中国の事務管理法の沿革・確立

第一節　中国の伝統的な法文化の継受

古代から中国は救助行為を非常に高く評価してきた。「論語・為政」の中には「義を見て為さざるは勇無きなり」という言葉がある。ゆえに、古代中国では、救助行為（とくに人命救助）をめぐって一連の法律条文が定めた。初めて救助者の損害の補償を規定した法律条文は秦朝（紀元前 220 年ごろ）の「法律答問」にある。これは「救助者は自分の損害によって加害者の金銭あるいは国家の奨励を取得することができる」と定めた。唐朝の法律には救助者に対する救済が詳細に置かれた。明確に人命救助のために犯罪者を殺した者は責任を負わないという条文が置かれた。その後、各王朝はこのような法律条文を継受した。明太祖時代の「大明令」には一時的に官職を奨励として救助者に授けたことがあった。しかし、全部が刑法の規定である。救助者の損害に対する私的補償である被救助者の補償は始終規定されていなかった[153]。以上から見ると、中国には救助者の責任の軽減及び補償の取得という法文化がある。ある程度の事務管理についての考え方があるといえる。紙幅のため、ここで詳細には述べない。

第二節　社会主義法系の「社会主義的財産の救済の結果発生する債務」の継受

ほとんど全部の大陸法系国家の民法では、「救助行為」は事務管理に属する。しかし、中国民法は専門的な緊急救助についての法律条文（即ち「民法典」第 183 条、「侵権責任法」第 23 条などの条文）を事務管理の外に列して定めている。なぜかというと、それはソ連民法の「社会主義的財産の救済の結果発生する債務」を継受しているためと思われる。この債務の確立は以下の通りである。

1922 年「ソビエト民法典」には「社会主義的財産の救済の結果発生する債務」という規定はなかった。その債務は 1940 年代のソビエト連邦の司法実践により、初めて出現した。公民が自発的に消防に参加して社会主義財産を保護したために労働能力や生命を喪失した二つの事案に、旧ソ連最高裁判所は民事賠償の規定がない状況で、労働能力を喪失した者または遺族の賠償請求を認めた[154]。

ソ連最高裁判所のこのような司法実践は、ソ連の学者の賛同を得たといえる。ソ連の学者の見解は、市民が社会主義的財産を保護するために、人身または財産の損害を被り、財産の所有者である集団または他の集団に請求する賠償は一種の特殊なタイプの債務である、というものである。これは社会主義社会の独特な現象である。この債務は不法行為による債務、契約による債務あるいは事務管理による債務ではなく、特殊な債務である。加害者も契約もないので、不法行為または契約による債務に属さないことが当たり前である。事

---

[153] 鄭顕文「中国古代関於見義勇為的立法」中外法学第 66 期（1999 年 6 月）82 から 88 頁。

[154] 中国社会科学院法学研究所民法経済法研究室『蘇聯民法（下冊）』（法律出版社、1986 年）428 頁以下参照。

務管理による債務に属さない理由は、公民にとって社会主義集団の事務を他人の事務と看做すことができないということである。その後、文字通りの「社会主義的財産」を保護することだけでなく、他人の生命と健康の損害を防止するために生じた、救助者の人身または財産の損害も「社会主義的財産の救済の結果発生する債務」に属することとなった[155]。

1964 年「ロシア共和国民法典」は特別に第 41 章「社会主義的財産の救済の結果発生する債務」を制定した。第 41 章の唯一の条文は第 472 条「①差し迫った危険から社会主義的財産を救済するときに市民に対して惹起せしめられた損害は、被害者により自己の財産を救済された機関によって賠償されなければならない。②かかる損害の賠償については、本法典第 444 条第 1 項、第 455 条、第 457 条、第 459 条、第 460 条第 2 項、第 3 項、第 461 条、第 462 条、及び第 464 条ないし第 471 条の各規定が準用される」というものである[156]。この条文の第 2 項により、損害の賠償について準用される全ての条文は、第 40 章「損害惹起の結果として生ずる債務」の条文である。この点から見ると、「社会主義的財産の救済の結果発生する債務」は不法行為の規定を準用していたといえる。

その後、多くの旧社会主義国家の民法典は「社会主義的財産の救済の結果発生する債務」を継受した。例えば、1964 年「チェコスロバキア社会主義共和国民法典」の第 419 条は上記の債務を定めた[157]。

第三節　中華人民共和国での事務管理法の沿革・確立

1、「民法通則」の前の立法草案[158]

1950 年代、建国後の第一次民法典の草案に事務管理により生じた債務が規定された。1955 年 10 月 24 日「債篇通則第一回草案」は、「計画法律法令により生じた債務」、「契約により生じた債務」、「事務管理により生じた債務」及び「不法行為により生じた債務」を定めた。「不法行為により生じた債務」において、第 46 条は、「社会主義的財産の保護によって損害を受けた場合、被害者とその家族は、本法第 41 条、第 42 条の規定に基づき、国家の機関に生活費、医薬費または慰謝料を請求することができる」という救助者の損害の補償を規定した。しかし、 第二次起草になって、事務管理だけでなく、法定債権がまったく規定されなかった。

1980 年代、建国後の第三次民法典の草案において、事務管理についての規定が変更され

---

[155] 徐同遠「見義勇為受益人与行為人之間法律関係的調整－以我国規則為中心的探討」私法研究第 14 巻（2013 年 2 月）9 から 13 頁。

[156] 五十嵐清、佐保雅子「ロシア共和国民法典」邦訳(9)北大法学論集第 23 巻第 4 号（1973 年）92 頁。

[157] 陳漢章（訳）『チェコスロバキア社会主義共和国民法典』（法律出版社、1981 年）101 頁。

[158] この時期、ソ連民法の学説は、中国の学説に対して決定的な影響を与え、多くの領域で多数説の根幹となっていた。したがって、緊急救助は独立し、事務管理に属さない。第二次民法典起草のとき、事務管理はまったく規定されなかった。詳細は、何勤華ほか『新中国民法典草案総覧』（法律出版社、2003 年）427 から 615 頁参照。また、張玉敏ほか『新中国民法典起草五十年回顧與展望』（法律出版社、2010 年）20 から 83 頁参照。

た。この変化は二つである。第一に、社会主義的財産の損害を防止する義務を確立した。第 438 条第 1 項は、「公民及び法人は、社会主義の公共財産又は公民の人身、財産に対して損害を防止し、回避する義務がある」と定めた。したがって、緊急救助行為は事務管理に属することではなく、法定義務を履行することである。第二に、適用の範囲が拡大した。第 439 条第 2 項は、「公民が他人の損害を防止するために自分が損害を受けた場合、関係する単位（所属先）または受益者は補償をしなければならない」と規定した。保護すべきものは「社会主義的財産」から「社会主義的財産及び公民の人身、財産」になった。

2、「民法通則」の確立

1986 年 4 月 12 日に「民法通則」は採択され、1987 年 1 月 1 日より施行された。事務管理について、「民法通則」には僅か二つの条文が置かれた。まず事務管理の一般規定である第 93 条は「法定又は約定の義務を有さずに、他人の利益が損失を受けるのを回避するために管理又はサービスを行った者は、これによって支出した必要な費用の償還を受益者に請求する権利を有する」と定めた。事務管理の一般規定以外に、第 109 条は特別に「国家、集団の財産又は他人の財産、人身の侵害を防止するために、自己が損害を引き受けた場合には、権利侵害者は民事責任を負い、受益者は、補償を与えることができる」と規定した。

第 109 条は社会主義国家立法の共通規定であり、1964 年「ロシア共和国民法典」第 472 条「社会主義的財産の救済の結果発生する債務」を継受するものと言える。大陸法系国家の民法では、「救助行為」は事務管理に属するが、上述の中国の立法史からみると、特に、社会主義的財産は公民全体の財産であり、社会主義的財産の保護は他人の事務ではない（公民自己の事務）という観点があったので、中国では長期間にわたり事務管理が認められなかった。当時の中国の救助行為が事務管理に属するとは言えない。ソ連民法を継受したが、第 109 条には中国の独自色がある。第 109 条はソ連民法の「賠償」という言葉を使わずに、「補償」という言葉を使った。立法者には受益者の義務を多少軽減する意図があったと思われる。

第 109 条は加害者の賠償責任と受益者の補償責任との関係を明らかに説明していないので、実務上どの状況で受益者は補償すべきかという問題があった。この問題を解決するため、中国最高人民法院の「民通意見」第 142 条は「国家、集団又は他人の合法的権利利益を保護するために自己が損害を引き受けた場合において、加害者がおらず、又は賠償の能力がないときは、被害者が請求するなら、人民法院は、受益者の受益状況と経済状況により、受益者に適切な補償を命じることができる」と定めた。更に受益者の補償責任を明確に説明するため、最高人民法院の「人身損害賠償司法解釈」第 15 条は「国家、集団又は他人の合法的権利利益を保護するために自己が損害を引き受け、加害者がいない場合、加害者に賠償能力がない場合又は加害者を確定できない場合において、被害者が受益者に受益範囲内で適切な補償を請求したときは、人民法院は被害者の請求を支持すべきである」と規定した。以上から見ると、裁判所は、加害者の賠償責任が受益者の補償責任に先立つとの立場であると思われる。また、受益者に過大な責任を負わせるべきでないとの判断もう

かがわれる。なぜなら、裁判所は受益者による補償額を制限しているからである。受益者の「受益状況」と「経済状況」とは、補償額を計算するとき、考慮すべきものである。

3、「侵権責任法」の規定

2009 年 12 月 26 日に中国の初めての不法行為法である「侵権責任法」が採択され、2010 年 7 月 1 日より施行された。救助行為について、「侵権責任法」第 23 条は「他人の民事権利利益が侵害されるのを防止、制止するために自己が損害を被った場合には、権利侵害者が責任を負う。権利侵害者が逃亡し、又は責任を負うことができない場合において、被権利侵害者が補償を請求したときは、受益者が適当な補償を与えなければならない」と定めた。

「侵権責任法」は加害者の賠償責任と受益者の補償責任との関係を更に明確に説明する。受益者の補償責任について、起草機関の解釈は「不法行為法の一般的原理に基づけば、受益者は加害者ではなく、被害者に対して自身にはいかなる過失も存在しない。被害者の損害と因果関係がないため、賠償の責任を負うべきではなく、完全に加害者が責任を負うべきである。しかし、受益者の利益のためでなければ、被害者が損害を被ることはなかった。加害者が逃亡した場合又は、賠償の能力がない場合、被害者は緊急救助による損害を被り、いかなる賠償や救済も得られないとなれば、公平ではない。紛争の解決、利益のバランス、又は損失の分担のため、受益者は被害者に適切に補償すべきである」というものだ[159]。

4、「民法総則」の規定

事務管理について、2017 年 3 月 15 日に公布された「民法総則」には三つの条文が置かれた。まずは事務管理の一般規定である「民法総則」第 121 条である。その条文は「民法通則」第 93 条とほぼ同じである。次は第 183 条（受益者による補償）「他人の民事権利利益を保護することにより自己が損害を受けたときは、侵害者が民事責任を負い、受益者は適切な補償を行うことができる。侵害者がいない場合、逃亡した場合又は侵害者に民事責任を負う能力がない場合において、被害者が補償を請求したときは、受益者が適切な補償を行わなければならない」と定めた。最後は第 184 条（緊急救助行為の免責）「自己の意思により緊急に救助行為を行い、救助された者に損害をもたらしたときは、救助者は民事責任を負わないものとする」と規定した。「民法総則」の施行とともに、「民法通則」は廃止されていないため、裁判所の判決は以前とほとんど変わらないといえる。

5、「民法典」の規定

2020 年 5 月 28 日に中国の初めての「民法典」が採択され、2021 年 1 月 1 日より施行される。一方、事務管理の一般規定である「民法典」第 121 条、受益者による補償責任を定める第 183 条及び緊急救助行為の免責を定める第 184 条は「民法総則」とほぼ同じである。

---

[159] 王勝明『中華人民共和国侵権責任法解読』（中国法制出版社、2010 年）11 頁。

条文の内容のみならず、条文の番号も同じである。他方、事務管理の規定が大きく変わった。まず、初めて、事務管理（原文：無因管理）という言葉を使った。これ以前には、法学教科書には「事務管理」という言葉があったが、ソ連民法の影響で、法律条文（事務管理の一般規定である「民法通則」93 条、「民法総則」121 条など）には「事務管理」という言葉は使用されていなかった。つぎに、「民法典」第 3 編契約の第 28 章は事務管理の条文である。条文数は前より（僅か二つ）多くなる。すなわち、979 条（費用償還請求）、980 条（本人の意思に反する場合の費用償還請求）、981 条（本人の利益に適合する方法、継続義務）、982 条（通知義務）、983 条（報告義務、引渡し義務）、984 条（事務管理の追認）、という 6 条文が置かれる。

第四節　小括

上述のように、中国は古代から事務管理のような法律条文があった。しかし、そのとき、全部は刑法の規定で、私法に触れなかった。「民法通則」を制定したときには、ソ連民法の影響で、事務管理をほとんど承認しなかった。緊急救助者損害の補償は「社会主義的財産の救済の結果発生する債務」に属したので、当然に事務管理と分けて規定した。現在の「民法典」は、大陸法系の伝統に復帰したということがうかがわれる。しかし、今も緊急救助（183 条）を事務管理の外に独立して規定したことから見ると、中国の事務管理法は独自色がある。

ゆえに、どの国は今の中国の事務管理法に対して決定的な影響を与えるかということが言いにくい。直接に他の国の学説を継受することが妥当ではない。判例によって中国の事務管理法の共通点・機能などを析出することがよいと思う。筆者が「北大法宝」（中国の有名な法律研究サイト）により、300 件以上の中国の事務管理の事案を収集する[160]。なぜ筆者が数多くの裁判例を収集したか。今、中国では判例制度がない。日本より、裁判例の編纂がいまだ整備されていない。中国では二審制が基本なので、最高裁の判決は非常に少ない。しかも、最高裁の判決は拘束力がないので、下級裁判所は最高裁の指導判例を参照しないで判断することが少なくない。なので、ケースをできるだけ収集した後、裁判所の立場を明らかにしうる。

第五章　中国の具体的な裁判例

日本の学説を参考にしつつ、裁判例を分類する。事務処理の内容により裁判例を分類する。 1 では他人の義務の履行の事案である。本人の義務の内容に応じて、さらに、他人の金銭債務の弁済、扶養義務者の義務の履行、本人の公法上の義務の実行に分類する。 2 では保存行為・改良行為に分類する。3 ではマンションの管理行為をまとめる事案である。4 では緊急救助の事案である。

---

[160] 「北大法宝」のサイトで「無因管理」という言葉をキーワードとして検索した。その中に、訴えの取下げの事案・事務管理をほとんど言及しない事案・和解の事案・刑事事件を除く。

第一節　他人の義務の履行

1、他人の金銭債務の弁済

1.1 裁判例の紹介

【69】江西省豊城市人民法院（2005）豊民一初字第 982 号

「事実」原告 X と被告 Y1 は親戚である。Y1 は X の紹介によって信用社（中国農村部に展開する金融機関）から 2 万元の貸付を受けた。その後、Y1 と被告 Y2 とは離婚し、居住地から離れた。X は Y1 の代わりに貸付金及び利息を返済した。X は Y らに対し、費用償還を請求した。

「判旨」まず、X の弁済は、Y1 の意思に反しないといえる。つぎに、本人 Y1 が返済するつもりはないなら、それは公徳及び民法の誠実信用原則に違反するため、X の弁済は Y1 の意思に反しないと認定される。最後に、X の管理は Y1 に対し、利息及び信用損害を防止した。Y1 の利益に適合する。なので、事務管理が成立した。X の請求を支持した。

【70】浙江省天台県人民法院（2009）台天商初字第 248 号

「事実」被告 Y 村民委員会（村民自治組織）は道路工事の資金不足のため、A 村民委員会から 2 万元を借り、半年内に返済すると承諾したが、実際には返済しなかった。三年後、A が Y に対して 2 万元の返済を請求したが、Y は資金不足のために返済しなかった。借入手続きを行った者の一人である原告 X が Y のために立替え払いをした。その後、X は Y に対し、費用償還を請求した。

「判旨」Xが村民自治組織である集団Yの一人として、Yの信用損害を防止するため、立替え払いをしたことは、事務管理と認定された。X の請求を支持した。

【71】最高人民法院（2019）最高法民申 4796 号

「事実」被告不動産会社 Y は 2005 年 11 月に瀋陽市大東区の敷地（約 6 万 7000 平方メートル）を取得した。2006 年 11 月に撤去が完了した後、新たなマンションを建てた。2007 年 9 月に Y は資金不足のため、建設工事を停止し、期日通りに住宅を引き渡しられなかった。数多くの住宅購入者が政府に陳情し、深刻な社会問題を引き起こした。原告 X は瀋陽市大東区の都市建設局である。国民の利益・社会の安定を守るために、X が不動産会社 A に建設工事を継続させた。しかも、X が合計 4700 万元を立て替えた。X は事務管理に基づいて Y に対し、費用償還を請求した。

「判旨」一審は、X は政府部門（都市建設局）として行政職能があるが、具体的な建設工事の継続のために立替え払いをしたという義務がない。X の動機は社会の安定を守るためであるが、客観的には Y の違約責任を軽減し、Y の利益を保護する効果があったといえる。しかも、Y が X の管理行為を了解したが、反対しなかった。なので、X の立替え払いを事

務管理と認定された。4700 万元を償還しなければならない[161]。二審は、一審の論旨において是認することができるが、費用償還の金額について異論があった[162]。、

【72】山東省泰安市中級人民法院（2020）魯 09 民終 3097 号
「事実」原告 X は病院である。被告 Y らの父 A が X で腹腔鏡手術を受けた。麻酔中に A が死亡した。A の遺体は葬儀社 B に収容された。X が遺体保管の費用 218000 元を立て替えた。X は、Y らの同意を得た後、A の遺体を葬儀社 B に保管すると述べた。Y らは、自分が同意しないと述べた。X は事務管理に基づいて Y に対し、費用償還を請求した。
「判旨」A が死亡したので、医療契約が終了になった。Y らに対し、X は A の遺体を管理する義務がない。なので、事務管理と認定された。Y らが費用償還の義務を負わなければならない。しかし、当地政府（物価局）の規定により、遺体保管の費用が 5 元/小時以下はずである。これを参照し、費用が 138000 元以下はずである。超える部分の費用償還請求を支持しなかった。

【73】山東省荷沢地区（市）中級人民法院（2021）魯 17 民終 3011 号
「事実」原告 X は信用社の非正規社員である。被告 Y は X によって信用社から貸付を受けた。2011 年 5 月 31 日から 2017 年 10 月 18 日まで X は Y のために貸付利息計 33916.1 元を立て替えた。X は Y に対し、費用償還を請求した。
「判旨」管理行為（立替え払い）がある。かつ、X は管理の義務がない。事務管理と認定された。X の請求を支持した。

【74】黒竜江省富裕県人民法院（2021）黒 0227 民初 1234 号
「事実」原告 X は被告 Y の元夫である。離婚後、Y はがんになったため、入院して治療した。Y は治療費の支払いができなかった。X が Y のために立替え払いをした。その後、X は Y に対し、費用償還を請求した。
「判旨」離婚していたので、X は Y に対し、法的義務がない。X の立替え払い（管理行為）が Y の意思及び利益に適合する。事務管理と認定された。X の請求を支持した。

【75】江西省上饒市信州区人民法院（2021）贛 1102 民初 1171 号
「事実」被告 Y と第三者 A は元夫婦である。2002 年 4 月 25 日に婚姻届を出した。2015 年 3 月 30 日、Y が離婚訴訟を提起した。裁判所の審判により、両者が離婚していた 2012 年 6 月 14 日、A は甲土地を担保に信用社 B から 500 万元の貸付を受けた。離婚後、A と Y はそれぞれ甲土地の所有権の二分の一を持っている。2019 年 6 月 28 日、原告 X と A とは甲土地の開発について合意に達した。2019 年 7 月 16 日、約定により、X は A の代わりに B に対して貸付金及び利息を返済した。ゆえに、甲土地に対して抵当権抹消手続きをした。そ

[161] 瀋陽市中級人民法院（2014）沈中民一初字第 13 号民事判決書。
[162] 遼寧省高級人民法院（2016）遼民終 7 号

の後、Xは、Yが甲土地の所有権の二分の一を持っているということを了解した。Xは事務管理に基づいてYに対し、費用償還を請求した。
「判旨」XはYに対して返済の義務がない。返済（管理行為）はYの利益に適合する。しかし、Yの訴訟中の言葉により、この管理行為はYの意思に反しないとはいえないので、事務管理ではなく、不適法の事務管理と認定された。民法980条に基づき、Yは受益範囲のうちを償還しなければならない。受益範囲を超える部分について、償還の義務を負わない。

【76】黒竜江省鶴岡市中級人民法院（2022）黒04民終470号
「事実」Xと亡Aは元夫婦である。離婚後、両者は依然夫婦の名で共同生活していた。Aは病気で入院した。Xは一部のAの治療費を立替払った。ゆえに、Xは事務管理に基づき、Aの相続人であるYに求償した。
「判旨」一審は、内縁関係により、Xは扶助義務を負うべきである。Yのためにするとはいえない。よって、事務管理の成立を否定する[163]。二審は、一審の論旨・判断において是認することができる。

1.2 裁判例の分析

以上の金銭債務の弁済の事案について、注意すべき点がある。裁判例をある程度都市と農村とに分けて扱う。中国は非常に大きな国であり、各地の社会・経済状況の格差が存在し、とりわけ都市・農村の差別が多い。ゆえに、法学研究をするときに、これを重視しなければならない。

上記の事案に、【69】【70】【73】は農村で起った事件で、【71】【72】【74】【75】は都市で起った事件である。農村での事案について、いずれもXがYの親友・親戚である。いずれもXの費用償還請求を支持した。これらの事案により、「他人のため」という要件はかなり揺れているとみられる。すなわち、XがYの代わりに貸付金を返済するということは必ずしもYの意思・利益に合わせるわけではない。【69】【70】は公徳・信用を強調した。特に、【69】には、「Yが返済するつもりはなくても、公徳・信用保護のため、Xの返済行為がYの意思に反しない」と明らかに説明した。これは、私的自治の原則に反するではないか。「他人のため」より「公徳・正当性」が重要なものと認識してもよいのではないか。農村の金融状況から、この点を説明しうる。都市と比べ、農村では人間関係が濃密であり，人々のつながりが失わないといえる。なので、農村で個人信用が非常に重要である。個人信用による貸付が少なくない。中国農村部に展開する金融機関さえは信用社という。個人信用の保護だけでなく、農村の金融の順調も保護する。したがって、【69】【70】【73】のような農村での金銭債務の弁済の事案について、裁判所がXに対して手厚い保護を与え、農村の金融の順調の保護という目的の達成に寄与している[164]。

---

[163] 黒竜江省蘿北県人民法院（2022）黒0421民初169号民事判決書。

[164] 章程「中国の事務管理法の機能的考察：中国裁判例の整理を通じて」北大法政ジャーナル18号（2011

都市での事案について、農村と違い、「他人のため」は成立要件として重視される。【74】は説明しないが、がんになった人の治療費を立て替えたため、決して自明である。【74】【75】は本人の意思に反するため、民法980条により、現に利益を受けている限度においてのみ、費用償還請求を支持した。【71】は明らかにYがXの管理行為を了解したが、反対しなかったと述べた。これは民法の性格である私的自治に従う。

2、扶養義務者の義務の履行

2.1 裁判例の紹介

【76】上海市虹口区人民法院（2009）虹民一（民）初字第712号

「事実」Aは1992年7月に生まれた。被告YはAの父で、原告XはAの叔父である。2004年Aの母が亡くなった。その後、AはXの家に住んでいた。2008年1月、XとYとは合意を達成した。Yが毎月Aの生活費700元を支払うということを約束した。その他、YがAの授業料、医薬費を全額支払わなければならない。XがAの授業料9125元及び医薬費882元を立て替えた。ゆえに、Yに対し、費用償還を請求した。

「判旨」親Yは未成年の子Aを扶養する義務があり、Aの生活・教育・医療の費用を負担しなければならない。XはAの叔父であるが、Aに対して扶養義務がない。なので、Xの管理行為（立て替えた）は事務管理と認定された。Xの請求を支持した。

【77】重慶市綦江区（県）人民法院（2010）綦法民初字第2176号

「事実」Aは1993年5月に生まれた。2009年Aの父が死亡した。原告XらはAの祖父母で、被告YはAの母である。XらとYとは合意を達成した。Yが毎月Aの生活費300元を支払うということを約束した。2009年9月、Yは他地に行ってしまった。その後、AはXらに育てられてきた。裁判までに、YがAに2カ月間の生活費のみを支払った。XらはYに対し、費用償還を請求した。

「判旨」母として、Yは未成年の子Aを扶養する義務がある。XらはAの祖父母であるが、Aに対して扶養義務がない。Xの請求を支持した。

【78】吉林省高級人民法院（2019）吉民申3220号

「事実」原告XはAの妹である。被告Y1はAの夫で、被告Y2はAの娘である。2017年1月5日、Aは脳出血を起こし、入院治療を受けた。ゆえに、Aが制限行為能力者になった。XはY1の治療放棄及び上級病院への転院治療の不同意を理由として、Aを上級病院に転院して治療した。Xが医薬費用を立て替えた。XはYらに対し、費用償還を請求した。Yらの抗弁は、Xが勝手に制限行為能力者であるAを転院したので、不法行為責任を負うべきである。

「判旨」中国の婚姻家庭法により、Aに対し、Yらは扶養義務がある。Xは妹として、扶養

年）35から36頁。

義務を負わない。しかも、病院の資料により、X の転院行為（管理行為）が A の利益を保護したため、必要・合理的な限度を超えなかった。ゆえに、事務管理が成立した。X が不法行為責任を負わない。X の費用償還請求を支持した。

【79】広東省広州市中級人民法院（2020）広東 01 民終 17963 号
「事実」原告 X は A の戸籍所在地の街道辦事処（区役所の出先機関）である。被告 Y は A の子である。2011 年 3 月、A は脳梗塞のため救助センターから救助された。2011 年 5 月、A と老人ホームとは契約を結んだ。A がこれから老人ホームで生活していた。X は保証人として、A の代わりに 2011 年 5 月から 2018 年 12 月までの費用を立て替えた。X は事務管理に基づいて Y に対し、費用償還を請求した。
「判旨」まず、A に対し、X は法的義務がない。「社会救助暫行辦法」に基づき、生活能力のないかつ扶養義務者のない年寄りに対し、国家・政府は救助の義務を負う。しかし、子として、X が A の扶養義務者である。X は A を救助する義務を負わない。つぎに、X の管理行為（立て替えた）が「他人のため」という要件に適合した。X が A の利益を保護し、X の代わりに扶養義務の義務を履行した。しかも、親を扶養しないことによって法律・社会の否定的な評価を防止した。つまり、事務管理の成立を認めたから、X の請求を支持した。

2.2 裁判例の分析

以上の扶養義務の履行の事案についてはある共通点を発見できる。まず、今、多くの事案に X が被扶養者の親友・親戚である。【76】【77】【78】は親戚が立替払をした。親戚でなく、政府が管理を行う事案は【79】のみである。しかし、将来、【79】のような事案が多くなると思われる。なぜなら、中国の 30 年間の一人っ子政策により、中国の家族が日本のような核家族に変換してきった。親戚関係は希薄になり、親戚の数は少なくなる。中国では、社会保障体系が整備されていない。短時間で社会保険は全国的に普及しえない。その状況で、扶養の機能の補足のため、扶養政府あるいは老人ホームは立替払をすることが多くなるはずである。つぎに、「他人のため」という要件を活用した。【76】【77】【78】は「他人のため」に言及しなかった。【79】は「他人のため」に言及したが、他人の意思を閑却し、他人の利益に適合するため、事務管理が成立すると判断した。【78】【79】に Y が扶養義務を履行したくないにより、X の管理行為が明らかに Y の意思に反するが、事務管理も成立すると認定された。実は、裁判所が X に対して手厚い保護を与え、弱者である被扶養者の利益の保護という目的の達成に寄与している。

3、本人の公法上の義務の実行

3.1 裁判例の紹介

【80】浙江省湖州市中級人民法院（2008）湖民二終字第 153 号
「事実」2007 年 12 月 18 日、原告 X と被告 Y は Y が所有する中古車を X に 18000 元で売

却するという売買契約を結んだ。契約により、契約締結の際に、XはYに対して一万元を支払った。2008年1月5日登録変更手続きの際に、 XがYに残りの八千元を支払う。譲渡前の罰金や反則金などはYが負担し、 譲渡後の費用はXが負担するということを違約金一万元と定められた。当日Yは、車をXに引き渡した。2008年1月7日、XとYとは登録変更手続きを行い、X がYに残りの八千元を支払った。2008年1月10日、 Yが道路保養費用及び遅滞金を納付しなかったため、公路稽征所AはYに対して300元の罰金を徴収した。XはYの名義で「交通違法行為通知書」に署名し、道路保養費用及び遅滞金を納付した。その後、XがYに対し、費用返還を請求した。
「判旨」一審はXの道路保養費用の立替え払い行為を事務管理として認容したうえ、YがXに対して返還義務があると認容した。Xの「交通違法行為通知書」にYの名義で署名した行為は勝手にYの抗弁権を放棄した。Yの意思・利益に反するため、無権代理と認定され、罰金返還の請求を認容しなかった。二審は、Yに罰金納付義務がある（納付遅延の事実がある）ということを理由として、道路保養費用だけでなく、罰金の返還請求も認容した。

【81】浙江省寧波市中級人民法院（2009）浙甬商終字第1054号
「事実」被告Y有限責任会社である。B及び原告Xの妻Aが共同出資してY会社を設立した。Aが取締役に就任した。2008年、Yは脱税のため、税務局に未納税金及び遅延利息の納付を命じられ、同時に罰金を課された。その後、Y及びAは脱税で起訴された。XはAの罰を軽減するために、Yの代わりに税金、遅延利息及び罰金を立て替えた。2009年、Xは事務管理に基づいてYに対し、費用償還を請求した。
「判旨」まず、Yに対し、Xが立替払いの義務を負わない。つぎに、Xの立替払い管理行為である。最後に、Xの動機が妻であるAの罰を軽減することであるが、客観的にYの事務を管理して利益を保護したといえる。つまり、事務管理が成立した。Xの請求を支持した。

【82】安徽省蕪湖市鏡湖区人民法院（2017）皖0202民初4778号
「事実」原告Xと被告Yとは甲土地を共有した。2011年5月XとYはYの甲土地の持分をXに売却するという売買契約を結んだ。この契約によると、Xが不動産取得税を支払う。2017年6月Xが建物の不動産取得税、土地使用税金、遅滞金などを支払った。XがYに対し、費用返還を請求した。
「判旨」Xは、Yが土地使用税金、遅滞金を負担すべきだと述べた。Yは、契約中に約定の不動産取得税が土地使用税金、遅滞金などを含めるべきだと述べて反論した。当事者は契約に従って義務を履行すべきである。契約に約定がなく、または約定が明確でない場合、双方の合意によって補充することができる。補充を達成できない場合、取引の習慣に従う。取引の習慣により、不動産取得税が土地使用税金、遅滞金などを含めない。Xが契約の義務を超えてYの事務を管理した。訴訟請求により、Xは土地使用税金、遅滞金などの支払いがYの事務を了解する。「他人のため」といえる。なので、事務管理が成立した。Xの

請求を支持した。

【83】貴州省湄潭県人民法院（2021）黔 0328 民初 4922 号
「事実」被告Ｙらは不動産会社Ａから不動産を買った。原告Ｘが Ａの職員である。登記移転手続きをした際に、Ｘなどの職員の不注意により、Ｙらが不動産取得税を納付しなかった。Ｘが Ｙらの代わりに税金を納付した。Ｘが Ｙに対し、費用返還を請求した。
「判旨」登記移転手続きが完了しても、Ｙらには税金納付義務がある。Ｘの立替払いにより、Ｙらが税金を遅滞しなかったため、罰を受けることを防止した。Ｙらは事務管理の利益を受けた。Ｘの請求を支持した。

3.2 裁判例の分析

上記の判決は税金や罰金の納付に関連する。この類型の事案は、公法政策の実現について、事務管理の役割を体現しうる。【80】【81】【82】【83】いずれも、裁判所は積極的に事務管理の成立を認めた。「他人のため」という要件について、裁判所の立場は一致して客観的な基準を採用している。つまり、本人が明示するかどうかにかかわらず、推論によって本人の意思に合致するかどうかにかかわらず、公法政策の目的に合致すれば、事務管理の成立を認定することができる。これは中国法の独自色であると思う。

しかしながら、筆者は少し疑問がある。【80】の一審は罰金納付について事務管理の成立を認めなかったが、二審は認めた。【80】の一審の論理によれば、Ｙは抗弁の権利を行使することができなかったため、罰金納付書の効力は生じないはずである。【80】の二審の際に、Ｙに罰金納付義務があるということが確認できるので、遡及的に事務管理が成立したと判断した。これは妥当であるか。罰金納付義務のあるにもかかわらず、不当利得により、紛争を解決しうる。罰金納付義務がある場合、事務管理で処理する、ということの意義が何であるか。

第二節、保存行為・改良行為

1、保存行為

【84】湖南省郴州市中級人民法院（2018）湘 10 民終 2390 号
「事実」2006 年 11 月、原告Ｘは不動産会社Ａから甲不動産を買った。その後、ＸとＡは甲不動産をＡに賃貸するという契約を結んだ。賃貸の期間が十年である。Ａは被告Ｙらからお金を借りたため、口頭による協議で甲不動産をＹらに抵当に入れた。2006 年からＹらが甲不動産を利用していた。2015 年、ＸはＹらに立ち退きを要求した。しかし、Ｙらが自分の所有物を甲不動産から撤去しなかった。Ｘは部屋を賃借してこれらの物を保管していた。Ｘが事務管理に基づき、Ｙらに賃料の償還を請求した。
「判旨」Ｙらと Ａとの間は債権債務関係であり、これに基づいて物権を主張することができない。なので、Ｙらが自分の所有物を甲不動産から撤去すべきである。しかし、Ｙらが撤去しなかった。Ｘの行為は、便利に自分の所有物である甲不動産を利用できるという意

味を排除しないが、同時にＹらの所有物の毀損・紛失を免れるといえる。「他人のため」という主観的な意思のあるは否定できない。事務管理の成立要件に合致した。しかし、賃料が少し多いので、裁判所が必要費用を超えない部分のみを支持した。

【85】貴州省六盤水市中級人民法院（2020）黔02民終1674号
「事実」2018年11月19日、被告Ｙの犬が原告Ｘの家に闖入した。Ｘがこれからこの犬を飼っていた。2018年11月20日、ＸはＹが犬を引き取ることに同意したが、Ｙが犬を引き取らなかった。2019年9月2日、ＹはＸに対して犬を返還するという訴訟を提出したが、Ｘは返還に同意しないことを表明した。裁判所は返還しなければならないと判断した。その後、Ｘが事務管理に基づき、Ｙらに費用償還を請求した。
「判旨」2018年11月20日、Ｙは正当な理由はなかったのに、犬をＸの家に置いた。2019年9月2日、Ｙは犬の返還を請求したが、Ｘは返還に同意しないことを表明した。ゆえに、2018年11月20日から2019年9月2日まで、法定または約束義務がなく、Ｘが犬を飼っていた（Ｙに財産損害を与えないようにする）ため、この期間に犬を飼うことによる費用はＹに対して事務管理の債務を形成した。この部分の費用償還請求、裁判所は支持した。しかし、2019年9月2日以降に発生した飼育費用は、Ｘが犬の返還を拒否したことによるものである。この部分の費用償還請求、裁判所は支持しなかった。

2、改良行為
【86】広西壮族自治区貴港市中級人民法院（2020）桂08民終892号
「事実」1994年4月、被告Ｙは羽毛服工場を経営するためにレンガ造りの建物を建てた。Ｙは原告Ｘらを雇用した。1996年1月、Ｙは Ｘらから5000元を借入し、借入期間を1996年末までと約束した。工場の不動産を担保としたが、登記しなかった。2018年までに、Ｘらが工場の不動産を管理していた。この期間に、不動産（土地上）に三つの石灰の池及び1つの井戸を建てた。これ以外に、Ｘらが工場のレンガ造りの建物をＡに賃貸した。Ｘらがこの家賃を手に入れた。ＸらがＹに、管理の費用（井戸などを建てた費用も含む）を請求した。
「判旨」一審は、Ｘらの管理が客観的にＹの不動産を保全したため、ＹがＸに対してある程度の返還義務があると認容した。しかし、井戸などを建てたことが「Ｙのため」とはいえない。この費用の償還請求を支持しなかった。二審は、Ｘらがこの家賃を手に入れたということにより、Ｘらの全部の管理行為が「Ｙのため」とはいえない。事務管理が成立しなかった。ゆえに、Ｘの請求を支持しなかった。

【87】四川省資中県人民法院（2021）川1025民初1783号
「事実」原告Ｘは被告Ｙらの隣人である。2018年8月20日から2018年9月20日まで、Ｘは公共排水溝を補修した。この費用は2974元（労働者にタバコを買う費用も含む）である。実は、Ｘだけでなく、Ｙらも日常生活のため、この排水溝を利用している。Ｘが事務管

理に基づき、Yらに補修費用の償還を請求した。
「判旨」Yらも日常生活のため、この排水溝を利用しているので、XがYらの事務を管理したといえる。しかし、訴訟中にYらの反論により、Yらが補修したくなかった。「他人のため」という要件に適合しなかった。不適法の事務管理と認定された。980条に基づき、利益を受けている限度においてのみ、費用を請求することができる。すなわち、タバコの160元を除き、残りの2814元の償還請求を支持した。

【88】湖南省永州市中級人民法院（2022）湘11民終1915号
「事実」売買契約により、Xは船をYに譲渡した。その後、XはYの依頼や指示を受けなかったが、安全のため、船を改造し、船底を交換した。Xは事務管理に基づき、Yに対し、費用償還請求をした。
「判旨」一審は、Xが義務を負わなく、かつYの安全のために改造したから、事務管理の成立を認める[165]。二審は一審の判断に支持する。

3、裁判例の分析

上記の事案から見ると、保存・改良の類型の事案について、裁判所が「他人のため」という要件を重視する。他の類型の事案には、管理者の管理行為の大部分が事務管理と認定された。しかし、本類型の事案は正反対である。【87】は不適法の事務管理と認定された。【86】はある程度しか事務管理が成立しなかったと判断した。理由は、本人の意思に適合しなかったというものである。【84】【85】には事務管理と認定されたが、費用をめぐって検討する。利益を受けている限度においてのみ、費用を請求することができる。管理者の利益を保護するとともに、本人に過大な負担を負わせないようにする。この類型の事案において、本人に手厚い保護を与えて私的自治を尊重する、という裁判所の立場がうかがわれる。

第三節　マンションの管理行為

1、裁判例の紹介

【89】雲南省昆明市中级人民法院（2008）昆民五终字第232号
「事実」原告Xは1996年成立した不動産管理会社であり、2003 年から学校Aの玄関前の緑化や衛生などを管理した。 同年Aは一年の管理費用をXに支払った。 2004年Aはなくなった。その後、被告YはAの場所を利用し始めた。しかし、Yは管理費用を支払っていなかった。ゆえに、XはYに対し、3年間の管理費用を請求した。
「判旨」一審は、Yが事実上の受益者なので、公平原則と誠実信用原則（信義則）に基づき、Y がXに管理費用を支払わなければならない。しかし、判断の根拠が契約か事務管理かについて、裁判所が言及しなかった。これに対して、二審は、明らかに事務管理を否定

[165] 湖南省祁陽市人民法院（2022）湘1121民初301号民事判決書。

し、事実上の管理契約関係と判断した。ゆえに、X の管理費用の請求を支持した。

【90】上海市第二中級人民法院（2009）上海二中民二（民）終字第 1881 号
「事実」2001 年 12 月 27 日、原告である不動産管理会社 X と業主委員会（管理組合理事会）A とは 管理契約を締結した。管理期間は 2002 年 1 月 1 日 から 2004 年 6 月 30 日までと約定した。契約終了後、X も管理業務を行ったが、被告である入居者 Y はその費用を支払わなかった。ゆえに、X は Y に対し、契約に基づき、管理費用を請求した。
「判旨」Y は契約終了後 X が行った管理行為は事務管理なので、必要費用のみを返還すべきだと主張した。一審法院は、不動産管理契約の特徴により、終了後でも事実上の管理契約が成立していたということを理由として、X の請求を全部支持した。二審は、一審の判断は論旨及び結論において是認することができると述べた。一審の判断を維持した。

【91】四川省成都市新都区人民法院（2014）新都民初字第 1119 号
「事実」被告 Y は A 建物の 202 号室の所有者である。Y は勝手に耐力壁を撤去し、部屋の構造を破壊したため、崩れるおそれがある。自分の安全のため、隣人が通報した。街道辦事処（区役所の出先機関）は原告 X にこの部屋を修繕すると命じた。修繕した後、X が事務管理に基づき、Y に費用償還を請求した。
「判旨」Y のせいで、部屋は崩れるおそれがある。ゆえに、Y が危険を除去する義務を負わなければならない。政府の指示によって X が部屋を修繕したが、X が修繕の義務はなく、かつこの管理行為は Y に有利であるだけでなく、公共の利益にも合致しているため、Y の同意を得ないという抗弁は、本件の事務管理の成立を妨げない。X の費用償還の請求を支持した。

【92】広東省珠海市中級人民法院（2021）広東 04 民終 90 号
「事実」原告 X はビル A の 3 階の所有者である。長期間、A の 7 及び 8 階の部屋 B らは使わなかった。かつ、B らの所有者が不明であった。管理の怠りのため、B らに木が生え、水が漏れた。危険を惹起する可能性がある。この状況で、X が B らを修繕した。後で、X は B らを占有して利用した。被告である B らの所有者 Y は物権的請求権に基づき、X に B らの返還を請求した。X は返還したが、事務管理に基づき、Y に費用償還請求の訴訟を提出した。
「判旨」一審は、主観的に X は自分の利用のため管理を行うという意思があるが、客観的にこの管理行為は Y に有利であるだけでなく、公共の利益にも合致しているため、事務管理と認定された。二審は、一審を維持した。

2、裁判例の分析

実は、マンションの管理行為は事務処理の内容として、第一節及び第二節と重複する。なぜこれを独立して列挙するのか。というのは、マンションの管理行為は独自色がある。

判例の立場からみると、【89】【90】の結論は同じである。すなわち、不動産管理契約が終了し、新たな契約が成立しなくても、管理を続けて行うなら、不動産管理会社と所有者の間に事実上の契約が自動的に結ばれるとみなす。ゆえに、【89】【90】は事務管理ではなく、契約によって紛争を解決した[166]。なぜかというと、マンションの全部の入居者が一つの集団とみなす。判断したとき、XY 間の法律関係を考えるだけではなく、建物の全部の所有者の利益を併せて考慮しなければならない。Y の未支払いは他の所有者の利益を侵害する可能性がある。一般的には、建物所有者全員の意見をまとめる理事会がマンションの管理の権利を行使すべきである。それで、理事会が新たな契約を締結するか否かということを決定する。決定する前に、事実上の契約が自動的に結ばれるとみなす。他の注目すべき点は、【91】に裁判所は、政府の指示によって X が部屋を修繕し、主観的に「他人のため」でないが、事務管理の成立を妨げない、ということを判断した。理由は、公共の利益にも合致しているというものである。公法上の意味が濃厚であると思う。

第四節、救助行為

1、裁判例の紹介

【93】重慶市第四中級人民法院（2009）渝四中法民終字第 00274 号

「事実」A は村民委員会（村民自治組織）Y1 と委任契約を結んでいた。A は Y1 の水利施設の修理を担当していた。修理した時に、暗渠では酸素が足りなかったので、A は呼吸困難になった。この状況で、A の息子である救助者 B（14 歳）が暗渠に入って A を救助した。その結果、救助行為が失敗し、A も B も死亡した。遺族 X は不法行為に基づき、Y1・区政府 Y2・水管理局 Y3 に損害賠償を請求した。

「判旨」一審は、Y2 及び Y3 が当該水利施設の所有者・監督者ではないので、加害者ではなく、不法行為責任を負わない。Y1 は水利施設の所有者であるが、過失がないので、不法行為責任を負わない。しかし、Y1 が A の修理行為の委託者なので、Y1 は B の救助行為の受益者と言える。緊急救助に基づき、Y1 が X に補償しなければならない。その他、B が 14 歳で、制限行為能力者である。X は B に対する監督義務のある者で、B の救助行為に対し、過失がある。受益者 Y1 による補償の額を減らすべきである[167]。二審は、B が A の息子であるが、暗渠から父親 A を救助する義務があるとはいえない。B が単に他人の保護のため、救助を行った。なので、緊急事務管理の認定が妥当である。一審の判断は、論旨及び結論において是認することができる。

【94】江蘇省邳州市人民法院（2014）邳議民初字第 0912 号

「事実」救助者 A は被救助者 Y の遠い親戚にあたる。両者も近くの大運河で網箱養殖に従

---

[166] 2021 年民法典 948 条は明文の規定がある。すなわち、契約終了後、双方が反しない限り、契約も存在する。

[167] 彭水苗族土家族自治県人民法院（2008）彭法民初字第 638 号民事判決書。

事していた。両者の網箱が互いに隣接していたので、電線を共用していた。普段はよく一緒に運河に行って魚に餌をやる。ある日、日々の営みのため、AとYとは船で一緒に錨を上げた。そのゆえに、船は揺れ、Yは水に落ちた。Aは手を伸ばしてYを引き止めたが、引き止められず、Aも水に落ちた。Yは後に他人に救助されたが、Aは溺死した。Aの遺族であるXらはYに補償を請求した。
「判旨」Aの遺族であるXらは身体障害者の父及び1歳未満の娘だった。Yは今回の事故でAの死亡結果に過失がないが、公平原則及び社会的協力の称賛などの点から考えると、Yは受益者としてXらに一定の補償を与えなければならない。

【95】湖北省宜昌市中級人民法院（2014）鄂宜昌中民三終字第238号
「事実」救助者Aが被救助者Bのクラスメートである。両者は堰堤の近くに遊んだ。Bは水に落ちたので、Aはすぐに自分の父であるXに電話をかけて助けを求めた。それ以外に、Aは枝を拾って堰堤の縁に伏せてBを救助し、救助中にも水に落ちた。Bは後に他人に救助されたが、Aは溺死した。堰堤が村による集団所有である。堰堤に警告標識は設置されていなかった。Xは不法行為に基づいて村であるY1に賠償を請求し、緊急救助に基づいてBの父母であるY2に補償を請求した。
「判旨」Aが人命救助を行ったので、緊急救助と認定された。「民法通則」109条及び「侵権責任法」23条に基づき、加害者は損害賠償責任を負い、受益者は救助者に補償すべきである。Y1は警告標識を設置しなく、過失がある。加害者として、損害賠償責任を負わなければならない。Y2は受益者として、救助者に補償するはずである。その他、Aが11歳で、制限行為能力者である。XはAに対する監督義務のある者で、Aが危険なところで遊ぶことに対し、過失がある。上記により、Y1が支払うべき損害賠償責任は損害の50%で（過失割合30%ある）、Y2が支払うべき補償額は損害の20%である。

【96】北京市順義区人民法院（2017）京0113民初第7135号
「事実」救助者Xは自転車クラブの担当者である。愛国教育のため、Xは自転車旅行の活動を催した。事前に、Xは「自転車旅行の活動中、負傷すれば、無料で病院に送る」ということを承諾していた。被救助者Yは活動の参加者である。Xは途中で事故によって負傷したYを病院に送った。しかも、医療費を立て替えた。その後、Xは緊急救助行為を根拠として、Yに移送などの費用を請求した。
「判旨」裁判所は、交通費用について、Xは法律上の義務を負っていたので、緊急救助による補償の請求をなしえないと判断した。医療費の返還について、不当利得にもとづいて支持する（医療費について、筆者が異議がある。事務管理にもとづいて判断すべきである）。

【97】広東省潮州市湘橋区人民法院（2017）粤5102民初420号
「事実」救助者Xは暘山村民委員会（村民自治組織）Yの警備要員を担当していた。ある

日、村で窃盗事件が発生した。村民たちが憤慨し、泥棒を殴った。警備要員として、Xは村民の行いを阻止した。この治安維持業務中に負傷した。加害者が不明なので、XはYに賠償を請求した。
「判旨」Yが加害者ではないので（加害者が不明）、損害賠償請求を支持しない。Xは他人・集団の利益を保護するため、自分が損害を被った。この行為は緊急救助と認定された。Yは受益者として、Xに補償しなければならない。

【98】北京市第一中級人民法院（2017）京01民終121号
「事実」救助者Xの隣人Y1の部屋で火事が起こった。Y1の部屋及び自分の部屋を保護するために、Xがすぐに携帯電話でY1に知らせ、119番に通報した。その後、Xが火を消そうとしてY1の部屋に入った途中（高さが2.5メートルの壁を越えた）、転んで負傷した。Xが所有者Y1及び賃借人Y2に補償を請求した。
「判旨」一審は、Xが消防に協力した（119番に通報したことなど）ので、緊急救助と認定された。所有者Y1及び賃借人Y2が受益者として、Xに補償しなければならない。しかし、消火活動（高さが2.5メートルの壁を越えた）が妥当ではないので、X自分が一部の責任を負うべきである[168]。二審は、緊急救助が中華民族の伝統的な美徳を体現するので、称賛に値する。救助者の損害が、多元的な救済によって填補されるはずである。受益者として公平原則に基づき、適切な補償責任を負わなければならない。一審の判断は、論旨及び結論において是認することができる。

【99】浙江省寧波市中級人民法院（2018）浙02民終1166号
「事実」Yが夫の漁船にいた。この船は石浦港の銅銭礁の近くに停泊していた。漁船の停泊地と埠頭とは距離があるため、人は埠頭に行ったとき、小さい船の運送が必要である。なので、YがAに電話をかけ、埠頭までAの船で送ってもらいたいと言った。Aは承諾した後、自分の船でYを迎えに行った。Yが夫の漁船からAの船に行ったときに、水に落ちた。Yが水中で「助けて」と叫んだ。Aが水に飛び込んでYを救助しようとして死亡した。Yは後に他人に救助された。Aの母であるXはYに補償を請求した。
「判旨」一審は、Xの請求を支持した。まず、書面の契約もチケットもないので、単にYの言葉により、運送契約の存在を証明しえない。次に、Yが夫の漁船からAの船に行ったときに水に落ちたので、運送契約があっても、履行されなかった。なので、Aが安全運転義務を有しない。最後に、Aの救助が成功とはいえない（Yは他人に救助された）が、緊急救助が成立することは妨げられないと考えられている。Yの経済状況を考慮して補償額を確定した。二審は、運送契約があっても、水に入ってYを救助するという行為は安全運転義務の内容を超えるので、緊急救助が成立する。一審の判断は、論旨及び結論において是認することができると判断した。

[168] 北京市昌平区人民法院（2016）京0114民初9210号民事判決書。

【100】黒竜江省竜江県人民法院（2020）黒 0221 民初 2720 号
「事実」被救助者 Y が救助者 A の外甥である。A 一家 4 人、Y 及び B 一家 4 人が村の堰堤に遊びに行った。A と Y とが堰堤の湖に泳いた。A が溺れた Y を救助しようとして死亡した。Y は後に他人に救助された。A の妻である X は Y に補償を請求した。
「判旨」他人の利益を保護することにより自己が損害を受けたので、緊急救助と認定された。「民法総則」183 条に基づき、Y が受益者として X に 1 万元（約 20 万円）を補償すべきである。

【101】四川省会東県人民法院（2020）川 3426 民再 1 号
「事実」加害者Y1はお墓参りのときに紙銭を燃やした。不注意で森林火災を引き起こした。救助者 A（消防員ではない）は消防に協力した際に、火傷のため、死亡した。A の遺族 X らは、不法行為に基づき、Y1 に損害賠償を請求した。緊急救助に基づき、県（日本の区）政府 Y2 に補償を請求した。
「判旨」Y1 の過失により、山火事を起こして森林が焼けてしまったので、不法行為についての訴訟には、X らの損害賠償請求を支持した[169]。緊急救助についての訴訟には、被救助者である他人が不明であるが、A の消火活動を緊急救助と認定された。しかし、Y2 が行政法規に基づき、すでに X らに補償したので、X らの補償請求を支持しなかった。

【102】北京市第三中級人民法院（2021）京 03 民終 8554 号
「事実」Y 会社は施工のため、工事場の警備員である救助者 X を雇った。Y の科学研究棟（工事場ではない）1 階ロビーのエアコンの配線板が老朽化によって過熱になった。後、煙が発生した。事件当時は X の出勤時間ではなかった。X は火事の通知を受けて火事場に行った。前後 2 回火事場に入って消防に協力した。火事場から出た後、X は体調不良になったので、救急車で病院に運ばれ、治療を受けた。X は Y に治療の費用を請求した。
「判旨」一審は、「救助者 X が工事場の警備員として、雇われた。工事場に対し、X は保護などの義務を有する。科学研究棟は Y 会社の建物であるが、工事場ではない。X の仕事ではないので、X は保護などの義務を有しない。緊急救助が成立する。受益者 Y は X に補償しなければならない」と判断した。X の損害及び Y の受益状況を考慮し、補償額を確定する。慰謝料請求について、加害者がないので、裁判所は支持しない。二審の裁判所は、一審の判断は、論旨及び結論において是認することができると判断した。

【103】山西省沁県人民法院（2022）晋 0430 民初 1 号
「事実」被救助者 Y の家で火災が発生した。隣人 A が火事場に入って人を救助した。火事場で、A は崩れ落ちた梁及び瓦礫に打たれた。後に、死亡した。A の妻である X と Y とは

[169] 四川省会東県人民法院（2020）川 3426 民初 522 号民事判決書。

補償についての協議をまとめた。しかし、Y は一部の金銭を支払わなかった。なので、X が訴訟を起こした。
「判旨」A は火事場で人を救助したので、緊急事務管理が当然成立する。Y は受益者として、X に補償しなければならない。協議があるので、Y が協議によって残る部分を支払うはずである。
以上の事案についてはある共通点を発見できる。裁判所の立場は、他人のためにする意思と自分のためにする意思とは併存しても、事務管理の成立を妨げない、というものである。しかし、筆者が少し疑問がある。㉓㉔に X が管理した際に、本人 Y の利益を保護したいとはいえないので、「他人のため」という要件に適合しないはずであるが、裁判所は事務管理が成立すると判断した。この理由は何であるか。換言すれば、何の場合、「他人のため」という要件が重要ではない。検討する余地がある。

【104】山東省昌邑市人民法院（2022）魯 0786 民初 3087 号
「事実」被救助者 B と妻である Y は、生姜栽培を業とする。両者は生姜を井戸に貯蔵する。B がその井戸に降りて姜を取った時、酸欠のため、昏睡に陥った。B の父親である C は大声で助けを呼んだ。ゆえに、救助者 A は救助を行った。途中で A も昏睡に陥った。結局、B だけでなく、A も亡くなった。A の遺族である X らは Y に補償を請求した。
「判旨」A は救助を行ったので、Y らは救助行為の受益者として、A の遺族である X らの損害を補償しなければならない。X ら（妻、高齢の両親及び子供）は、主として A の収入によって生活するので、A の死後、極貧生活に転落した。しかし、B は子供 3 人がある。それ以外に、Y らも主として A の収入によって生活する。双方の経済条件はいずれも悪いといえる。その状況で、裁判所は、A の救済行為、Y らの受益状況及び経済状況を参照し、Y らは X らに 15 万元（約 300 万円）を補償しなければならないと判断した。

2、裁判例の分析

上記の判決は緊急救助に関連する。この類型の事案は、公法政策の実現について、事務管理の役割を体現しうる。【102】を除き、裁判所は積極的に事務管理の成立を認めた。ほとんど「他人のため」という要件に言及しなかった。救助行為があるなら、事務管理と認定された。多くの理由は、中華民族の伝統的な美徳を体現するので、称賛に値する、というものである。これ以外に、注目すべき点は、日本と違い、緊急事務管理における本人による補償義務を認める。「賠償」という言葉を使わずに、「補償」という言葉を使った。立法者には受益者の義務を多少軽減する意図があったと思われる。中国の独自色といえる。

3、救助行為・緊急事務管理の要件からの検討

3.1 他人のために事務の管理を始めること

この要件について、事務管理者の行為能力が必要かということが問題である。筆者が収集した事案のうち、制限能力者が事務管理を行う事案は 18 件である（全部緊急救助の類型

の事案である）。裁判所は、判決書の中では、制限能力者が事務管理における適格な管理者であるか否かということに言及しないが、18 件の事案いずれも被救助者による補償を取得しうると判決した。判決の結果から見ると、判例の立場は、救助者に民事行為能力がなくても、被救助者による補償という債務が成立することは妨げられないというものである。しかし、民事行為能力の有無が補償額につながる。【95】は救助者が制限能力者であることを理由に、被救助者による補償の額を減らした。これは妥当であると思う。上述の通り、緊急救助に危険性は不要であるが、多くの救助行為は危険性を持っている。成年者より、児童は力が弱く、損害を受けるリスクが高い。この状況で、社会通念は児童が緊急救助を行うということを反対も支持もしない。他方、被救助者は、児童より大人の救助を望むかもしれない。児童は緊急救助によって損害を受けた場合、児童の利益を保護するため、被救助者による補償を取得しうるはずである。しかしながら、児童が勝手に緊急救助を行い、危険状況に陥るということを防止するため、児童の損害について、児童の監督者にも過失があることにより、補償額を減額することがよい。しかも、これは児童の利益を保護するとともに、被救助者も保護する。したがって、行為能力の有無は事務管理の成立要件ではなく、補償額を計算する際に、考慮すべきことであると思われる。

学説の立場と判例の立場とは同じである。実は、事務管理と不当利得については、「民法典」以前には、司法解釈を除き、中国民法には僅か三つの条文しか置かれていなかったため、各国の学説が大量に導入された。その中で、日本・台湾民法の学説は、近時中国の学説に対して巨大な影響を与えた。台湾の通説は、事務管理は事実行為なので、事務管理の管理者に行為能力は必要ではないとする[170]。これは、中国でも有力説である。日本では、事務管理者には意思能力が必要であるが，行為能力は要件でないとするのが通説である[171]。ある学者の見解によれば、管理者に「管理事務の能力」があれば、十分である[172]。確かに、「管理事務の能力」さえないなら、本人の意思及び利益に反することが明らかであり、事務管理は成立しない。しかし、緊急救助の場合、救助者は思考の時間が足りないので、「管理事務の能力」という制限は少し緩和すべきである。つまり、適格な管理者に行為能力が不要である。

3.2 義務なくして（権限なくして）管理すること

①公法上の義務

学説によると、警察官または消防職員などは職務に基づいて公法上の義務を負い、緊急救助を行う場合、救助者と被救助者との間に緊急事務管理は成立しない[173]。緊急救助、特に人命救助の場合、私法上の救助義務が認められている。逆に、救助行為を行わないなら、

---

[170] 王澤鑑『債法原理（第二版）』（北京大学出版社、2013 年）318 頁。 前掲注（89）我妻 910 頁。

[171] 前掲注（89）我妻 899 頁。

[172] 呉従周「見義勇為与無因管理―従徳国法及台湾地区法規定評河南法院判決」華東政法大学学報（2014 年第 4 期）10 頁。

[173]前掲注（170）王澤鑑 318 頁。前掲注（89）我妻 910 頁。

賠償責任を負う（「行政訴訟法」第 11 条第 4 項、第 5 項）。判例は上述の見解を支持している。筆者の収集した事案において、管理者はいずれも警察官または消防職員などの職務を有していなかった。彼らは他の方法で救済を得られる。公法上の救助義務を負った者が救助義務を履行した時に損害を受けた場合、国家が十分な救済を与えるので、被救助者の補償を必要としない。例えば、軍人の扶助は国家財政に支えられており、扶助された軍人の生活水準が地元の平均生活水準を下回ってはならないこととされている（「軍人扶助条例」第 3 条）。人民警察の扶助は現役軍人の扶助を参照している（「人民警察法」第 41 条）。

公法上の義務を負う管理者の管理行為は、凡そ事務管理に属さないのであろうか。そうではない。例外がある。例えば、中国「消防法」第 44、45 条は、全体国民は消防に協力する義務があるということを定めている（日本の「消防法」もこのような条文がある）。協力しないと、行政罰金が課せられる。学説上は、この義務を履行しても、事務管理が成立することは妨げられないと考えられている[174]。判例は同様に、消防に協力する行為を事務管理と認定している。筆者の収集した事案のうち、36 件の事案（【98】【102】【103】など）は消防に協力する事案である。いずれも事務管理と認定された。消防に協力する義務は全然言及しない。その上で、裁判所は、補償・費用を取得しうると判断した。

②仕事による義務

学説は、仕事による義務を履行する管理行為が事務管理に属さないと判断しているが、仕事による義務のある行為も事務管理と認定される判例がある。

【97】【102】はいずれも警備員の救助行為を事務管理と認定されたが、かなりの違いがある。【102】の管理者は会社の警備員であるが、工事場の警備員として、他のところを保護する義務を有しないので、事務管理が成立する。説得力があると思う。これに対し、【97】の管理者が村の警備要員であり、村の治安維持のため、管理を行う義務があるので、使用者に対し、救助行為は緊急事務管理に属さないはずである。使用者から、緊急事務管理の条文を根拠として、補償を取得するということは妥当ではない。管理者はその泥棒に対し、救助する義務がないので、泥棒から緊急事務管理によって補償をもらえるはずであると思われる。あるいは、労働法に基づき、救済を求める。しかしながら、裁判所には判決書で言及しない理由があると思われる。

実は、中国では、社会保障体系が整備されていない。社会保険は全国的に普及していない。会社は社会保険に加入しないことが少なくない。しかも、弱者である労働者は社会保険に基づき、救済を求めることも簡単ではない[175]。この状況では、緊急事務管理の条文を利用し、管理者の損害を填補するということが有意義であると思われる。

有意義であるが、【97】の結論に是認することができない。中国では、社会保障体系が

---

[174] 章程「見義勇為的民事責任―日本法的状況及其対我国法的啓示」『華東政法大学学報』（2014 年第 4 期）56 頁。前掲注（89）我妻 909 頁。

[175] 杜兆勇「多年工傷為何難獲賠償」記者観察（2006 年 4 月の後半）46 頁。

改善されつつあるといえる。将来、労働者は賠償を取得することが簡単になるはずである。仕事による義務を履行する管理行為は事務管理の要件に合致せず、「民法典」第 183 条の緊急事務管理ではない。したがって、本人による補償という債務が成立しないのは妥当である。

③先行行為による義務

先行行為による義務を履行する管理行為は事務管理か否か、学界には定論がない。判例は先行行為による義務を履行する管理行為は事務管理に属すると主張している。筆者が収集した事案のうち、18 件の事案は先行行為がある。裁判所は、いずれも事務管理が成立すると判決した。

【95】【100】には、管理者に対し、本人が見知らぬ人ではなく、クラスメートや親戚である。かつ、両者は一緒に遊んでいたという先行行為がある。裁判所は、その先行行為には言及しなく、事務管理と認定された。【99】は、運送契約によって安全運転義務があるが、水に入って溺れた人を救助する義務があるとはいえない。筆者の意見は、裁判所と同旨である。人に対して義務を負っているが、その義務の範囲を超えて救助した場合には、管理者と本人との間に、事務管理が成立する[176]。危険状況を直接的に惹起するような先行行為を除き（例えば、自身の過失によって火災を起こし、その後、自ら消防に協力して負傷したような場合）、他の先行行為があっても、事務管理の成立は妨げられないと思われる。先行行為による義務があるか否かは、補償額を計算するとき、考慮すべきことである。

3.3 本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでないこと

①他人のためにする意思

他人のためにする意思とは、管理者が他人の事務を管理することを認識した上で、実質上の利益を他人に帰属させようとする意思である[177]。これは事務管理者の主観的な意思である。主観的な意思という見解に反対して，本人に利益を帰属させると認められる客観的な事実であるとする見解も存在する[178]。筆者は客観的な事実という見解に反対する。「他人のためにする意思」が事務管理の中核で、事務管理と他人の事務に無断で干渉することを分ける重要なものである。客観的な利益は不当利得の要件である。客観的な事実であるとする見解は事務管理と不当利得を混同していると思われる。特に、中国での事務管理の立法目的は、「救助者の美しい人情を認めて良好な社会の気風を促進しよう」というものである。主観的な意思を問題にしているはずである。「他人のためにする意思」を、外部から推断できるなら、十分であると思われる。利他性があれば、本人が不明である場合でも、事務管理が成立することは妨げられない[179]。同じ趣旨から、Y の利益を Z の利益と誤

---

[176] 前掲注（89）我妻 907 頁。

[177] 葉知年『無因管理制度研究』（法律出版社、2015 年）65 頁。前掲注（89）我妻 902 頁。

[178] 前掲注（130）金山 274 頁。

[179] 崔建遠『債法総論』（法律出版社、2013 年）323 頁。

認していても、Yとの間に、事務管理が成立する。また、他人のためにする意思は自己のためにする意思と併存しうる[180]。学説の立場と判例の立場とは同じである。

【101】は、森林火災に被救助者（本人）が不明であるが、事務管理が成立すると判断した。二重補償の防止のため、補償請求を支持しなかった。㉕は、隣人の利益を保護するためだけでなく、自分の部屋の損害を阻止するために、消防に協力して負傷しても、隣人との間に、被事務管理が成立すると判断した。それらの判断が妥当であると思う。しかし、【92】【93】に対して、筆者は少し疑問がある。他人のためにする意思は自分のためにする意思と併存しうるが、主客転倒に陥ってはならない。主に自分の利益を保護することを目的として、他人のためにする意思が従的なものにすぎないなら、事務管理の意思があるとは認められない[181]。したがって、事務管理が成立するとはいえない。【92】管理者は主に部屋の占有・利用のため、管理した。客観的に本人の利益に適合した。【93】管理者は主に自分のために父を救助した。村委会のためにする意思が従的なものにすぎない。また、外部から推断すると、【92】【93】の管理者は、本人のためにする意思がないという可能性もある。なぜ【92】【93】は事務管理と認定されたか。【93】に言及しなかったが、【92】は明らかに「公共の利益に適合した」ということを強調した。実は、【92】の人命救助も「公共の利益に適合した」といえる。そうすると、客観的に公共の利益に適合する際に、裁判所は「他人のため」という要件を活用し、事務管理の成立を肯定する、という立場がうかがわれる。

②他人の意思に明らかに反しないこと

「民法典」第979条第2項は「管理事務が受益者の真の意思に合わない場合、管理者は前項の権利を有しない」と定めている。すなわち、受益者の真の意思に反するなら、費用償還請求権及び補償請求権を否定する。他人が助けを呼んでいるとき、救助行為は当然に被救助者の意思に合致する。他人の意思が不明である場合、「真の意思」は外部から推断できる意思と判断する[182]。他人の意思に明らかに反するなら、事務管理が成立しないことは言うまでもない。

本人の意思に反するが、事務管理と認定された事案が少なくない（【69】など）。例えば、「被救助者Yの部屋は火災が起こった。救助者Xは消防に協力した。しかし、Yは部屋の価値が高くないという理由により、Xの救助行為を明確に拒絶した。その後、Xは依然救助行為を続けて、負傷した。裁判所は、緊急救助の条文に基づき、XはYから補償を得られると判断した」[183]。他人の意思に明らかに反するので、事務管理は成立しないはずである。確かに、裁判所が判断した時点では、「他人の意思に反しない」という要件はいまだ明文化されていなかった。しかし、日本及び台湾の学説を継受した上で、中国の学説

[180] 陳華彬『債法分論』（中国政法大学出版社、2018年）244頁。前掲注（89）我妻902頁。

[181] 王利明『債法総則研究（第2版）』（中国人民大学出版社、2018年）359頁。

[182] 楊立新『債法総論』（高等教育出版社、2009年）71頁。

[183] 陝西省城固県人民法院（2016）陝0722民初1431号民事判決書。

もこの要件を確定した。また、類似の条文である無償労働の提供は、「助けられた者が明確に手伝いを拒否した場合、賠償責任は負わない。ただし、受益の範囲内で、手伝ってあげた者が助けられた者に適切な補償を請求することができる」と規定している。

しかし、「民法典」第 979 条第 2 項の但書きは「受益者の意思が法律又は公序良俗に反していたときは、この限りでない」と規定している。換言すれば、他人の意思が法律又は公序良俗に反したときは、他人の意思に反しても、事務管理は成立する。そうすると、上記の消防の事案について、事務管理が成立する。その他、自殺行為を阻止するところ、中国も日本もこの見解を支持している[184]。判例はこの点を明らかに述べないが、判決の結果により、判例も同じ見解を持つことがうかがわれる。筆者が収集した事案のうち、自殺企図者の救助は 6 件である。いずれも、事務管理が成立すると判断された。例として、「劉華等と王幫貴等との紛争案」が挙げられる[185]。自殺の事案と違い、【69】などに本人の意思が公序良俗に反するといえない。なぜ【69】など事案は事務管理と認定されたか。これは本人に責任を負わせるか。本人が「頼んだわけでもないのに」という不満を抱くおそれがある。

第五節　まとめ

上記から見ると、「他人のために事務の管理を始めること」及び「義務なくして（権限なくして）管理すること」という要件について、中国の裁判例の立場と学説（中国及び日本の学説）とはほぼ同じである。「本人のために不利なことまたは本人の意思に反することが明らかでないこと」という要件について、大きな違いがある。学説により、本人の意思に反すると、不適法の事務管理と認定された。裁判例から見ると、本人の意思に反するが、事務管理と認定された事案が少なくない。このような事案についてはある共通点を発見できる。すなわち、公法政策上の意味が濃厚である。【69】【70】の目的は農村の金融の順調を確保する。【76】【77】【78】【79】は扶養義務の履行を確保する。【80】【81】【82】【83】は税金の納付を確保する。【91】【92】は公共の利益を保護する。

上で事務処理の内容により裁判例を分類する。ここに、成立要件により裁判例を分類すると、中国では三つの類型の事案がある。1 では、救助行為である。直接に事務管理と認定される。2 では、公法政策に適合する管理行為である。「他人のため」という要件を活用する。公共の利益を保護するなら、本人の意思を考慮しなく、「他人のため」という要件に満たすと認容する。3 では、その他の一般的な管理行為である。「他人のため」という要件を重視する。本人の意思・利益に適合しないなら、不適法の事務管理と認定された。980 条により、紛争を解決する。

第六章　日中事務管理法の比較－－とくに救助行為の場合

---

[184] 趙廉慧『債法総論要義』（中国法制出版社、2009 年）302 頁。前掲注（100）田中 12 頁。

[185] 重慶市第五中級人民法院（2012）渝一中法民終字第 03101 号民事判決書。

第一節　救助行為について

第二章および第五章の内容からみると、中国での救助行為の事案が多いが、日本での救助行為の事案がほとんどない、というものが明白である。なぜこの差別があるか。これははっきりとはいえない。筆者はここでこの理由を検討してみる。その他、日本の学者は、救助者の損害を求償しうるなら、本人に過大な責任を負わせるから、民法上の求償を支持しない。中国もこのことを考慮し、救助者の損害の求償を制限する。本節もこれを紹介する。

1、相違の理由

①「制度の面において、日中の公的機能の差がはっきり見て取れる。たとえば、日本の警察官と人口との構成比は、1：148 であり、これに対して、46 万人の警察官しか保有していない中国では、その構成比は 1 ：2653 である。大都市においても、上海は 1 ：442 であり、北京は 1 ：348 であり、日本とはまだ大きな差があると言えよう。したがって、……人命救助の役割を少しでも市民に負わせることはやむ得ないことなのである」[186]。これは、日中両国の救助方法の違いを招いたと思う。他人が危険の状況に陥る場合、日本人は自分自身が救助行為を行うことより、警察を呼んだほうが好きかもしれないと思う。ゆえに、自分は救助行為により、損害を被る可能性がより低いから、それについての紛争が少ない。

②中国で社会保障制度及び私的保険により、救助者の損害を十分に填補できない。例として、「亢進文と石道溝村村民委員会との紛争案」では、救助者が救助行為を行い、負傷した。その後、救助者が障害者になり、労働能力を喪失した。家族三人は「農村の低収入戸の生活保障」（一種の社会保障）だけで生計を立てている。この金額は毎月 56 元（2004 年時点で、毎月 2000 円ほど）にすぎない[187]。この金額では中国の農村でも生活しにくいと思われる。救済が十分とはいえない。その他、ある事案では、救助者が死亡した。遺族は身体障害者の父及び 1 歳未満の娘だった。取得した補償は一時金 10 万元（約 150 万円）のみであった[188]。この二人は経済的に自立できない者であると思われる。この状況で、救助者のほうが十分の補償を得られなければ、年少者及び高齢者の扶助が問題となる。公的扶助について決定的に重要なことは、吉田邦彦教授が言うように、公的支援の程度である[189]。中国の限られている公的扶助の支援の下では、高齢者の生活水準はかなり低いと思われる（金銭扶助のレベルでも満足できないので、扶助方式についての議論は少ない）。救助者の遺族が貧乏なので、被救助者に補償請求する事案が多い。これに比べ、日本での公的補償が手厚い。「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」により、

---

[186] 前掲注（164）34 頁。

[187] 河北省保定地区（市）中級人民法院（2014）保民一終字第 413 号民事判決書。

[188] 江蘇省邳州市人民法院（2014）邳議民初字第 0912 号民事判決書。。

[189] 吉田邦彦『民法学と公共政策講義録―批判的・横断的民法のすすめ（具体的法政策学）』（信山社、2018 年）167 頁。

給付基礎額を8700円として、これに一定の倍数を乗じて各種給付が決定される。重症の場合、障害者給付金として1年に272―438万円が支給される。遺族給付年金は、配偶者と1人の子の場合、年額175―281万円が支給される[190]。公的補償が手厚いので、被救助者に補償請求が必要ではないと思われる。

③日本で救助者は被救助者に求償請求しうる民法上の根拠がない。既に述べたように、日本の判例では、現在の事務管理の紛争が主に費用償還請求をめぐって発生するとする。被救助者に求償請求する根拠がなく、かつ公的補償により、十分な補償をもらえるから、紛争が少ない。これに対し、中国では明文があるから、被救助者に求償請求することができる。訴訟を提起することが多い。

④日本も中国も、伝統的な文化の影響を受け、欧米より、訴訟を提出したくない。上記のごとく、日本で救助者の損害を填補する民法条文がないが、民法698条は緊急事務管理（救助行為の違法性阻却）を規定する。しかし、救助行為の違法性阻却の事案もほとんどない。ここで隣人訴訟を参照する上で、検討する[191]。隣人訴訟の原告夫婦に対し非難の手紙や電話が殺到し、中には脅迫じみたものなど嫌がらせも多くあった。その結果、それに耐えかねた原告夫婦は一部勝訴したものの、訴え自体を取り下げた。従来の日本社会における日本人の法意識、紛争解決の方法、特に訴訟によらないものにより、不法行為に基づいて訴訟を提起することが妥当でない、と評価された。この事案の原告と被告とは友人で、「使いにゆくからよろしく頼む」旨があるかもしれない。これに対し、救助行為の双方の間に、何らかの合意がなく、救助者は単純に好意により、救助行為を行う。隣人訴訟の提出が妥当でないと評価されるなら、これより救助者も非難されないはずである。ゆえに、救助者は救助行為により、被救助者に損害を与えても、被救助者が訴訟を提起したくないかもしれない。

2、中国で救助者の損害の求償を制限

2.1　順位に基づく多重救済の併用

被救助者に救助者の損害を補償する資力がない場合、救助者は十分な補償を得ることができない。ゆえに、単に被救助者から補償を取得するだけでは、紛争を解決しえない。そこで、他の救済が必要である。例えば、加害者がいる場合、救助者は損害賠償請求権に基づき、自分の損害を填補しうる。なお、多重救済は併存することができるか。学説も判例も肯定説を主張している。そして、異なる救済の間では順位が違う。救済の順位が大事なものである。先紛争を解決するため、以下の順位に基づく多重救済の併用は妥当であると思う。

①第一順位：加害者の賠償責任

加害者がいる場合、不法行為により、加害者が賠償責任を負うことは当たり前である。

---

[190] 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為（第3版）』（有斐閣ブックス、2001年）12頁。

[191] 詳しくは、星野英一編『隣人訴訟と法の役割』（有斐閣、1984年）参照する。

「民法典」第 183 条は加害者の責任を規定している。しかし、この条文には「侵害者が民事責任を負い、受益者は適切な補償を行うことができる」という表現がある。単に文理から見れば、賠償と補償との適用の順序は厳密に制限されておらず、両者の併用が許されている。しかも、両者の関係が明確にされておらず、両者の適用が混乱を惹起する可能性がある。

通説は、加害者賠償が被救助者による補償より先になされるべきであるとする[192]。判例は同様に、加害者の賠償が第一順位との見解を支持している。加害者は救助者の損害に対して最も重要な賠償責任を負っており、加害者がいない、または資力不足の場合のみ、被救助者は適切な補償責任を負うと判断した[193]。理由は、被救助者の補償義務が救助者のために特別に設けられた損害の二重救済制度であり、救助者損害の填補のため、救助者に被救助者に対する補償請求権を付与するものであり、選択請求権（すなわち、被救助者による補償と加害者賠償の両者から一つを選択する）ではない、というものである[194]。反面、加害者が十分な額を賠償できるなら、被救助者は補償する必要がないと判断した[195]。ある事案では、救助者が被救助者を相手方として訴えたところ、裁判所は、加害者に賠償の資力がないことが証明されていないとして、被救助者に対する補償の請求を棄却した[196]。

②第二順位：公的補償、私的保険

加害者の賠償が社会保険より先になされるはずである。社会保険が先に給付されても、加害者に対する求償権はある。被救助者より、社会保険ないし私的保険の資力が強く、救助者損害を負担するのはさほど難しくないので、被救助者による補償より先になされることが妥当である。判例もこの見解を支持している。ある事案では、救助者が医療保険で取得した金額を控除し、被救助者に残りの部分を補償させた[197]。被救助者による補償の額を計算する前に、私的保険からの保険金を控除した事案もある[198]。

その他、中国では見義勇為基金会の補償がある。行政法から見ると、公民の、法定あるいは約定義務がなく、犯罪を制止し、国家または公共財産を保護する行為は、国家及び地方公共団体の職責を代行することである[199]。したがって、ある学者は、緊急救助行為が行政協力行為だと考えている。国は財政から一部を支出し、緊急救助者を緊急救助の実施前と同等の状態に回復させるべきである[200]。緊急救助を行政協力として認定することは、国

---

192 宋宗宇、張晨原「救助他人受到損害私法救済的法制構造―兼評「民法典（草案）」第 183 条」法学評論（2020 年第 3 期）156 頁。

193 湖南省邵陽県人民法院（2016）湘 0523 民初字 5 号民事裁判書。

194 湖北省宜昌市中級人民法院（2014）鄂宜昌中民三終字第 238 号判決書。

195 広西壮族自治区桂林市七星区人民法院（2015）星民初字第 1520 号民事裁判書。

196 広東省東莞市中級人民法院（2014）東中法民一終字第 1421 号民事判決書。

197 寧夏回族自治区石嘴山市大武口区人民法院（2015）石大民初字第 3714 号民事判決書。

198 陝西省西安市蓮湖区人民法院（2011）蓮民二初字第 88 号民事判決書。

199 楊海坤、曹達全「試析行政法意義上的見義勇為行為―兼評我国見義勇為法律制度之不足」法学論壇（2008 年第 1 期）47 頁。

200 傅昌強、甘琴友「見義勇為行為的行政法思考」『行政法学研究』（2002 第 2 期）36 頁。

が緊急救助者に対して補償義務を負うということの重要な理論的基礎である。

第二順位の救済とすべき理由は、①不法行為制度は加害者の処罰といった機能を有する。公的補償が賠償より先になされるなら、加害者に不当に利益を得させ、不法行為法の目的に反する。これは私法分野への不適切な介入であり、妥当ではない。②被救助者より、国または地方公共団体の資力が強く、救助者の損害を負担するのは難しくないので、被救助者による補償より先になされることが合理的である。学説上、政府からの公的補償は先になされるべきという見解を持っている学者が多い[201]。判例は同じ立場である。ある事案では、被救助者による補償額を計算する際に、特に見義勇為基金会からの公的補償の額を控除した[202]。

公的補償により、救助者の損害を十分に填補できるなら、被救助者による補償は必要ではない。しかし、公的補償は十分とはいえない。中国では、緊急救助者は主に政府または見義勇為基金会から公的補償を取得する。ここで、簡略に述べる。1993 年、中華見義勇為基金会が設立されたのを機に、その後全国各地でも見義勇為基金会が設立された。それに呼応するかのように、1991 年山東省の青島市の「青島市表彰見義勇為公民的規定」の制定と施行を端緒として、中国全土各地の「緊急救助」立法が続いた。現在、ほぼ全国で「緊急救助」の地方立法が整備されたが、全国的な立法はいまだ成立していない[203]。各地の立法には違うところが多いが、共通する要点も少なくない。条文から見ると、「緊急救助の認定」、「補償の金額」、「補償の順序」この三つが公的補償の不足を招く。

まず、緊急救助の認定について、各地の立法いずれも「侵害を阻止する救助」及び「災害救助」が公法上の「緊急救助」に属すると認めている。この二つの類型の他に、常に「その他の緊急救助行為」を補充的に定めた[204]。

次に、補償の金額が少ない。緊急救助者は「烈士」と認定されたなら、特別に優遇される[205]。しかし、「烈士」と認定された者は非常に少ない。筆者が収集した事案のうち、救助者が「烈士」と認定された事案は、わずか 1 例（0.84%）に過ぎない[206]。他の政府補償の受給例では、一番多いのは一時金 10 万元（約 150 万円）の受給にすぎない[207]。

最後に、補償の順序について、問題もある。緊急救助者の医療費の給付を例として、検討する。多くの地方の立法は、通常加害者・責任者が緊急救助者の医療費を負担し、加害者・責任者の資力不足、または加害者 ・責任者がいない場合、社会保険機構、緊急救助

---

[201] 桑本謙「利他主義救助的法律干預」中国社会科学（2012 年第 10 期）138 頁。

[202] 重慶市垫江県人民法院（2019）渝 0231 民初 2869 号民事判決書。

[203] 前掲注（164）33 頁。

[204] 「上海市見義勇為人員奨励和保護办法」第 10 条、「黒竜江省見義勇為人員奨励和保護規定」第 6 条、「吉林省見義勇為人員奨励和保護条例」第 7 条など。

[205] 一時金（烈士の一か月給料の 80 倍）などの金銭補償の他に、優先就職、居住条件の改善、戸籍移転などのことを優先的に配慮するという優遇がある。

[206] 『人民法院案例選（2004 年民事専輯）（総第 48 輯）』（人民法院出版社、2005 年）150 頁。

[207] 吉林省遼源市西安区人民法院（2020）吉 0433 民初 562 号民事判決書。

者の所在単位（所属先）及び見義勇為基金会が医療費を負担すると定める[208]。ある地方の立法は、受益者（被救助者）が見義勇為基金会より先に医療費を支払うべきだと規定する[209]。少数の地方の立法は、社会保険機構、緊急救助者の所属先または見義勇為基金会が先行的な立替責任を負うと定める[210]。

③第三順位：被救助者による補償

上述したように、被救助者による補償は最終的な損害填補の手段である。すなわち、他の救済により、救助者が十分な救済を得られるなら、被救助者による補償は必要ではない[211]。反面、救助者に填補されなかった損害があれば、被救助者は補償すべきである。例えば、「民法典」第 183 条の後段は、「侵害者がおらず、侵害者が逃亡し、又は民事責任を負う能力がないときは、受益者が適切な補償を行わなければならい」と定める。この条文は「不法行為法により、加害者が一部の賠償責任のみを負う」という状況を規定しない。判例は、加害者は自分の賠償責任を負うが、救助者の損害を十分に填補できないのであれば、被救助者による補償も必要だと判断した[212]。これは妥当であると思われる。救助者の回復に重点を置く、事務管理の救済法的な性格に合致する。

2.2　被救助者による補償の額の確定

論理に基づいて補償額を確定することには三つの手はずが必要であると思われる。まず、被救助者のことを考えずに、単に救助者の損害のうちいまだ填補されていない部分を確認する。次に、緊急救助の中で救助者及び被救助者の行為、両者の関係などのことを考慮する。救助者の損害について、両者に帰責事由があるか否かなどの要素により、上記の未填補損害の範囲で、被救助者が補償すべき額を確定する。最後に、公平の観点から、被救助者の経済状況、地元の生活水準など（損害の発生とは関係がないこと）を考慮し、上記の被救助者が補償すべき額を、未填補損害の範囲で、斟酌して増減する。具体的には、以下とおりである。

まず、未填補損害の額を確定する。

つぎに、未填補損害の範囲で、被救助者が補償すべき額を確定する。

①約束がある場合、約束に従う。実は、中国では、救助者と被救助者は補償額についての協定書を作成することが少なくない。判例から見ると、裁判所はこの協議の効力を尊重している。約束がある場合、直接に約束に従うと判断した[213]。協定書を作成した後、履行

---

[208] 例えば、「黒竜江省見義勇為人員奨励和保護規定」第 29 条、「四川省保護和奨励見義勇為条例」第 13 条など。

[209] 「安徽省見義勇為人員奨励和保護条例」第 23 条、「遼寧省奨励和保護見義勇為人員条例」第 18 条、「吉林省見義勇為人員奨励和保護条例」第 15 条、「陝西省奨励和保護見義勇為人員条例」第 15 条など。

[210] 「広東省見義勇為人員奨励和保障条例」第 19 条など。

[211] 四川省成都市中級人民法院（2020）川 01 民終 10431 号判決書。前掲注（195）。

[212] 四川省南充市中級人民法院（2013）南中法民終字第 232 号民事判決書。

[213] 前掲注（187）。

しない場合は、履行しなければならない[214]。救助者と被救助者との間に、雇用関係がない場合に、被救助者が救助者を雇用する方法で補償する等の方法による補償も裁判所は認めており、この協議も履行すべきだと判断した[215]。

②救助者に過失がある場合。救助者は損害の発生について過失があった場合、被救助者に補償を請求することができるか。学説は、肯定説を支持している。救助者に過失があっても、被救助者による補償という債務の成立は妨げられない。しかし、過失相殺により、被救助者の補償義務を適当に軽減することを主張している[216]。判例は、同じ見方である。児童が緊急救助行為を行って死亡した場合に、救助者である児童の損害について、児童の法定監督者である両親にも過失があることを踏まえ、補償額を減額すると判断した事案がある[217]。救助者の救助方法が適切かどうかも考慮しなければならない。救助の方法が明らかに適切でない場合、過失相殺により、補償額を減らすべきである。例えば、隣人の部屋で火災が発生したとき、救助者が床で消火できるにもかかわらず、敢えて壁に立ったため、転倒して負傷したという事案において、裁判所は、救助者が自身の損失に対して主たる責任を負うと判断した[218]。

③被救助者に過失がある場合。被救助者に危険状況の発生について過失があれば、すなわち、被救助者の過失と救助者の損失とは一定の関連性があり、被救助者による補償の額は当然に適切に高くなるべきである。補償額を高めるべきであるが、制限があり、未填補損害の額を超えることはできない。判例は、上述の見解を支持している。例えば、被救助者が自殺企図者である場合である[219]。ある学者は、被救助者に過失がある場合には、「惹起」ルールにより、被救助者は補償責任ではなく、不法行為の賠償責任を負うべきだと考えている[220]。

④先行行為による救助義務がある場合。前に述べたように、直接に危険状況を惹起する先行行為を除き、他の先行行為があっても、被救助者による補償という債務の成立は妨げられない。しかし、救助義務があるか否かは、補償額を確定するとき、考慮すべき要素であると思われる。救助義務があるなら、補償額を適切に減額することが妥当である。例えば、ある事案は、救助者と被救助者とは恋人であり、裁判所はこの要素を考慮し、合理的な補償額を確定した[221]。

最後に、未填補損害の範囲で、被救助者が補償すべき額を斟酌して増減する。

①被救助者の受益状況を考慮する。被救助者の受益状況について、「人命救助」、「財

---

[214] 湖南省郴州市中級人民法院（2014）郴民一終字第 119 号民事判決書。

[215] 江蘇省蘇州市中級人民法院（2014）蘇中民終字第 02846 号民事判決書。

[216] 繆宇「論被救助者対見義勇為者所受損害的賠償義務」法学家（2016 年第 2 期）86 頁。。

[217] 前掲注（194）。

[218] 北京市第一中級人民法院（2017）京 01 民終 121 号民事判決書。

[219] 四川省中江県人民法院（2016）川 0623 民初 735 号民事判決書。

[220] 前掲注（216）87 頁。

[221] 江蘇省常熟市人民法院（2015）熟支民初字第 00452 号民事判決書。

産救助」に分けて検討すべきである。人命救助の事案においては、被救助者の受益は生命である。生命は非常に大切なので、その価値は計算できない。ゆえに、人命救助の事案では、補償額を確定するとき、ほとんど被救助者の受益状況を考慮しない。例外は、人命救助が失敗した場合であり、被救助者のほうには受益がないので、被救助者に少なくない補償責任を負わせるのは妥当ではない。したがって、裁判所は被救助者の受益状況を斟酌して補償額を減額する[222]。財産救助について、学説は、被救助者の受益が考慮され、通常、受益の範囲内で補償されるべきだと考えている。例えば、王利明教授が主宰して起草した「中国民法典草案提案稿」第1163条は、「管理人が本人の事務を管理する過程で人身傷害を受けた場合、管理人の管理行為が本人の財産利益のためであるなら、本人は財産利益の範囲内で損失を賠償しなければならない」と定めた[223]。判例の態度は一貫しない。受益の範囲内で補償すべきと判断した事案もあるが[224]、受益範囲を超えて補償すべきと判断した事案もある。筆者の出身地の事案を例として述べる。被救助者Y会社の車庫の屋上で火災が発生した。火を消した後、火災の再発を防ぐため、救助者Xが車庫の屋上に行き、火災の隠れた危険を処理した。すると屋根が倒壊し、救助者Xが負傷した。Yの受益は数十万円にすぎないが、裁判所が命じた補償額は数百万円である[225]。この判決は妥当ではない。補償額は救助された財産の価値をはるかに上回り、Yにとっては明らかに不利である。したがって、財産救助の場合、「被救助者の受益状況」を問題にする必要があると思われる。

②被救助者の経済状況を考慮する。この点は、主に被救助者の利益の保護を念頭に置いている。被救助者の経済状況から見ると、生活が困難である場合、被救助者の補償責任を軽減または免除することができる。「被救助者は生活が困難で、給付能力がないため、もし補償責任を負わせるなら、公平に違背する。新たな不公平を惹起しないよう、補償責任を負わせるべきではない」と判断した事案がある[226]。具体的な事案では、裁判官は具体的な経済状況を証明する責任を被救助者に課すべきである。例えば、低収入戸の証明書類、納税書類などを提出させるべきである。

3、問題の提起

これまで、日中の相違をならす方向で、幾つかの指摘を行ったが、やはり、日本における救助行為を巡る事務管理規定の欠落の問題は否定できない。あまりに相違を強調することもできないが、他方で、日本法は、中国法に学ぶべきところがあるという点を、本稿の問題提起をここで行い、その系譜的・法理論的考察は、末尾に行いたい。

第二節　本人の公法上の義務の履行について

---

[222] 天津市薊州区人民法院（2016）津0225民初6758号民事判決書。

[223] 王利明『中国民法典草案建議稿及説明』（中国法制出版社、2004年）160頁。

[224] 福建省順昌県人民法院（2020）閩0721民初817号民事判決書。

[225] 黒竜江省鶏西市中級人民法院（2019）黒03民終962号民事判決書。

[226] 海南省第二中級人民法院（2015）海南二中民一終字第51号民事判決書。

中国で、私人は私人の公法上の義務を履行する事案があるが（【80】【81】）、日本のような政府は私人あるいは政府の公法上の義務を履行する事案が見えない。政府と私人とは平等ではなく、なぜ両者間に事務管理が成立しうるか。とくに、【36】事案で、「速やかに廃棄物の適正処理を確保する必要性が極めて高く、一刻の猶予もならない状況にあったものというべきである」という判断はどのように出されるか。私人より、政府が強力である。政府は無断に私人の公法上の義務を履行する場合、「強迫」「押し付けられた利得」の意味が強いではないか。とくに、中国の政府の力が強い。かつ中国の行政法がより完璧であるといえる。単に行政法に基づき、この問題を解決したほうがよいと思う。この点について、中国法は、日本法に学ぶべきでないと思う。しかも、日本で事務管理否定論を支持している学者が少なくない[227]。

第三節　相続財産の管理について

日本で、本類型の数が多いが、中国での数が少ない。

理由は以下とおりである。

①2008 年の前、多くの中国人が貧乏であるといえる。2008 年に都市住民の一年間の平均収入が 29229 元（約 43 万 4 千円）にすぎない。ゆえに、相続財産が少ない。紛争がより少ない。

②1978 年から、中国では 40 年間くらい一人っ子政策を執行していた。ゆえに、常に子一人が両親の財産を相続によって取得する。共同相続人がないから、これについて、紛争が少ない。

③中国で 2021 年の民法典の前、相続法の条文が少ない。

第七章　むすびにかえて――日中事務管理法の相違の系譜的・法理論的考察

第一節　まとめ（日中事務管理法の類型的比較）

歴史から見ると、立法のとき、日本も中国も人類扶助機能を重視したが、とくに日本裁判例における現実の事案によると、純粋的な利他的管理がほとんど見えない。立法者予想外の機能を発揮する。すなわち、親族扶助機能・填補機能・授権補完機能である。違い時期に、事務管理が違い機能を発揮しうる。将来、社会の発展に伴い（他人の協力がなくても生活できる）、事務管理法がほとんど役に立たない可能性もある。しかしながら、事務管理制度自身の意義（人類扶助機能）を閑却することができない。

すなわち、第 1 に、日本の事案の大半を占める「利益調整型――費用立替、その費用償還請求型」事案は、中国でも数多く見られる（その相続事案の多寡などの相違はあるが）。しかしこれは、比較法的・法史的に普遍的に見られて、肯定されるべき事案であり、この

[227] 北村喜宣「行政による事務管理（三・完）」自治研究 91 巻 5 号（2015 年)51 頁以下参照。安本典夫「『都市再生』法制における行政手法の展開」大阪学院法学 42 巻 1 号(2015 年) 23 頁。

種の裁判例は、常時出続けている。法教義学的には、不当利得（その内、求償不当利得といわれるもの）[228]と大差ないと言えるのではないか。その意味で、ボアソナード民法（旧民法財産篇）371 条から 373 条で、事務管理が不当利得と未分化であったのは[229]、事案類型的には、理解できるところである。

しかし他方で、第 2 に、「救済行為型」における日中の歴然とした相違には、目を向けるべきであろう。その相違は、制度的説明から、ある程度は相対化できることは、第六章で述べたが、両国の規範論としての相違（救済行為を巡る補償請求権）は無視できないだろう（日本民法 698 条の緊急事務管理は、あまりにその射程に限定をかけるものと言わざるを得ない）ことも、本稿での問題提起としたいところである。そこで、以下では、もう一度、この相違について、その法系譜的相違、さらには、その民法理論的意味を考えてみることにしたい。

第二節　法系譜的考察との関係

すなわち、総論的に事務管理が人類扶助としての救助機能を担うべきことは、日中共に語られているのに、実例レベルでのこの顕著な相違が認められることは、どう考えたらよいのであろうか。

考えるに、ヨーロッパ法（欧米法）由来的には、利益調整型が圧倒的で、救済行為型は系譜的には、社会主義法系に遡る[230]ことは、見逃せないであろう。伝統的な法教義学としては、西欧法の原則は、自律原則・個人主義原則（利己主義原則）が本来的とされる。しかし、近時の DCFR の事務管理法提案から見ると、本人の自由を尊重する限りで，親切な連帯を重視するといえる[231]。「良きサマリア人」の問題は、道義的には望ましいとされても、不作為の不法行為（その前提としての救助の作為義務）は原則として認められないというのが、英米判例法の原則でもある。今まで、アメリカではわずか 5 州が罰則を含む「良きサマリア人法」を制定している[232]。

利他原理・自己犠牲原理ないし社会的公益優先は、なかなか伝統的法理としては定着し

---

[228] 例えば、好美清光「不当利得法の新しい動向について（上）（下）」判タ 386 号、387 号（1979）、四宮和夫・事務管理・不当利得・不法行為上巻（現代法律学全集）（青林書院新社、1981)、加藤雅信・財産法の体系と不当利得法の構造（有斐閣、1986）(初出、1973～1981)(簡単には、有斐閣大学双書・民法講義 6（有斐閣、1977)、同・事務管理不当利得（三省堂、1999）52 頁以下〔62 頁では、自説（箱庭説＝法体系投影理論）は、類型論とは異なるというが、影響はあるとしている（64 頁）〕、同・事務管理・不当利得・不法行為（有斐閣、2002）31 頁以下）、川角由和・不当利得とはなにか（日本評論社、2004）などにおける不当利得の類型的考察の関連部分参照。

[229] 本稿第一章第二節参照。

[230] 本稿第四章第二節参照。

[231] 例えば、3：101 は免責もしくは償還請求権を規定している。3：102 は報酬請求権を定めている。3：103 は賠償請求権を規定している。

[232] 今まで、アメリカではハワイ、ミネソタ、ロードアイランド、バーモント、ウィスコンシンの 5 州だけが救助しない人に罰を与える。それはコモンローの例外となっている。

なかったことも、ここには関係しよう（それゆえに、例えば、旧ソ連のチェルノブイリ原発爆発事故の際のリクヴィダトールによる自己犠牲的放射能処理が称揚される[233]ことは、――本稿での問題意識とは大いに関係するのだが、――欧米の法思想との関係では、異質の行動様式と映るのである。

第三節　事務管理法の民法理論的考察

これをもう少し民法理論的に考察してみると、近時有力に説かれているように、公共政策的には、社会編成原理として、「市場と国家」の役割、「利己主義と利他主義」のバランスという軸との関連では、従来の西欧法（そしてとくに日本民法）では、市場主義・利己主義の偏重の傾向があること（そこにおける、川島博士等を中心とする、いわゆる「近代市民法」理論（商品交換法の体系）の影響力も見逃せない）、そして近時は、その批判理論も重視されていることには留意すべきであろう[234]。その意味で、本稿に検討した、事務管理法（とくに、比較法的にあまり異論がない「利益調整型」とは異なり、日中で対蹠的な立場が顕著な「救済行為型」でのこの法理）は、興味深い素材を提供すると言えるであろう

1、利他主義について

実は、救助者損害の補償について、中国の学者は熱心ではない。例えば、梁慧星教授が主宰して起草した「中国民法典草案提案稿」[235]、王利明教授が主宰して起草した「中国民法典草案提案稿」[236]などの草案提案稿は、いずれも救助者損害の補償を規定しなかった。学者は、事務管理の一般的規定で十分であり、独立して救助者損害の補償を定めることは必要ではないと考えている。しかし、学者の態度と、司法機関および政府の態度は違っている。立法機関、司法機関および政府は救助行為を非常に重視している。なぜかというと、中国政府は法律手段により、利他的行為を誘発したい。

実は、「人助けを自分の喜びとする」ことは中華民族の伝統的な美徳である。しかしながら、2006 年に南京市で起きた「彭宇事件」の処理により、中国のモラルや社会風潮に深刻な悪影響を与えるといえる（影響力から見ると、日本の隣人訴訟に似ている）。ここに簡単に紹介する。彭宇という名の男性（当時 26 歳）は、バス停で転んだ老人を助け起こして病院に送り、診療費を立替払った。老人側は「彭宇に突き飛ばされて転んだ」と主張し、彭宇に損害賠償請求を提起した。裁判官は「社会通念から見ると、彭宇が正義心から行動

---

[233] この問題については、さしあたり、吉田邦彦「チェルノブイリ原発事故調査からの『居住福祉法（民法）』的示唆――福島第一原発問題との決定的な相違」NBL1026 号（2014 年）33 から 41 頁（同・東アジア民法学と災害・居住・民族補償（後編）（災害・環境・居住福祉破壊現場発信集）（民法理論研究 7 巻）（信山社、2019 年）217 から 218 頁参照）。

[234] さしあたり、前掲注（189）5 から 6 頁参照。

[235] 梁慧星『中国民法典草案建議稿』（法律出版社、2003 年）1 頁。

[236] 前掲注（223）38 頁。

したら、老人を助け起こす前にまず加害者を捕まえるはずである」「被告は原告を突き飛ばさなかったら、なぜわざわざ老人を病院まで送った」という、これまた突拍子もない推測をもって、一審で彭宇を加害者と認定し、〇〇元の支払いを命じた（彭宇が救助者か加害者か、今まで、明らかでない）[237]。裁判官は「人の性は悪なり」という立場から判断する。非常に悪いと思われる。その後、人々は「善行は賠償や裁判沙汰になりかねない」というイメージをもっており、救助行為をしたくない。

その後、悦悦ちゃん事件があった。2011 年 10 月 13 日の午後、中国広東省仏山市で悦悦ちゃん（2 歳の女児）は狭い路地でライトバンに轢かれ、通行人 18 人に 7 分間無視された。監視カメラの映像には、見て見ぬふりをする無慈悲な大人の姿が映っていた。さらに悦悦ちゃんはトラックにも轢かれた。結果、彼女は死亡した[238]。

ゆえに、中国政府は法律手段により、救助行為（利他的行為）を誘発したい。ある学者がこの問題を検討している。例えば、桑本謙教授は、三つの法律手段を列挙して検討する。すなわち、①救助に関する義務を規定する。救助しないと、不作為不法行為責任を負うべきである②救助者に法律の保護を提供し、救助者の不注意による賠償責任を減免する。かつ救助者の誣告を処罰する③救助者が救助成功の利益をもらえる。救助者に賠償請求権を与える。政府が奨励金を救助者に与える、というものである。結局③が最も適切な手段であると思われる[239]。

実は、アメリカ学者もこの問題を検討している。例えば、キャラブレイジ教授は、①贈与②非営利団体の幹部への支払い③修正市場（集権的介入）、という三つの手段が利他的行為を誘発できると述べる[240]。中国は②③の手段を採用している。救助者が非営利団体である見義勇為基金会から補償をもらえる。政府について、行政あるいは法律により、救助行為（利他的行為）を誘発したい。

その他、利他主義と救助者の損害の補償という法的介入とは必ずしも矛盾ではない。救助コストが低い場合、利他主義は通常、救助行為に十分な激励を提供することができる。利他主義と法的介入が互いに排他的であるかどうかは、賠償（または懲罰）が利他主義的動機をどの程度抑制しているかにかかっている。救助者が救助によって怪我をしたり、障害を起こしたり、死亡したりするなど、救助者が支払うコストが高い場合、救助者やその親族は救助者に補償を求める理由がある。この場合の補償は救助行為の道徳的価値を著しく損なうことはなく、救助行為の利他主義的動機を弱めることもない。その他、法律は障害・死亡に対して明確な賠償基準を規定しているため、法律のコストも合理的な限度を超えない[241]。

---

[237] 江蘇省南京市鼓楼区人民法院(2007) 鼓民一初字第 212 号民事判決書。

[238] 『広州日報』（2011.10.17）参照。

[239] 前掲注（201）126 以下参照。

[240] グイド・キャラブレイジ著、吉田邦彦訳『法と経済学の未来』（弘文堂、2021 年）113 から 122 頁参照。

[241] 前掲注（201）138 以下参照。

2、好意・無償について

この点で、夙に、瀬川信久教授が、「好意」の考察に光を当てられた[242]のは、興味深い。子どもを好意で預かった場合あるいは好意同乗の場合、少なくとも合意がある。好意なので、責任を軽減しうる。救助行為の場合、合意がなく、上記より非難されないから、被救助者あるいは第三者に損害を与えた場合、責任の軽減が当たり前である。

吉田邦彦教授も、Radin 理論の反・商品化論の影響からか、無償行為論の研究をされている[243]のも、興味深い。日本でも中国でも、人の器官が商品になることができない。一般的に、救助行為は事務管理に属するが、器官の贈与によって他人を救助すると、通常は、無償行為に属する。身体取引との関係で、無償行為の重要性は、詰める必要がある。さらに、震災との関係でのボランティア活動の意義は、近時注目されるところである[244]。ボランティア活動があっても、事務管理法の費用償還権および損害賠償請求権の正当性を否定しえない。贈与契約について、日本でも中国でも、英独仏での要式契約と違い、諾成契約である。たぶん、伝統的な東アジアの文化の影響を受けるから、贈与契約において、独自色がある（とくに、忘恩行為による解除から東アジアの信義を見られる）。東アジア文化の中に、恩返しが重要なものである。西洋国家と違い、東アジアの贈与は常に恩返しに緊密につながる[245]。もし救助行為を贈与の一種類とみなすと、費用償還・損害賠償を恩返しとして、妥当・正当であると思う（世界でなく、東アジアのみ）。

本研究は、法理論的には、その方向性に位置付けられ、「好意」「無償・利他原理」の民法的展開を試みるものである。従来のように、それを「日陰の存在」とせず、一定の補償原理の彫琢を模索する（もっとも、さらに、公的補償を追求すべきという方向性にみられる、「政府」の役割重視の社会主義法の特色だが、本補償原理と相補的であることは既に見た）[246]。隣接領域としては、安全配慮義務や不作為の不法行為の展開[247]も通ずるものであり、本論文で行ったのは、その「一齣」の基礎作業でもある。

おわりに

本稿はまず、日本の事務管理法の系譜的考察により、事務管理について、立法者が本人

---

[242] 瀬川信久「子どもを好意で預かった場合の保護義務」加藤一郎＝水本浩編・（四宮古稀）民法・信託法理論の展開（弘文堂、1986 年）。

[243] 吉田邦彦「贈与法学の基礎理論と今日的課題（1）～（4・完）」ジュリスト 1181 号から 1184 号（2000 年）（同・契約法・医事法の関係的展開（民法理論研究 2 巻）（有斐閣、2003 年）に所収）。

[244] 前掲注（189）158 頁。

[245] 劉勇「報償贈与論」法学研究（2023 年第 5 期）133 頁以下参照。

[246] 本稿第六章第一節、第二節参照。

[247] 例えば、張徐磊「中国における不作為不法行為の責任判断に関する考察――日中比較の視点から」（修士論文）（2023 年 10 月提出）（未公表）は、やはり日中比較から、こうした類似の問題意識が示されていることが、筆者には興味深く思われる。

の利益を保護するとともに、伝統的な文化の影響を受け、人類扶助機能を重視する。しかしながら、現在の事案から見ると、実は、事務管理法は立法者が予想外の機能も発揮している。すなわち、授権補完機能・填補機能・親族扶助機能である。

つぎに、日本の具体的な裁判例を分析する上で、各類型の成立要件を検討する。よって、成立要件から、事務管理の分類作業を試みる。すなわち、①「他人のためにする意思」が厳格に捉えられる事案②「他人のためにする意思」が厳格に捉えられない事案③本人の意思を無視できる事案、というものである。その他、性質上から、①利益調整型②救済行為型③中間型という三つの類型を区分する。その後、日本の裁判例により、事務管理と隣接制度とを検討する。よって、事務管理法の位置付け・機能を明らかにしよう。やはり、人類扶助機能があるから、事務管理は独立する意義がある。

その後、中国の事務管理法の沿革から見ると、中国の伝統的な文化の影響および社会法系の影響により、今の中国民法が大陸法系に向かうということが見られるが、事務管理法について、独自色がある。中国で事務管理についての検討が少ないから、裁判例により、成立要件を検討することが必要であると思う。よって、中国の裁判例を分析する上で、事務管理の共通点を析出する。中国の事務管理法は、公法政策上の意味が濃厚であるという結論を出す。

最後に、日中裁判例の相違を検討する。最も重要な相違が「救済行為型」における日中の歴然とした相違である。以下では、もう一度、この相違について、その法系譜的相違、さらには、その民法理論的意味を考えてみることにしたい。法系譜的相違から見ると、やはり、西欧諸国は本人の意思をより重視する。それに対し、社会主義国家として、中国は公益をより重視する。その他、法理論的考察について、「好意」「利他主義」などの民法的展開により、事務管理法の意義・位置付けを検討する。利他主義と救助者の損害の補償という法的介入とは必ずしも矛盾ではない。事務管理法の費用償還請求権および損害賠償請求権の正当性を証明しうる。